

平成26年12月11日開会

平成26年12月19日閉会

(定例第7回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（12月11日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員者職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
6番 高川 喜彦議員	6
3番 松田 規久夫議員	13
1番 清神 清議員	20
9番 西本 篤史議員	25
8番 石田 修一議員	30
12番 國永美恵子議員	38
11番 瀬石 公夫議員	49
議案第43号	54
議案第44号	54
議案第45号	54
議案第46号	54
議案第47号	54
議案第48号	54
議案第49号	54
議案第50号	54
議案第51号	54
議案第52号	54
議案第53号	54
議案第54号	54
議案第55号	54
議案第56号	54
議案第57号	54

議案第58号	61
請願第1号	63
陳情第4号	63
散会	63
署名	64

第2号(12月19日)

議事日程	65
本日の会議に付した事件	66
出席議員	67
欠席議員	67
事務局出席職員職氏名	68
説明のため出席した者の職氏名	68
開会	68
会議録署名議員の指名	68
議案第43号	68
議案第44号	68
議案第45号	68
議案第46号	68
議案第47号	68
議案第48号	68
議案第49号	68
議案第50号	68
議案第51号	68
議案第52号	68
議案第53号	69
議案第55号	69
議案第56号	69
議案第57号	69
陳情第3号	69
請願第1号	69
陳情第4号	69
議案第59号	71
議案第60号	72
議案第60号	73
議案第54号	73
議案第58号	74

委员会提出議案第 2 号·····	7 5
閉 会·····	7 6
署 名·····	7 7

田布施町告示第48号

平成26年第7回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成26年11月27日

田布施町長 長信 正治

1 期 日 平成26年12月11日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

清神 清議員
松田規久夫議員
林山 健二議員
畠中 孝議員
西本 篤史議員
瀬石 公夫議員
藤山 巖議員

河内 賀寿議員
木本 睦博議員
高川 喜彦議員
石田 修一議員
谷村 善彦議員
國永美恵子議員

○12月19日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

平成26年12月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
定期監査の報告
例月出納検査の報告
議員派遣
各常任委員会の調査報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第43号
専決処分の承認について(平成26年度田布施町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第6 議案第44号
平成26年度田布施町一般会計補正予算(第6号)議定について
- 日程第7 議案第45号
平成26年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第8 議案第46号
平成26年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第9 議案第47号
平成26年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第10 議案第48号
田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第49号
田布施町奨学金条例
- 日程第12 議案第50号
田布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第51号
田布施町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例
- 日程第14 議案第52号
田布施町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 日程第15 議案第53号
田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第54号
田布施町地域交流館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第55号
たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定について

- 日程第 1 8 議案第 5 6 号
小行司特産加工センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 5 7 号
田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 5 8 号
田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 請願第 1 号
町道上ゲ線、町道上ゲ西線の改築に関する請願
- 日程第 2 2 陳情第 4 号
田布施町農業委員への女性登用に関する要望書

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
定期監査の報告
例月出納検査の報告
議員派遣
各常任委員会の調査報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 4 3 号
専決処分の承認について（平成 2 6 年度田布施町一般会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 6 議案第 4 4 号
平成 2 6 年度田布施町一般会計補正予算（第 6 号）議定について
- 日程第 7 議案第 4 5 号
平成 2 6 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 8 議案第 4 6 号
平成 2 6 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 9 議案第 4 7 号
平成 2 6 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 1 0 議案第 4 8 号
田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 4 9 号
田布施町奨学金条例
- 日程第 1 2 議案第 5 0 号
田布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 5 1 号
田布施町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例
- 日程第 1 4 議案第 5 2 号
田布施町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 日程第 1 5 議案第 5 3 号
田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定について

- 日程第 1 6 議案第 5 4 号
田布施町地域交流館の指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議案第 5 5 号
たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 8 議案第 5 6 号
小行司特産加工センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 5 7 号
田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 5 8 号
田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 請願第 1 号
町道上ゲ線、町道上ゲ西線の改築に関する請願
- 日程第 2 2 陳情第 4 号
田布施町農業委員への女性登用に関する要望書

出席議員（13名）

1 番	清神 清議員	2 番	河内 賀寿議員
3 番	松田規久夫議員	4 番	木本 睦博議員
5 番	林山 健二議員	6 番	高川 喜彦議員
7 番	畠中 孝議員	8 番	石田 修一議員
9 番	西本 篤史議員	10 番	谷村 善彦議員
11 番	瀬石 公夫議員	12 番	國永美恵子議員
13 番	藤山 巖議員		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	上部 能之君	書記	藤田 育子君
		書記	福原 奈巳君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	富田 辰也君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	亀田 典志君	税務課長	堀川 誠君
経済課長	向山 智章君	建設課長	鳥上 清史君
建設課技幹	本城 嘉也君	町民福祉課長	川添 俊樹君
健康保険課長	中田 正美君	会計室長	大島 克己君
学校教育課長	水田 貴之君	社会教育課長	中村 俊彦君
給食センター所長	中村 和宏君	代表監査委員	今井 清弘君

午前9時00分開会

(ベル)

○議長（藤山 巖議員） 第7回田布施町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（藤山 巖議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、清神清議員、河内賀寿議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（藤山 巖議員） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は12月19日までの9日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（藤山 巖議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、定期監査及び例月出納検査の結果報告のため、今井代表監査委員に出席を求めます。定期監査及び例月出納検査の報告を求めます。今井代表監査委員。

○監査委員（今井 清弘君） 皆さん、おはようございます。監査報告、谷村議員監査委員と実施いたしました監査等の結果について、御報告申し上げます。

まず、最初に、定期監査ですが、10月8日、9日、14日、15日、17日、20日、21日に行いました。その結果は、お手元に配付しておりますので、報告いたします。

次に、それぞれの月の例月出納検査ですが、平成26年9月、10月及び11月末における一般会計、特別会計、歳入歳出ほか現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳など

について検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ正確であると認めましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 次に、議員派遣について報告をいたします。9月定例会以降の議員派遣は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、各常任委員会における調査の報告は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

また、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（藤山 巖議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。高川喜彦議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） おはようございます。それでは、私、今回非常に抽せんに恵まれて1番になりました。トップバッターで質問をさせていただきます。

今回、私は、通告いたしましたとおり3問お願いいたしております。その第1問であります。今、話題の「地方消滅」という本が大変国の政策の基本の1つにもなろうといたしておりますし、山口県政でもこれ非常に重要に取り上げられてきておりまして、6月の議会、そして、9月議会でも県議の方々と知事さんの間でいろいろな議論が展開をされております。私は、やはり、この町においても、これは非常に重大な問題だということを認識をいたしまして、人ごとじゃないという感じでおるわけです。この本にずっと通読いたしまして、山口県には19の市町村がありますが、そのうちの少なくとも7つは2040年には消滅する可能性があるとおそれがあるということ指摘されております。田布施町は、たしか下から4番目にその可能性の低い状態ですが、この本のポイントは、子供を産むのが最も多い年代というのは、20歳から39歳までの女性の方々が非常に今少なくなっているということでありまして。しかも、それが一極集中とあって、東京へどんどん出ていくと。こうした中で、田舎には、地方にはそういう女性の方が少なくなっている。この減少傾向というのは、田布施町は△45%となっております。先ほど申しました可能性としては、田布施町は山口県では高いほうなんです。可能性は低いんですが、状態としてはいい状態にあるということでございますけれども、私はそうは思えないのでございます。

本町では、平成32年ですか、1万5,300人が人口の予測ということで目標がありますが、その1万5,300人どころではなくて、この本の予測では1万1,000人になるだろうと。これが1万人を割って、しかも、今の年代の女性の方々が50%を超えるようであれば消滅する可能性が非常に高いということで、そのまちの名前には網かけをして、山口県では、たしか7つだったと思えますけれども、このまちは2040年には消滅する可能性があるということを示唆しております。

ここに通告にも書かせていただいたんですが、今のこのままの状態では、896の自治体が消滅をしかねないというところであります。減少を続ける若年女性人口の予測から導き出された衝撃のデータということで掲げておりますが、それに、大変網かけをしたところが多いです。

これは、我が国が、まず人口減少の社会に突入しましたが、多くの地方では、既に高齢者もどんどん亡くなっているという状況にありまして、若い人たちだけじゃなくて、高齢者の人口も減っていると。この高齢者が東京に集中しているというのも非常に危機的な状況だということを強く言っております。

豊富なデータをもとに日本の未来像を描き出し、地方に人々がとどまり、希望どおりに子供を持てる社会へ変わるための戦略をしっかりと考えていかなきゃいけないと。本年5月の全国知事会でこの話が最初に出まして、今、ここに掲げる「地方消滅」という本は、今年の8月25日に初版が出されま

した。既に12万部を出したということですが、非常にセンセーショナルな衝撃的な本であるということが言われております。

私は、9月の議会で、地方創生の課題にどう取り組むかということをお尋ねをいたしまして、いろいろ今度の町の総合計画を含めて一緒にこうした問題を解決していきたいということで町長は答弁をされましたが、この辺のところを、特に「地方消滅」という本を中心にして今回はお尋ねをいたしません。

これが、最初の質問であります。1つだけお尋ねをしておかないと議論がかみ合わないので、町長は、この「地方消滅」の本はお読みになりましたか、これをちょっとお尋ねをいたします。

さらに、答弁を書きくださった執行部の方々にもお尋ねをいたしまして、この今日の議論が本当にかみ合っていくのかどうかをしっかりと確かめておいて、御答弁をお願いを申し上げたい、このように思います。誰も読んでいなければ話にならんわけではありますが、これひとつよろしくお尋ねをいたします。

それから、質問事項の2であります。今、国のほうで無電柱、電柱のないまちをつくろうということで、推進法というのがつくられて、その中には、町の努力義務もうたっております。私、新聞の報道で知ったのでございますが、景観の向上とか、大地震のときの発生時に倒壊して交通の妨げになるというようなことなどを防ぐために、無電柱化推進を掲げているということでもあります。国交省の推進計画には、期間や目標を定め、政府は必要な財政、あるいは財政上の措置を講じるということをして、これをしなければならぬと定めておりますし、都道府県や市町村においても、計画作成の努力義務というものを言われております。決めているということではありますが、これ国会で正式に決まった法律なのか、まだ、いわゆる閣議決定がされただけなのか、そこら辺をちょっと私は定かに調べる間がありませんでしたので知りませんが、今、田布施町ではこれへの取り組みはどうなっておりますかということをお尋ねしたいのでございます。

次に、質問事項の3、最近の教育関係の諸課題について、尾崎教育長さんにお尋ねをいたします。

文科省は、児童生徒の平成25年度問題行動の調査を公表しました。本町ではどうでしょうか。学校における暴力事件とかいじめもさらに状態が悪くなっているということが言われておりますけれども、この辺、本町の教育ではいかがでしょうか。

それから、2番目に、「私たちの道徳」という教材についてお尋ねをいたします。

これは、いわゆる道徳の教材ということなんでしょうか。しかも、授業で使うものなんでしょうか。また、その活用というのは、一体どのようにするというのは、町の自治体のそれぞれの独自の方針でよろしいのか。この辺をちょっとお尋ねをさせていただきます。

以上が最初の質問です。よろしくお尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

第1点目は、地方消滅をどう読み解くかのお尋ねであります。今年5月、日本創成会議の人口減少問題検討分科会が、2040年（平成52年）に全国1,800市区町村の49.8%に当たる896自治体が消滅の可能性が高いという推計を発表しました。これは、地方から三大都市圏に毎年約6万人から8万人が流出する流れを、国の推計では、2020年（平成32年）に落ち着くと想定していましたが、日本創成会議は将来も続くと仮定し、計算し直しました。その結果、2040年の人口や子供を産む人の大多数を占める20歳から39歳までの女性人口を各自治体ごとに推計し、その若年女性人口が2010年と比較して5割以上減少する自治体の数を公表したものです。

田布施町は、消滅可能性が高い自治体には該当していませんでしたが、2040年に町の人口は11,483人に減少し、若年女性人口も911人と43.9%の減少となっております。これまでの国の推計より厳しい数値となっていました。

また、日本創成会議は、こうした衝撃的な数値を公表しただけではなく、日本の人口減少を正確か

つ冷静に認識し、対策は早ければ早いほど効果があるとし、人口減少問題戦略の基本姿勢や基本方針等を提言しています。戦略の第1目標は、国民の希望がかなった場合の出生率（希望出生率）を実現することに置き、その阻害要因の除去に取り組むこと。第2目標は、地方から大都市へ若者が流出する人の流れを変えることに置き、東京一極集中に歯どめをかけることとしています。

これらの提言が、国の地方創生の動きのもととなり、11月21日に、「まち・ひと・しごと創生法」が可決・成立しました。この法律には、国は2060年時点で総人口1億人維持を目標とした長期ビジョンと、人口減少を克服し将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年の計画を示す総合戦略を取りまとめ、都道府県は国の総合戦略を勘案し、市町村は国・県の総合戦略を勘案して、各地域の実情に応じた総合戦略を定めるよう努めなければならないとしています。

本町では、来年度策定します後期基本計画の策定と地方創生戦略計画の策定を連携して取り組んでいく予定にしております。

このような状況の中で、また、私の3期目の出発に当たり、町政運営の方針と地方消滅の見解についてのお尋ねであります。

私は、まちづくりのモットーである「住みよさ山口県一のまちづくり、さらには全国一住みよいまちづくり」の実現を目指し、引き続き全力で町政を運営してまいります。これまでどおり健全な行財政運営を念頭に置き、第5次田布施町総合計画のキャッチフレーズ「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」に掲げる重点施策を着実に進めていくことが、おのずから人口という指標にあらわれてくるものと考えております。

地方消滅につきましては、自治体が消滅することは考えられませんが、人口減少や少子高齢化が進むにつれ、地域は活力がなくなり町運営は難しくなります。また、自治体財政は硬直化し悪化してくるものと考えています。私は、地方消滅という言葉に一喜一憂するのではなく、現状をしっかりと把握し、長期の視点で財政健全化とまちづくりを考える必要があると考えております。人口減少時代に入っていることを認識し、政策の「選択と集中」の考え方を徹底し、国、県、近隣市町との動きを注視した中で、人口減少に即した最も有効な施策を優先順位をつけ着実に進めていく考えであります。

また、質問の中にありました「地方消滅」の本を読んだかという御質問ですが、読んでおりません。いろんな形で話は聞いておりますが、まだ、現段階では読んでおりません。

2点目は、無電柱化推進法に基づく町の計画についてのお尋ねであります。

無電柱化推進法は、まだ成立には至っておりませんが、交通安全や景観形成に支障を来す電柱をなくして、電線を地中に埋設する無電柱化を進めやすくするのが狙いとされております。

法案の骨子は、道路や市街地を整備する際、道路上への電柱の新設を原則禁止することと、最大の柱であり、このため無電柱化計画の策定を国土交通省に義務づけ、都道府県及び市町村は計画策定の努力義務を課す一方、必要な法制度を整備し、財政、税制上の支援措置が講じられると聞いております。

町では、法案成立後、国土交通省と具体的な計画推進のため指針等が示された段階で、県と協議し、今後、対応していかなければならない課題と認識しております。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、3番目の御質問にお答えをいたします。

まず、昨年であります、平成25年度の本町の問題行動調査の結果についてお答えします。

この調査は、暴力行為、いじめ、そして、年間30日以上長期欠席に関する調査です。

まず、暴力行為につきましては、小学校では該当はありません。中学校につきましては7件発生しており、全て1年生でした。ほとんどが、文句の言い合いから、またヘッドロック等じゃれ合ううちに腕や顔を叩いたといった内容です。いずれも、けがはありませんでした。現在2年生になっていますが、最近では学年全体も大変落ち着いております。

いじめについては、小学校では該当がありません。中学校につきましては、10件発生しています。

2年生で比較的多く発生しました。携帯電話等のLINEによる悪口や言葉によるからかい、持ち物を隠すといった内容です。いじめの対応につきましては、道徳教育の充実や毎週1回の児童生徒へのアンケート調査等により、未然防止や早期発見・早期対応に努めているところであり、さきの美祿市の事案を受けて、早速、保護者へのアンケート調査も実施する予定です。

長期欠席につきましては、最も苦慮しているところでございます。小学校においては1名です。人間関係の困難感から不登校になりましたが、家庭との連携を密にして学力補充は行ってきております。中学校は23名です。最も力を入れて取り組んでいるにもかかわらず、最近で最も数的にも多く、外部の専門家等の力をお借りしながら、これ以上増加することのないよう取り組んでいるところです。

不登校日数の長短はありますが、原因の多くが同級生や上級生との部活動等での人間関係のトラブルから不登校になったものや、親とのトラブル、体調不良、学力不振、怠け等、その原因は多様化しています。どれも、特効薬がないのが教育委員会としては辛いところですが、乳幼児期からコミュニケーション能力や豊かな人間関係づくりを育む仕組みづくり、社会に通用するルールと心をつける教育を幼・保・小・中一貫として取り組んでいくと。また、わかる・楽しい授業と、魅力ある学校づくりのさらなる充実に向けて取り組みながら、不登校児童生徒ゼロに向け、地域の力もお借りしながら、今後とも努力していく所存でございます。

次に、「私たちの道徳」について、まず内容についてお答えをいたします。

文部科学省発行の「私たちの道徳」は、小学校1・2年用、小学校3・4年用、小学校5・6年用、そして中学校用が用意されております。内容は学習指導要領に沿い、1点は、自分自身に関すること、2点目は、他人とのかかわりに関すること、3つ目に、命や自然などの崇高なものとかかわりに関すること、4つ目は、社会や集団とのかかわりに関すること、こうした4部の構成となっております。どの本も。そして、優れた人物の生き方を紹介するものが多く、ルールや規範意識の高揚、みずからの生き方について深めていくようなところに視点を置いた教材となっております。

活用方法につきましては、それぞれの本の巻末に文部科学省のほうから「保護者の方へ」という文章が記載されておまして、「この本は、子供たちが人として心豊かに生きていくことのできるようになることを願って作成したものです。学校では、道徳の時間やその他の学習活動を通じて活用します。御家庭でも、この本を開いて、一緒に考えたり話し合ったりして、子供たちの豊かな心の成長に役立ててくださいますようお願いいたします。」と記されているように、道徳の授業や他の学習活動において、また家庭に持ち帰って保護者と一緒に読んで内容を話し合うなど、国や県ともに積極的に活用するように通知が届いているところです。ただ、各学校裁量に委ねられている点は、今のところありますが、本町におきましては、しっかりと活用するように指導をしております。保護者や地域の皆様にも、ぜひ道徳の授業を参観いただきたいというふうに思っておりますし、それぞれの学校から御案内も出しているところでございます。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 町長、お願いですが、今の「地方消滅」の本はぜひ読んでください。読みましょう。これは大変だなと思ったんですが、日本のこれ一つの特徴かもしれませんが、そういうことで人口が減るんじゃないかと、一つは、道州制にしていけばいいんじゃないかなちゅうて必ず言う人が出てくるんです。地方の財政が大変なら、合併をやっていきましょうというのも同じ人が言い出したんですけれども、そういう短絡な考え方がすぐ起こってきております。

もう一つ、極端なのは、どんどん外国人を日本へ帰化させりゃいいじゃないかって、そういう考え方、これは、今の増田寛也さんという人が書いた本なんですけれども、この中に取り上げてありますけれども、そういう人数を増やそうとかかっていう問題じゃない。

今、町長のお答えは、私は非常に良かったと思うんです。私は、とにかく若い女性が子供を産んでもらうようにこれからやっていく、それも大事なことなんですけれども、もっとそういう時代を迎えるについては、今の例えば町財政というものを、しっかりそうしたところを見て、現実に健全化を図

っていきますということが大切だと思うんであります。

その辺を町長は今お答えになりましたけれども、私、非常に懸念したのは、その時代になってくると、今の地方交付税の制度があるかどうかは知りませんが、少なくとも、これ交付税がない時代じゃないと思うんです。そのときに、人口が減ってきたら、交付税の算定というか、国から交付してもらえる金額というのはいくら減ってくるんじゃないかならうかと。

私は、町の御協力をいただいて、この町の必要な財政の需用額というのをいろいろ調べてもらったんですけども、その中で、地方交付税が年間どうじゃったかって、一番今まで多かったのは、平成12年だったと思います。私の勘違いでなければ、平成12年が一番地方交付税が多く、あとはすごく減ってきて、今また少し盛り返してきているかなと思うんですけども、その頃、例えば町民の税金のほとんどは、いわゆる人件費に消えていたという時期がありました。非常に厳しい地方税と地方交付税の減少というのは、これはもう町の財政にとっちゃ致命的な、そのことが、地方消滅の一つの理由になる、町の経営が難しくなっていくということです。この点を財政の健全化に努めるというのは、一つの目標を置いてやっていくことが大事だと思うんですが、町長どう思われますか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 御指摘のとおりであります。財政が一番先に破綻をしてしまうのは、地方公共団体自体がやっていけない状況に陥るといえるのは、これまでも、私になった当初から、北海道のある市の関係を見ましても、もう財政が一番窮地に追い込んでいっている。そして、すぐそれがなくならないためにはいろんな手段を考えていますが、今議員が言われるとおり、財政を完全に健全化していくことが、その地方をしっかりと堅持していける基本になってくるというのは、私自身全く同じ考えであります。

ただ、正直いいまして、この人口を止めるということは、今の段階で私にはできる可能性がない。ただ、それぞれの地域、自治体において工夫を凝らすことによって堅持していける方法があるという気持ちは私は持っております。というのは、おかげさまで、正直いいまして、田布施町もまだ1万6,000を少し切った段階で、今の段階、これをどうして堅持していくかというのも、私に課せられた大きな課題だろうというふうに思っております。ただ、それを止めと、それ以下へマイナスになることは止めなさいというのはちょっと難しいですが、それには、やはり町の財政力を豊かにして、やはり、田布施で住もうよという多くの皆さんが増えるのが、やはりまちづくりの基本になってくるというふうに思っております。

本を読んでいませんので、消滅の本がどういうふうな内容かまでは詳しく存じ上げておりません。これからしっかりと読ませていただきまして、しっかりとその辺を、早目に自分の頭に中でしっかりと精査して、まちづくりに邁進したいというふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 再質問であります。結局、田布施町がなくなるんじゃないかと、田布施町の経営が立ち行かないということが地方消滅の中身なんです。それが、経営が立ち行くようにするにはどうしていくかというには、やっぱりきちんとした目標を持って、こういう財政にしていこうとか、先にも御提案しましたが、財政の中長期のしっかり計画を固めていくということも非常に大事なことでありますから、これをぜひお願いをしたいと、これを契機にひとつ考えていただきたいということが1点であります。

それから、これは、それぞれの町の問題なんです。この郡内におきましても、ちゃんと網かけをしてあるんです。郡内の町でも。これは大変失礼なことではあります。そういうのを見ますときに、やっぱり何か流行歌でありのままに言うけれども、ありのままじゃあいけん時代に来るとんだということをよく再認識をせんといかんと思うんです。

私は、山口県知事さんが、この会議にこの5月に出席をして、それから、本当に消滅させちゃいかんということで、山口県もすごくたくさん市の町が立ち行かなくなるということをお心配して、今先

頭に立って、私は、どういうお考えなのか答弁を取り寄せました。県議会で、6月議会からこれは話題になっている。9月の議会でも質問をされておる。知事の答弁を見ますと、本当に着実にやっつけておられる姿が推察できるんです。これはもう町政の中でもゆるがせにはできないなというふうに思いました。ひとつ今御答弁のとおり、着実にひとつ取り組んでいただきたいと思います。

いつも申しますけれども、人口というのは非常に大事なんです。地方税の上からも、交付税の上からも非常に大事な要素だと思うんですが、と同時に、みんな元気で本当にこの世に生まれた幸せを噛みしめることができるような、そういうひとつこの町にしていかなきゃいけないとしみじみ思います。

こうした取り組みを具体的にひとつ後期の総合計画の中で、今プロジェクトチームが検討されておるんだと思うんですけれども、このメンバーの皆さんには、ぜひこの本も読んでいただいて、そして、2040年には限定しません。できるだけ早い機会に、本当に一つの目標に向かって、みんながそろっていけるようお願いしたいなというふうに思います。町長お考えをどうぞ。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ありがとうございます。おっしゃるとおりでありまして、町全体のことというのは大事なことでありますし、そこに住む人がやはり住んで良かったと言える町にしないといけない。私の基本の一つでありますので、今言われたとおり、それぞれ消滅の本がどういう内容か、私本当それに対して読んでおりませんので、よう答えないんですが、各プロジェクトにもしっかり目を通して、まちづくりとは今後どうあるべきかというのも、しっかり組み入れた総合計画の中に入れていこうというふうに思いますので、また、議員の皆さんとしてのいろんな御指導をいただければというふうに思っています。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） よろしくお願ひします。

それでは、2番目の質問で、無電柱化というのは実際には計画はどうか、この町では。

○議長（藤山 巖議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） まだ法案が通っておりませんので、具体的な指針とかガイドラインとかが出ておりませんので、田布施町としてはまだ計画はつくっておりませんということです。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） つくる考えはあるんですか。この問題はずっと昔から言われてきとる。中央南の区画整理のときもこの話は随分出ていたんですが、何年たっても実現しないのが、こういう話なんですか。全部電柱をなくしてしまいなさいちゅうて今言うておるんじゃないけれども、何かそういう取っかかりを見つけようとはしているんですか。

○議長（藤山 巖議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 今の無電柱化の会議を国土交通省のほうでやられてますけど、全国で6つのブロックに分けて、その中で優先度の高いものから順次進めていこうという流れに今なっているみたいなんですけど、それを、流れをちょっと見てみますと、何となく、都市部がやっぱり優先度が高いと言われているみたいなんです。田布施町も当然、区画整理地内を計画をして出してみたときに、果たして優先度的にどうなのかという面がありますので、法案が通って、もっとじっくりまた考えてみたいと今は思ってます。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） ゆっくり、じっくり考えるということで、生きておる間に実現するかのちゅうていうことだね。ひとつよろしくお願ひいたします。

今、何か国のほうもオリンピックを中心に考えて、あの辺の電柱を景観の上からもなくしていこうというのは声高に言われておるんですよ。だけど、この地方においては、いろいろ経費の関係もありますし、財政の問題があるので、なかなかこれは難しいかなというふうに私は思いました。非常にいいことじゃあると思いますので、どうぞひとつよく研究してください。

じゃあ、続いて教育長さんをお願いします。私は、昭和42年に高等学校に倫理社会という科目が導入されたんです。そのときに、東京都で選ばれたものとして、倫理社会を検討したんです、いろいろ。そのときに、先生が使うこういうのがいいんじゃないかという副読本をみんなで書いたんです。倫理社会というのは、何かソクラテスですとか、アリストテレスとかというような、あるいは孔子だとか老子だとか孟子だとかの考え方をいろいろ整理して、そして、副読本として先生の教材の一つだったんです。それは、全生徒なり保護者に配るほどのお金はなかったですから、当時、先生に配るのが精いっぱいじゃった。

そのときに思ったんですが、観念的なことを教えていってもなかなか身につかないなということをしごく思いました。今、私たちの道徳というのは、何か文科省はああいう言い方で配っているんで、それに従って、本町でもやっているんだと思うんですが、本当に子供たちの心に訴えるような先生の話とか学校での活用はなされておるんじゃないかって、その辺は教育長さん、どう思われますか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今おっしゃったことは私もずっと自分が現職のときから思っておりました。いわゆる道徳というか、人間のそういった価値を深めていくような教育はなかなか、特に戦後はできてないということで、今の状況になっているのが基本だと思います。いじめとか不登校とか、皆そういったものが原点にあると思います。

今までのおっしゃるように、道徳の副教材は、学校がいろんな業者から出したものを選んで、それで買っているんですが、御存じのように、どちらかといえば、国語的なもので読んで、子供にそれを考えさせるというような形で、私から申してはおかしいのかもわかりませんが、感動であるとか、そういったものは非常に少ないんじゃないかなという感じがします。

今回の「私たちの道徳」については、これは一部では強化される前の一つのそういった提示して、こういう形でどうでしょうかというふうなことが示されているようなことも一部では言われておりますけど、非常に優れた人物の生き方を読んで感銘を受けるというような形で、当然、これは文科も県教委も利用率等を今盛んにどのぐらい利用しているかというのを調査もしておりますし、田布施町としてはしっかりこっちに移行して、それぞれの保護者からもらった副教材から、これに移行してやるようにというふうには指導しております。

ですが、現場の話を知ると、なかなか先生方が、指導書がないのでやっぱりちょっと一歩が腰が引けているというような状況があるかと思えます。私は、できるだけそういったことについていろんな人物伝であれば、そういった先ほどの議員さんのあれじゃありませんが、本をしっかり読んで、そういった裏づけの中で、1つ教えるのであれば、10ぐらいをしっかり勉強して、その中の一つを中学生に、小学生に教えていくということが基本になるかと思えます。それにつけては、まだまだ教員がしっかり勉強していかないと難しいと思えますし、道徳教育というのは、やはり基本的には大人や指導者の後ろ姿を見せることが第一ですし、それが、やはり、指導者自身が資質を高めていかなきゃいけない。その中で教えるわけですから、一定のやはり教材を出すんなら、それに対しての指導書がないと、なかなか指導者というのは積極的にできないということがちょっと課題かなというふうに思っております。

だから、今後これが、来年度は恐らく「私たちの道徳」を副読本という形で、今まで使っていたのは購入しないような形になると思えますけど、そのためには別のものを持っておりますので、道徳の副教材は、去年入ってきたものですから、学校はそういうものがあるとはわからなくて、それぞれ保護者からお金をいただいて副教材を買っておりますが、そういう国が示したものに変わってくると思えますけど、これをもっと指導書等を準備してやはりやっていかないと、なかなか本物の道徳教育は難しいかなというふうには思っております。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） いろいろありがとうございました。これからの非常に大事な課題で

ありますので、1問目も2問目もよろしく願いいたします。

じゃあ私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、高川喜彦議員の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 次に松田規久夫議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） では、質問を始めます。一括質問一括答弁、次からは一問一答でお願いいたします。

それでは、最初に、田布施町美しいまちづくり宣言について、田布施町60周年記念事業の一環として、都市宣言を提案する。田布施町には、平成13年に制定された美しいまちづくり推進条例がある。NPO法人、まるごと公園計画やバラ鑑賞グループなどの運動で、まちを美しくして、地域を元気にしようという活動が盛り上がっている。美しい風景が見たい、自分の住んでいる田布施を良くしたい、この思いは町民共通の願いではないでしょうか。町長のまちづくり宣言は、町民への協力呼びかけに最適と思う。美しいまちづくりに向け、田布施町のトップとして田布施の存在を日本中に示すよう、決意表明してほしい。美しく、魅力ある田布施に住んでみたい、美しいまちが若者のUJIターンの原動力となり、地域の活性化につながると思う。この美しいまちづくりが地球規模に広がれば、人々は心豊かで、世の中は平和となるだろう。将来を担う子供たちが集団的自衛権の行使をしなくてもよい日本になればと願っている。美しいまち田布施に住む人にとって、戦争はだめよ、だめだめ。

次、2問目行きます。麻里府小学校統合問題について。

田布施町のコストを考えた場合、経済合理主義では統合推進となるだろう。学校は地域の核である。その地域の活性化を考えた場合は、統合延期となるだろう。既に田布施町では統合との方針がなされているが、ほとんどの町民は両者を決めかねているか無関心と思える。

先日の朝日新聞の記事により、統合に向け問題が急展開している。私は、地域代表や保護者との話し合いが話し合いでなく、教育委員会による説得となっていないかと危惧している。大多数の住民が結論を決めかねている現状と考える。

住民説明が求められる今日、町にある麻里府地区6つの自治会住民への説明会を提案する。また、今後の麻里府公民館の扱いと麻里府小学校跡地の利用もお尋ねする。

3問目、古民家で地域活性化を。

100年経過の古民家で地域おこしはできないか。住んでみたいまち田布施、美しいまちづくり都市宣言の提案をした。平成23年4月に作成された第5次田布施町総合計画では、笑顔元気あふれる住みよいまち田布施の実現を目指している。しかし、田布施に定住できなく、若者は都会へと働く場を求めているのが現状だ。一方、都会の若者の中には、昔ながらの田舎生活に憧れている人もいる。空き家対策と地域活性化の両面から古民家の利用を提案する。

よろしく願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

第1点目は、「田布施町美しいまちづくり宣言」についての御提言であります。

御承知のように「美しいまちづくり推進条例」は平成13年度に制定し、町には、美しくて魅力ある景観や環境を作るため、町民、企業などの関係者と互いに協力して、美しいまちづくりのため、いろいろな施策を推進してまいりました。

このように、公共施設の美化対策、自治会や企業等による美化活動、また環境美化モデル事業の推進、環境美化対策推進協議会や環境美化推進委員等の活動など、美化意識の向上を目的とした様々な活動が展開されております。また、毎年5月には一斉清掃などを行う環境推進日や「田布施川の美化ボランティア」などの活動も町民の協力により、定着しております。

今後もこのような活動や事業を継続して美化意識の向上に努めることが地域の活性化や、若者にと

っての魅力的なまちづくりにもなると考えております。現時点では、改めて「田布施町60周年記念事業」として「田布施町美しいまちづくり宣言」をする考えは持っておりません。

今後、町民への呼びかけとして、こうした取り組みが必要な時期がくれば、改めて検討して参りたいと考えております

2点目は、麻里府小学校の統合についてのお尋ねであります。

麻里府小学校については、「東日本大震災の教訓から、子ども達の安全を第一に考え、現在の位置での耐震化や校舎改築は考えられないと」また、「子ども達の教育環境を早く整えていきたい」等の思いから、保護者・地域住民の皆様に御理解を頂き、できるだけ早く麻郷小学校に統合したいとの考えを申し上げてきました。

そうした中、平成27年度には麻里府小学校への新入生がいない状況が予想されることや、全校児童生徒も14名程度となり、教育環境の確保が一層難しくなるため、10月頃から、教育長、学校教育課長が在校生の各家庭を訪問し、保護者の方々と意見交換をさせていただきました。

この意見交換について、議員のお考えは今お聞きしましたが、決してそのようなことはありません。後ほど、教育長も答弁されると思いますので、御認識をしていただきたいと思います。

そうした意見交換を重ねるなかで、12月1日に、麻里府小学校保護者と麻里府地域連合会から、平成27年4月の麻郷小への統合について御了解をいただくことができました。

こうしたことから、田布施町では、来年4月1日に麻郷小学校に統合させて頂くこととし、早急に諸準備を進めております。

なお、統合後の麻里府小学校跡地の活用、麻里府地区振興策については、今後、麻里府地域の方々とも十分協議し、町の重点施策として取り組んでまいることとしております。

麻里府公民館につきましては、本庁、中央公民館に次いで古い施設となりますが、今後、策定予定の田布施町公共施設管理の中で対応を検討したいと考えております。

教育長の後、3問目のお答えはしたいと思います。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、続きにまたお答えいたします。

麻里府小学校の統合について、麻里府地域7つの自治会住民へ説明を行ってはどうかという御提言です。

初めに、議員が危惧されている点につきまして、再度、これまでの経緯を簡単に御説明したいと思います。

麻里府小学校の統合問題につきましては、平成19年3月議会の質問において、平成23年度をめぐりに麻郷小に統合する旨の答弁がなされ、以後、議会一般質問等において何度か、地域や保護者との話し合いの状況について御答弁を申し上げてきました。

この間も、麻里府小学校の児童数は減り続け、平成22年度には完全複式学級化となり、そして今年度に入って次年度児童数の調査をした結果、入学生ゼロという事態が判明し、このままでは学校が機能しなくなるという危機感から、先般の9月議会の御質問において申し上げましたように、在校生の各家庭を訪問して、現状や課題について意見交換するなかで、麻里府小学校の統合問題が急展開してまいったものでございます。

11月4日の「連合自治会との意見交換会」でも、「麻里府小学校の統合について」のお尋ねがあり、「各家庭を訪問して意見交換した結果、次年度在校生の保護者は平成27年度からの統合への意向を示しているが、高学年の保護者を中心に数名の反対もある。町長出席のもと『PTA全体集会』を予定しているので、結果についてはお知らせしたい」旨を御答弁しました。

その後、11月14日の「PTA全体集会」では、「平成28年度からなら全員賛成をする」という保護者の意見が集約され、町長に決断を求められましたが、教育委員会議や地域連合自治会との協議終了後に回答することで了承を願っております。

その後、保護者と連合自治会との間で、主に統合の時期、年度について話し合いがなされたようで、12月1日、先ほど町長申されましたように、麻里府地域連合自治会長と麻里府小学校PTA会長の連名で、「平成27年4月からの統合に向けての対応をお願いしたい」旨の要望書が町長に提出されました。

これを受けて、町及び教育委員会としましては、保護者と連合自治会の意向にそって準備を進めたいと考えておるところです。

御質問の、「統合についての住民への周知」につきましては、この本会議で統合について御説明を申し上げました後に、麻里府地域の全戸に文書で「麻里府小学校の統合について」お知らせしたいと考えております。また、各自治会との意見交換につきましては、麻里府地域の活性化対策やふれあいの場づくり等を中心とした話し合いが積極的に行われるものと思っております。以上で終わります。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、3点目は、「100年経過した古民家の地域活性化はできないか」とのお尋ねであります。

こうした古民家については、どの時代に建てられたものか、あるいは建造されて何年経過したものを示す定義はないようではありますが、通常は戦前のもので、釘などを使わない伝統的日本建築で建てられた建物を特定することが多いようであります。最近では、こうした古民家を再生する試なども多く行われていると聞いております。

田布施町には古民家がいくつあり、その中で利用できる古民家がどれだけあるか把握できておりません。

今年11月に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が可決・成立しました。この法律は、全国的に適正な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、環境等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、国は空き家等に関する施策の基本指針を定め、市町村は国の基本指針に即して空家対策計画を定めることとされています。

また、山口県では、今年9月に、市町も含めた「山口県空き家対策連絡会」を設置しており、国の空家対策計画の指針が示されれば、連絡会を開催し、今後の方針を示すことになっていきます。

本町におきましては、この指針を受け、空家等対策計画の検討を行い、空き家全体の実態調査を行い、古民家も含めた空き家の利活用可能な実態を把握し、所有者と協議が整えば、古民家などの地域資源を有効活用し、地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） まず1問目から行きます。

美しいまちづくり宣言ですが、考えがないというふうにお聞きしました。私の提案は、地域を活性化するのに費用をかけて対策するという方法もあると思います。費用をかけずにマスコミ等を利用してうまく情報を発信して、宣伝をすることによって活性化につながればと。お金をかけずにも、ちょうど60周年という機会を得て、情報発信をすることができるので、田布施町には既に条例がありますから、新たな議決を得なくても、トップである町長がこれを実行するというその決意表明をあらわしてもらえれば、議決同等の価値があるんじゃないかという気がしたんで、記念行事の一環として宣言をしてもらって、日本中に情報発信してもらいたいなというふうな思いで、この提案をしたわけです。今日、さきの高川議員の質問の中にも、全国一住みよいまちを目指すというふうなお言葉も出てきたと思います。そういう思いがあれば、条例を推進していくという情報発信をしてもらいたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 御質問の中に60周年の記念ということで宣言は、ということを受けてお答えを申し上げている部分があるんですが、必要に応じては、別に60周年でなくてもこういう問題はやっていかなければいけない。ただ、正直言いまして、言葉だけでせっかく田布施にみえても、何だ

言葉だけかと言われるような町では困るわけです。

ただ、宣言をすることによって、町が美しくなるのであればみやすいんですが、その前にまだまだやっていかなければいけない、まちづくり推進条例に基づいた美しいまちづくりをやっていかなければいけない部分があります。いろんな事業、行事をやっております。町を挙げてこれに取り組んでおります。だけど、私から言いますと、美しいまちづくり宣言をするには、もっと良くした段階で宣言すべきだなという気持ちを持っております。今、正直言いまして、野山を含め、あるいは耕作地を含め、そういうところにまだもっと美しくしなければいけないという気持ちがありますもんですから、今の段階では宣言をまだしていないというお答えを申し上げました。

今後、まちが、だれが見てもきれいなまちだと、じゃあ宣言しなければおかしいぞというような御質問をいただければ、その段階にでもやりますし、また皆さんの御提言の中に、やればもっと美しくなると、こういうことが良くなるということであれば、宣言はするのはそんなに難しいものではないと、また議員の皆さんに理解をいただければ、ちゃんとしてやっていくつもりであります。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 行動を起こしていくのに3つあると思うんですよ。自分から先に言って、そのプレッシャーをかけてそのように動いていくという方法ですね。それと行動をしながらものを言っていくと。それでやった後にその結果でものを言うよ。

僕が提案をしているのは、確かに今町長と言われるように、いろんな場で条例もあるわけですから、それで美しい花を見て嫌な思いをする人もいないわけです。ですから、町内美化して住みよいまちにしていくのは、本当町民だれも共通した思いだと思います。

今年はまるごと桜を植えてとか、あるいはバラの鑑賞とか、美化に向けての活動がこう大いに盛り上がってきつつあるようなので、ちょうど来年が60周年ですから、大きな行事があるんで、先ほど言いました、そういう大きな行事でしたら発信効果がより大きくあると思うんで、その機会にどうだろうかという提案なんですけど、やはり町長、考えは変わりませんか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 松田議員さん質問の中にも、3点目に空き家対策を含め、古民家の関係もあるんですが、正直言いまして、田布施町も随分それが増えているんですよ。そういった面も景観からいい、美しいまちのためには、その辺も早く解決をしていかなければいけない。

そういった面から言いましても、現段階で60周年を迎えた一つの記念だからと言われる、今3点ほど言われました。有言実行、言ったからには実行しなさいというのもあろうし、今実行している途中だと、見てください、もう少しと。ちゃんときれいになりましたから、これが私の宣言ですよという時期、これは必ずあると思います。

ただ、現段階におきましては、先ほど申しましたように、まだまだ田布施町には本当美しいまちづくり宣言ということがちゃんと言えるかなと、自分にもはっきりしたその判断はできないし、ただ60周年の記念にそれを言って、それが60周年以降、将来に向けて、いい方向にいくという確信が持てれば行いますが、現段階においてはまだそこまでいく状況じゃないと、自分の判断がありますので、御提言、ありがたい御提言でありますから、今後しっかりとその辺は踏まえて、また議員の皆さんにも相談を申し上げて、今だという時期が来ましたら、必ずそういったこともやっていかなければいけないという気持ちは持っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 分かりました。言葉で言うよりも現実にきれいになるほうがいいわけですから、これは町民みんなの思いですので、2問目に、麻里府小学校の統合問題の方へ行きます。

統合でなく麻里府小学校は閉校ということでしたよね。それで、閉校となると、それなりに準備する期間、必要と思うんですが、なぜ急にこの時期かと思うんですが、4月までいくらないこの時期なんですけど、この原因は何でしょうか、お尋ねします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 先ほども触れましたように、次年度在校生保護者の要望が大変強くて、その保護者の方々が結果的には12月1日に地域とかそういった形で地域の方なんかの気持ちを動かしたということです。在校生の方は、最初各戸を訪問したときからそういう状況はありましたけど、ぜひ施設の充実した小学校でうちの子は教育をさせたいという気持ちが大変強いことが大きな要因です。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 小学生の人数がどんどん少なくなっているというのは、麻里府地区の人口統計を見れば大体予想がつく話で、このあたりは追求せずに置いておきましょう。

急展開したのは、朝日新聞の記事が出てからだというふうな、そういう気がしてなるのですが、以前から統合という方針が出ているわけですから、この新聞記事の情報源は一体どこなんでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これは9月議会で質問があったときに、その後ろに朝日新聞の記者がおられて、それを聞かれて書かれたことで、我々に質問等は一切ございませんし、私も恐らく首長さんもそうでしょうが、朝日新聞の記者に質問に答えたことは一切ありません。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） わかりました。ほいじゃ、新聞記者の方がそういうことを書かれたということですね。町のほうは一切その関与はない。

それと、こういう小学校の統合、統廃合、非常に大問題なんですけど、特別に、先ほどは、僕、6つの地区と言いましたが、7つ、大変失礼しました。地区住民の特別に説明会みたいなのは持つような予定はないというふうに理解したんですが、今のこの時期、住民説明というのは非常に大事というふうに思いますんで、7つの地区で7回やる必要はないと思いますが、いくつかの地区を集めて、数回の住民説明を行われるような考えはお持ちではないんですか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これも、先ほどからいろいろ触れておりますが、自治会の各会長さん方とも話し合い進めております。その中で、各自治会でそういった説明とかを聞きたいということがあればというようなこともありましたけど、そういった在校生とのお話合いが進んで急展開をしたということで、一応自治会等の会長さんが意向を踏まえてやっております、各7地区の、入られてやっておりますんで、それは改めて回って歩くということは、それ以降は御提案もしておりませんし、自治会の方からの御意見もございませんので、先ほど申し上げましたように、議員の皆様には御説明をした後、文書で御説明というか周知をしたいというふうに考えています。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 麻里府地区の各戸配付で書面でもって説明が終わりということになるわけですね。

第5次総合計画に、統合については保護者とその地域と協議を進めていくというふうにして書いてあるわけですよ。それで、今されていることは、地域とじゃなくて、地域代表者とじゃないかという、そう思うんですが、総合計画のその地域と協議を進めていくという、その書いてある文言のとおりに行けば、先ほど僕言いました、7つの地区の方の、どのようにするかは別にして、最低でも1回は地域住民の方との話し合いを持つ必要があるような気がするんですが。総合計画というのは、書くだけで絵に描いた餅じゃないかというふうなことになると思うんですが、このあたりはいかがでしょう。

○議長（藤山 巖議員） 町長。

○町長（長信 正治君） 地域連合会のそれぞれ自治会長さんとの話し合いをして、自治会長さんともそりゃ地域の話をしてしましようという話をしたときに、いや、それぞれ文書を出してくださいということでこの解決を見ているわけなんで、連合会長さんを通してものごとを進めないと、こちらから直接地域の皆さんにという状況は到底できません。

先般、連合会の会長さん、あるいは地域の自治会長さんとの話し合いの中でそういう話をいただきましたので、ある保護者の方からは、地域はどうですかということをおっしゃったので、自治会長さん、連合会長さん等と話をしておりますという話はしております。ただ、開いてくれとかという要請は、一部の方は開いたらどうかという保護者の方もいらっしゃいました。それは、保護者の方が言われたので、連合会のほうにその話をしたときに、じゃあ早急に地域にその趣旨を説明してくださいということで文書を出しましょうという話で、先般、先ほど教育長言われたとおりであります。そういう状況で話をしております。

ですから、総合計画に謳っている基本的な大きな項目の中には、確かにそういう地域の話というのは大事になってくるわけですから、必要なところはやります。ただ、それにはそれぞれの自治会の自治会長さんを含めて、ものごとをお願いしているし、協力をいただいていると、協力委員として協力をいただいているわけですから、そのほうからの要請等があれば、これは確実に我々はそのほうに対してやっていくと、こっちからでもそういう声かけはしておりますが、それでよろしいということであれば、それに従うという状況であります。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 僕が心配をしているのは、麻里府小学校の問題もですが、今後も少子高齢化でいろんな問題が出てくると思うんですよ。で、ものを決めるのに、地域の代表者の方だけで、そこで解決をして、あとは書面を配って、はいしまいという、こういう住民説明という、こういう仕事の流れになるんじゃないかと、これを非常に心配しているわけですね。

例えば、産廃の出るとか、いろいろ田布施にも問題が出るかもわかりません。こういうときに該当する地区だけ、そこの代表者だけ人を集めて、その了解が得られれば書面を配って、はいしまいと。そうでなくて、やはり、丁寧な住民の説明というのは必要と考えるから、麻里府は僕が住んでいるところ、その東小地区ですから、学区で言えば別のほうの問題になりますが、これは将来に考えて、小学校問題だけに限らず、大きな問題を抱えているなという気がするんで、この問題を取り上げたわけなんです。でも議員には執行権がありませんので、僕が住民説明をするというわけにいきませんので、町として、教育委員会として地区住民への説明はないのかという問いかけをしたんですが、いろんな機会でされるということですから、時間の方もありますんで、次の質問に行きます。

古民家の対策ですが、田布施町も随分いろんな仕事が電算化されました。コンピュータを使用することによって、100年経過している古民家なんか簡単に一覧表で打ち出すというふうなのは可能ですか、お尋ねします。

○議長（藤山 巖議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（亀田 典志君） 固定資産税の内容につきましては、今までも内部利用というのはできません。今回、空き家の対策の法律ができて、その辺の固定資産税の内部利用についても明記されておりますので、その辺について順番に追って、その辺の所有者とか、それとか建築年度とかについても整理していきたいというふうに考えております。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） そういうデータを利用して、居住者なり古民家の保有者の了解が得られれば、観光協会とかいろんな団体を利用して、観光資源として活用する、そういうデータに利用するというのも可能でしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 亀田課長。

○企画財政課長（亀田 典志君） うちのほうでは空き家バンクというのをやっております。ですけど、実態的にはまだその登録というのが1件あったり、それがなくなったりというような、低いレベルの状況であります。企画財政課のほうでもその空き家バンクの登録をどんどん増やして、UIターンの方々にこう来て移住してもらえるような形とか、そういった施策を、先ほどの地方創生の時代でもありますんで、そういったこともどんどんやっていきたいとは思っておりますけれども、まずは全体の

空き家、古民家も含めて空き家の調査をして、そういったところをしっかりと利活用、所有者との協議が整えば、そういった施策等も進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 今後、空き家の調査はどのような周期で、また現地調査というのを含めてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 国土交通省の方で一応この27年の2月までにガイドラインをつくって、そのガイドラインの中に首長さんが空き家対策を進めやすくなるようにいろんな判断基準とか所有者への助言や指導、撤去命令とか、そういった進め方の指針を出すという予定になっておりますので、そのガイドラインを見て、いろんなやり方を国の方針に沿ってやって、また国の方針でまた補助がもらえるとか、そういうことが分かれば、そういうことを見てやりたいと今思っているんで、今、ガイドラインがちょっと実際手元にもございませんし、県の方にもございません。ですので、今のところどういった方法があるのかというのが、ちょっと今この場でお話することができませんので、すみませんが、もうちょっと、今しばらく待っていただきたいと思っております。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 今、安くなると言われたのは、家屋を解体して更地にすればということですよ。

○議長（藤山 巖議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清史君） それも細かいことがまだ決まっておりませんので、今しばらく、もっと時間を見ないと、今すぐこの場で言える段階ではございません。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） いずれにしても空き家対策については、現地調査なりで所有者の方と町の職員とが会話をされるという、そういう今度の27年の2月の法律によって、必ずそういう機会が発生するということでしょうか。町の職員とその空き家になっている所有者の方との会話が必ず発生するというふうに。時期はそれはすぐか半年後か1年後かは分かりませんが、そういう機会が発生するというふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 人員配置とかそこら辺の配置を今していただかないと、ちょっと今建設課でやるのか、企画でやるのか、それとも町民課でやるのか、まだそこら辺もまだ決まっておりませんので、今この段階ではそこまではっきりとしたものの言い方はちょっとできないと思います。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 所有者、あるいは近隣住民の方とその空き家について話す機会があったら、ぜひとも空き家バンクへの登録へ薦めるなり、あるいは他の市町村でやっている空き家に入居者が空き家を利用した入居があると、その紹介者にわずかの報償金が出るんですよ。こういうふうなことをしたら、UJIターンの人も田布施に増えてくるかもわかりませんので、空き家調査だけでなく、田布施の活性化につながるような、そういうふうな空き家バンクに登録、あるいは近隣の方へどなたかここを、家を住んでもらうようにするとか、そういうふうな対応も今後の課題として検討してもらったらと思います。

で、私3問の質問、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（藤山 巖議員） 以上ですね。

以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（藤山 巖議員） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時34分休憩

.....
午前10時45分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩を取り消し、本会議を再開します。

次に、清神清議員。

○議員（1番 清神 清議員） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問方式は、最初は一括質問一括答弁、2回目より一問一答方式をお願いいたします。答弁者はいずれも長信町長、よろしく願いいたします。

1点目は、電動車椅子に地域ナンバーの導入をと題して質問をいたします。

現在、超高齢化社会に突入しております。今までは車を運転していた高齢者も年齢を重ねることよりのろのろ運転で後続車に迷惑をかけるようになっていたり、いずれは免許証を返上せざるを得ない時期に差し掛かると思います。時代の流れとともに、高齢者が手軽に乗れる電動車椅子を利用して外出される方が町内でもよく見受けられるようになりました。

電動車椅子は、免許は不要ですし、歩行者と同じ扱いになっておりますが、重大な事故も発生しております。テレビや新聞でも紹介されておりますが、下関市の菊川町では、電動車椅子での死亡事故が発生し、住民らがナンバーステッカーを導入して利用者を見守る独自の取り組みを始め、成果を上げている様子が先日テレビで2度も報道されました。

電動車椅子は、1回のフル充電で約30キロ近くも走れるとありまして、高齢者が買い物などで利用される方が増えております。

また、電動車椅子は、先ほども申しましたように、歩行者と同じ扱いがしてありまして、歩道が整備してあれば安全でありますけれども、歩道のない道路では車道を通行するしかなく、車にとっては大変危険そのものでございます。

中には、痴呆が進み、電動車椅子で徘徊をすると、とんでもない遠くまで行かれる場合もあり、家族が捜しても見つからないこともあるとのことでございます。

万が一の事故に備えて、田布施町でも早急に地域ナンバー制度を導入し、取り組み、事故防止、また事前防止に対策を早急に取る必要があると思います。

先日、町内で電動車椅子を販売されたお店に聞いてみましましたところ、この店では既に10台ばかり電動車椅子を販売したとのことでございました。他にも町外で購入されたり、他人から譲り受けたりされる方もいらっしゃると思いますけれども、田布施町で電動車椅子は何台ぐらい保有されているか、把握されておりますでしょうか。

次に、2番目の質問に移りますが、有害鳥獣補助金の見直しについて町長にお尋ねいたします。

田布施町内の山間部でもイノシシ被害が多発しております。耕作放棄地が年々増加の一途をたどっております。捕獲しても捕獲しても焼け石に水の状態でございます。このまま放置しておきますと、農家は高齢化も進み、働く意欲をなくしてしまうのではないかと危惧しております。

去る11月19日に佐賀県の鹿島市に経済厚生委員会で、耕作放棄地対策について視察に行っていました。鹿島市役所の農林水産課にはイノシシ対策班まであり、猟友会より推薦の囑託職員2名と専任事務員1名を配置しております。さらに駆除期間はもちろん、狩猟期間においても1頭につきの駆除期間の半額を補助しております。そのことにより、年ごとに成果が上がり、そのことが近隣市町にも広がっているとのことでございました。

より成果を上げるためには、田布施町でも狩猟期間中に補助金を出して、捕獲の意欲を高め、1頭でも多くのイノシシを捕獲して農作物の被害を最小限に抑えたいと思っております。

そこで質問をいたします。県内近隣の市町で狩猟期間中に補助金を出している市町村はありますか、お聞きをいたしたいと思っております。そして、その場合、駆除期間と狩猟期間の差、それもあるか、分かればお答えをお願いしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、圃場整備の進捗状況はということで町長にお尋ねいたします。

現在、圃場整備は、一部の地域で完成をし、既に本年度から耕作されておりますけれども、業者が不在のために入札できない状態で中断されている中西地区の圃場も業者が決まらずに、今年は耕作ができませんでした。そのため、雑草が茂り、現在補助金を出してこの12月20日までに全ての草刈りを終えるようにということで作業をしておるところでございます。

現在も業者が見つからないために、来年はその耕作していない土地を耕作するようにということで指導があったと聞いております。

また、追加事業といたしまして、我が西田布施地区も先般から会合を数回開き、推進に向けて進めております。話によりますと、現在の国営圃場整備が完成するのが平成29年度でございますので、その以降になるとのことでございまして、今から追加となるために、完成見込みは約10年後だということ为先般の話し合いで話がございました。

そこでお尋ねいたしますけれども、追加事業は西田布施地区以外に今どこが取り組んでいるのか、分かればお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 御質問にお答えします。

第1点目は、電動車椅子に地域ナンバーを導入してはとの御質問です。議員御指摘のように、近年高齢者の方の移動手段として、いわゆるシニアカーを町内でもよく見かけるようになりました。シニアカーは、運転免許が不要で自動車の運転経験がなくても比較的容易に扱えることから、歩行に苦勞されておられる高齢者に広まったものと思われませんが、法令に基づいた登録制度がないことから、町として台数の把握はできておりません。このほか、重い身体障害をお持ちの方を対象として、障害者総合支援法に基づく補装具補助制度により電動車椅子を助成しているものもあります。こちらは、現在7台の助成を行っています。

これらのシニアカーや電動車椅子の利用者は、道路交通法上歩行者に分類されますが、法令を認識されていない方や車道を通りして自動車との事故に遭ったり、機種によっては夜間の利用が危険なものもあるように聞いております。このようなことから、下関市菊川町では、シニアカーに地域ナンバー制度を導入して地域で見守り取り組みをなされておられるようです。このような取り組みにより万が一の事態に陥ったときに、迅速な本人確認から適切な初動対応が可能となることが想定され、一定のメリットがあるものではないかと考えております。一方で、シニアカーや電動車椅子は、法令に基づいた登録制度がないことから所有者の異動の把握やシニアカーの貸し借りがなされた場合の本人確認など、町として取り組む場合の課題もあります。今後、警察等の関係機関とも協議しながら安全対策の方法を検討して参りたいと考えております。

次に、2点目は、有害鳥獣補助金の見直しについてのお尋ねです。

本町の有害鳥獣捕獲の補助金は、町、県、猟友会、警察等で構成する田布施町有害鳥獣捕獲対策協議会が猟友会会員の中から、一定要件を満たす者で編成する捕獲隊に対し、有害鳥獣の捕獲活動経費軽減を目的として捕獲実績に応じて交付する仕組みとなっております。

また、一般的に野生生物の捕獲には、その目的により「レクリエーションまたは生活資源のための狩猟捕獲」と「有害鳥獣駆除を目的とした捕獲」この2種類があります。御質問にあります狩猟期間における捕獲は前者の狩猟捕獲であるため、補助を行っておりません。しかしながら、猟友会との申し合わせにより、緊急時や特定の地域による捕獲等、必要と認められる場合には補助を行っております。

有害鳥獣においては、急速な生息数の増加や生息地の拡大が起きており、農林水産業、生活環境への被害が大変深刻な状況となっております。鳥獣保護法の改正など鳥獣捕獲を取り巻く状況が変化していることも事実であります。

こうした中で、佐賀県鹿島市のように狩猟期間中に捕獲した鳥獣に対する補助や、農林水産省が進

める鳥獣被害対策実施隊制度を活用した専任職員の配置などの例もありますので、本町においても今後、検討して参ります。

また、狩猟期間中の捕獲補助は本県において、山口市、平生町で既に実施されておりますので、情報を収集し、捕獲頭数の増加につながる効果的な対策を検討してまいります。

次に、第3点目は、圃場整備事業の進捗状況と今後の見通しについてのお尋ねです。

今年度、国営事業所で発注を計画しておりました工事について、南周防農地整備事業所で、6月から順次入札の公告を行われましたが、昨年度の山口県下の豪雨災害復旧等の影響による入札不調が続 き、いまだ契約できていない状況となっております。

このため、南周防農地整備事業所では、本年度の圃場整備予定地区の工事発注時期や工事期間の見直しを行われ、各地区に地元説明会が行われております。

町としては、今回の工事発注の遅れは、入札不調に伴うものであり、やむを得ないものと考えております。

議員お尋ねの中西地区につきましては、本年度、圃場整備工事の期間を夏ごろに着手し、年度内の完成とし工事を予定しておりましたが、7月の入札で入札不調となったことにより、再度、工区分け等を行い入札を行いました が、入札不調ということとなり、今年度の工事が実施できない状況になっております。このような状況から農家のみなさんに、これまでの入札経過、今後の工事実施予定について中西地区全体説明会が開催され、地元の理解を得られたところです。

中西地区のこれからの予定は、圃場整備工事を4つの工区に分割して工事発注をする予定と聞いております。1-1工区と1-2工区につきましては、27年度に夏施工で工事を行う予定ですので1-1工区と1-2工区は27年度には休耕となります。また、2工区、3工区は27年度に水稻の作付を行い、収穫後の秋から工事を行い、28年度に休耕となる予定です。

今年度の入札不調が続いたことから、南周防農地整備事業所では来年度から、入札方法も今までの一般競争入札に加え、見積活用方式による新たな入札方法を検討されると聞いております。

現在、中西地区では、予定していた工事ができなかったため耕作放棄地の状況となっております。来年度、作付する工区、工事実施予定工区とも、圃場再生工事を行わないといけない状況にあることから、国において、中西団地再生工事を住民参加型直営施工により、草刈り及び耕起作業を中西保全会と契約を締結し実施されております。

次に、新たに、圃場整備を進める地区の今後の予定についてのお尋ねですが、国においては、現計画にある22団地の整備を早急に進めることを基本として、来年度から現計画に沿って早期に事業完成できるよう事業管理を徹底するとともに受益面積、事業費の変動等を見極めながら計画変更要件に該当すると判断された時点で速やかに計画変更手続きに着手すると聞いております。その中で新たに事業参画を要望する団地につきましては、地元の合意形成がなされ、地形条件や営農状態などから国営事業として取り込むことが適当と認められる団地であれば、計画変更の手続きを経て事業に取り組むこととされております。

その場合、計画変更手続きの完了後に、土地改良法手続きに取り組むこととなるとともに、現計画で整備が予定されている団地の整備が完了した後に、引き続き新規団地の整備を着手することとなります。

現在、本町においては新規団地の推進状況は、西田布施団地外3団地において、計画変更時期に間に合うよう、圃場整備の合意に向けて検討を始めております。町としては、これまで事業の早期完成を国営事業所に求めてきたところですが、今後、より一層、早期完成を求めていきたいと思っております。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 清神清議員。

○議員（1番 清神 清議員） 1件目の電動車椅子について再質問をさせていただきます。

電動車椅子というのは、町内では専門に売っているところはないんですけども、自転車の販売店

等々で扱っていただいておりますが、パンフレットをいただいきまして、中身を見ますと、大体安いので13万円、高いので約40万円ぐらいいたします。走行距離も短いので13か15キロぐらい、それから多いので33キロぐらい、それも平坦地、走行が6キロで走って、坂道のないところ、一番条件のいい状態で30キロぐらい走るといふふうに聞いております。

私の住んでいる地域でももう5人か6人の方の知っている方が電動車椅子を運転されて買い物とか近くの公民館に行かれています方をよく見受けます。

ということで、先ほど、町長のほうから町内では何台あるか把握していないということでございましたけれども、これは今後、自治会単位で調べていただいて、最終的には社協か何かのところそのデータをつくっていただいて、それからナンバープレートのような、張るようなやつを、例えば、先ほど下関の菊川町でしたら、菊川町の檜崎というところがあるんです、ただ「檜」という形をすれば、そして「0017」というような「001」とかいうふうにすれば、簡単にできて、名前を書くわけではないんですから、例えば、この車が田布施というふうに書いてあったナンバープレートが岩国のほうにいたら、この人はおかしいんじゃないかということで通報もできるし、事故にあったときもその番号ですぐ調べられるというようなことがありますし、大した金もかからないし、取り組めばすぐにでも、来年春にでも取り組めるような問題だといふふうに思いますので、今現在、この町内で死亡事故が起きておりませんが、下関の場合は死亡事故が起きてそれを取り組んだということでございますが、死亡事故の起きる前にぜひ早急に取り組んでいただきたいといふふうに思っておりますが、その辺の御答弁をお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ちょっとその辺は本当大事なことであります。私も最近よく電動車椅子とすれ違うし、朝早く大波野のほうでもそれに乗ってきておられる方もいますので、よく存じ上げております。ただ、速度は確かに遅くて、安定した車だなというのはよく感じるんですが、確かに歩道以外の車道をやっぱり今の状況では走られております。

今後、その辺は警察とも相談を申し上げて、どういう対応が一番そのナンバーにしたらいいかとか、あるいは田布施だけでその辺は自由にできるのか、その辺をしっかりとやっていけると思っていますので、社会福祉協議会とも協議して、どの程度か把握した上で取り組んでいきたいといふふうに思います。できるだけ早く取り組みをしていかなければいけないなという気持ちを持っております。わかりました、ありがとうございます。

○議長（藤山 巖議員） 清神清議員。

○議員（1番 清神 清議員） 先日、電動車椅子をお持ちで、あちらこちらに行かれています方にその話をしましたら、それはええことじゃ、ぜひやってくださいと、早くやってくださいという言葉もいただきました。これは強制ではありません。希望される方に張りつけるということです。拒否された方は特につけなくてもいいのではなかろうかといふふうに思いますが、できるだけつけていただきたいということのお願いをしながら、事故防止、また最近、結構痴呆の方が遠くのほうに行かれる、歩いていければ四、五キロぐらいの範囲で探せることができるんですが、何と20キロも30キロも遠くに行かれましたら大変だろうといふふうに思っていますので、これはぜひ自治会、もしくは社会福祉協議会、どちらかで取り組んでいただいて、町のほうからもそういう指導をぜひやっていただきたいというお願いでございますが、もう一度お願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 御指摘ありがとうございます。だんだんとこれからはもっと増えていくように思いますので、できるだけ早くその取り扱いについてはナンバーがつけられるように協力を願っていると、そういう方向で進めたいといふふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 清神清議員。

○議員（1番 清神 清議員） ありがとうございます。よその地域より早く取り組めて、田布施も

そういうのを取り組んでいるというのが新聞やテレビ等で紹介をされるとまたよその地域も活用されるのではなかろうかなというふうに期待をしております。今の件は終わります。

続きまして、有害鳥獣の補助金の見直しということで、再質問をさせていただきます。

先ほど、町長がこの近隣、山口県には山口市と平生町が狩猟期間中にも補助金を出しているというお話をされましたけれども、実は、周防大島町、これも狩猟期間中に補助金を出されているということで、先日、椎木町長とじきじきお話をすることができまして、その内容をちょっと御披露させていただきます。

周防大島町は4月1日から10月31日までの全て、これは駆除期間という形でやっておりますが、これ1頭につき、駆除期間ですので1万円の補助をしています。さらに3年間限定で国の補助金として8,000円あるんです。その8,000円をプラスして1頭捕れば1万8,000円あるんです。

それをやることによって、毎年毎年イノシシが増えて、3年ぐらいいまで私も900頭ぐらいい年間にとっているという話を聞いたんですが、昨日確認をしましたところ、平成25年度は1,209頭に上ったと、年間ですよ。今年もまだ今狩猟期間に入っているんですけど、もう1,000頭を超えているだろうというような予測でございました。

狩猟期間はどうかというふうに聞きましたら、これは、8,000円は国の補助はない、ありません。ただし、町として1万円そのまま狩猟期間も補助しているということの回答でありまして、結構、今回、補正も組まんにゃいけんということの話を聞きました。

さらに、柳井市は、これは、補助金は狩猟期間は出していないんですけども、とにかく今年ですか、いきなり500頭になったというような状況で、補正も300万円ほど組まんにゃいけんかったというようなことも聞いておりますが、それだけ今イノシシがたくさん増えている現状にあるかと思えます。

先ほど、鹿島市の話をさせていただきましたけれども、これは駆除期間中は1万円、ただし、狩猟期間になりますと1万円というのはこれは問題があるので、半額の5,000円ほど補助を出しているということのお話、説明がございました。

そのことによりまして、平成二十二、三年度の頃から被害が、非常にその被害額が逆に少なくなっております。補助金は確かに出す、その傾向が交差しているような状態になっておりますので、金額を出すことによって、そういう、どう言いますか、防護柵とか電気柵とかそういうものの補助金が少なくなる。その分を充てることができるというようなことも言っておられましたので、私は、田布施町も狩猟期間中も捕獲意欲を高めるためには、高い金額じゃなくても結構ですから、意欲を高めるために少しの補助金を出したらいかかなということをおもっておりますが、もう一度この辺、町長お願いします。

○議長（藤山 巖議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 今の本町の状況につきましては、駆除期間内は確かに補助金を交付しております。イノシシ1頭につき8,000円です。共済組合のほうから2,000円があって1万円ということになっております。

料金につきまして、イノシシの料金、11月1日から3月31日まで、この料金については補助金を出しておりません。その中においては、捕獲頭数をちょっと調べてきたんですが、捕獲頭数が25年度で言うと、駆除期間で62頭、狩猟期間におきましては、25年度で186頭捕獲しております。合わせて248頭の捕獲がありまして、実際に11月1日から3月31日のほうが夏場よりもたくさんとれている状況ではあります。

補助金を出すかどうかということについては、いろいろ近隣町村の動きとも一緒に、平生町等も出しておりますので、今までは狩猟期間中に出すと、猟友会の方には大変失礼な言い方ですけども、不正が出たりとか、出してないところとったのを出したところに持っていくとか、そういうこと等も考えられますのであれですが、周辺も出すということになれば、町としても考えていきたいと思

ます。

○議長（藤山 巖議員） 清神清議員。

○議員（1番 清神 清議員） 平生町の現状を調べてみましたところ、非常に狩猟期間中、もしくは駆除期間中の申請が非常に厳しいというのが分かりました。と申しますのは、1頭捕れましたら必ず役場の経済課の職員が現地に行って確認します。そして、標識にとれた日にち、それからオス、メス、それから寸法、それを一緒に写真をとらなければいけないと、現地確認を必ずしないと補助金は出せないということになっているそうでございます。

遠いところでも、しかしながら補助金がいただけるということで、それもちょうんと整備されておりました、実は、平成22年度には、狩猟者が1名しかいなかったのが翌年には19人になり、現在55人になったということございまして、昨年初めて100頭を突破して、今年は既に144頭、きのう現在ですね、捕獲したということで、やはり補助金を上げるとそういう捕ってやろうという意欲が湧いてくるというのは確かだなど。ただし、不正が起きてはいけませんので、そういう申請には慎重には慎重にやって、必ず役場の職員が見て、役場の職員と一緒に写真を撮るということをおっしゃっていました。

さらに、成獣と幼獣の区別をされるということでありまして、成獣は1メートル、体長がですね、鼻の先から尻尾の手前までが1メートル以上が成獣で、それ以下は幼獣だということございまして。その辺が田布施と少し変わっているかと思いますが、ウリボウで筋があれば幼獣で筋がなくなったら、田布施町は今のところ成獣というふうな形を今後見直すという話も聞いておりますが、その辺も近隣市町村との照合していただいて、田布施だけがいつまでもそういうかたくなになるのではなくて、そういう取り組みも今後少しずつ見直しをして、近隣に合わせさせていただきたいというお願いでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

これは、それで終わらせていただきます。

続きまして、後がありますので、次の方が12時までには終わるようにしたいと思っておりますが、3項目めの圃場整備の状況でございますが、先ほど町長が答弁をされたとおりでと思っておりますが、非常に10年先になるという話も聞いておまして、さらに災害が起きたらそちらの方を優先されますので、早くて10年だというふうに思っておりますので、私たちも本来ならば先に取り組みれば良かったんですが、少し遅くなりましたが、このままの状態ですと、長男もまた農業離れしておまして、農業をやらない状態なので、できるだけ我々が元気なうちに圃場整備をして、第三者にでも耕作していただけるような、そういうふうなことをやっていかなければいけないということで、また考え方も新たにしておりますので、ひとつその辺も遅れ遅れになりつつありますけれども、少しでも早目早目の対策をぜひお願ひをしたいということの再度のお願ひでございますので、一言だけお願ひしておきたいと思っております。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 国営事業所ともしっかりと打ち合わせをして、いろんな方法を考えてでも遅らせないでくれと、できるだけ予定計画があるんだから、それに向けてやってくださいよと、農家の人もそのつもりで農具の計画を立てて、農耕計画を立てられるんだということでよくお願ひをしております。できるだけその辺がないように早くします。

よっぽどの地変が起こらない限りは、早くする方向で進めていくという状況でいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議員（1番 清神 清議員） 時間が、次がありますので、これで終わらせていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、清神清議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（藤山 巖議員） 次に、西本篤史議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 2つほど質問をいたします。

1つ目は、「子ども・子育て支援新制度、町の計画は」、もう一問目が関連するんですけれども、「放課後子ども総合プラン、町の計画は」という質問をいたします。どちらも一問一答でよろしくお願ひいたします。

最初に、「子ども・子育て支援制度、町の計画」ということで、長信町長、お願ひいたします。

「子ども・子育て支援制度」は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して実施されるもので、次の3つの目的を挙げております。

1つ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、2つ目、保育の量の拡大・確保、教育・保育の質の向上、3つ目、地域の子ども・子育て支援の充実。これは、現在、厚生労働省と文部科学省、2つの業務ですね、一つは保育所、もう一つは幼稚園という2つの業務が分かれておりますけれども、計画は、内閣府に一本化するということになっております。

この新制度ですけれども、今話題の消費税、今8%になっておりますけれども、今度10%にするかしないか、それで1年半先延ばしされました。それで、国の予算も7,000億円、これを投じてこの新制度にするという計画であります。今日の読売新聞、これを見ますと、計画どおり、来年度から実施をするというふうになっております。それを踏まえてちょっと次の質問をいたします。

田布施町に保育園4施設、幼稚園2施設があるが、認定こども園に移行するのか。移行した場合、保育料は上がるのかというちょっと質問をいたします。

認定こども園というのは御存じのように、保育園の内容と幼稚園の内容、これを併せ持った新しい認定こども園ということで、田布施町の中にあります幼稚園、この幼稚園の方がこの認定こども園になるかならないかということになるんですけれども、これも先日より子ども支援会議ですかね、ちょっとやっておりますけども、中でいろいろ出ております。この辺も踏まえてちょっと質問いたします。

次は、幼稚園教諭は認定こども園に移行した場合、保育士免許が要るのか、その場合、事業者の負担にならないのかという質問をいたします。

実際、幼稚園が認定こども園になった場合、当然、今、幼稚園教諭という免許で幼稚園を運営されておられます。この方が認定こども園になった場合、当然資格の制度、これが変わってまいりますので、今の幼稚園教諭の方が保育士免許を取り直さなければいけないとか、そういうふうになった場合、当然事業者負担になりますので、その辺のちょっと質問をいたします。

次は、町からの施設への給付費、委託料は変わるのか。給付費というのは、幼稚園に対して町が支払われるものを言います。また、委託料、これは町から保育園に対して払うもの、これは今の認定こども園とか今度は新制度になった場合、実際、こういった料金が、支払われる料金が変わるのか、当然町の予算とかその辺も変わってきますので、その辺の質問をいたします。

次に、質の高い保育とありますけども、具体的には町としてはどういう方向で質の高い保育をするのか、ちょっと質問をいたします。

次に、町営のママカフェなど情報提供施設をつくってはどうかというちょっと質問をいたします。

これ子育てをされるお母さん方、今ママだけではなしにパパも一緒にちょっといろいろ子育てをやっておられますけれども、その辺の悩まれる子育てに対して、悩まれる親御さん、この人がここに行けばいろいろ情報がもらえて悩み事に解決できる、そういう施設ですね、そういったのをつくってはどうかという質問です。

次に、町も業務課を一本化し、子ども未来課にしてはどうかというちょっと質問ですけれども、国のほうも厚生労働省、文部科学省、いろいろ業務内容が違いますから、やはり一本化したほうがまとまりがつくということをやっておるみたいです。町のほうも子ども支援に関しては一本化にして、他の市町さんは子ども未来課、県のほうもこども未来課というのがございます。こういった方向で町も一つにまとめたほうがよりスムーズになるのではないかという質問をいたします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えいたします。

1点目の認定こども園への移行についてですが、現在、町内には公立保育園2施設、私立の認可保育園3施設、私立の認可外保育施設1施設、私立幼稚園2施設がございます。この内、私立幼稚園2施設については町が行った意向調査により、5年以内に認定こども園への移行を検討されている状況です。保育料につきましては、現行の保育料を基準にして、ほぼ同水準の保育料となるよう考えております。

2点目の幼稚園教諭は「認定こども園」に移行した場合、保育士免許がいるのか、その場合は、事業者の負担にならないかとお尋ねですが、幼稚園が新制度の「認定こども園」に移行した場合、「認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、職員は幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の資格を有していることを原則としております。しかし、「認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正「認定こども園法」では、施行後5年間は幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば保育教諭となることのできる経過措置を設けております。同時に経過措置中に免許・資格取得に必要な単位数について経験等を勘案することで軽減する特例を設けて免許・資格取得の併有を促進することとしています。

3点目は保育園の委託料についての御質問です。

現在、町から支払われる委託料は、国が示す基準に準じて支払われておりますが、来年度以降もこの制度について変更はありません。ただし、名称が「支弁額」から「公定価格」に変更され、基準も手厚くなることが予想されるので委託料は増額することが見込まれます。

また、質の高い保育については、職員配置加算による改善や研修機会確保のための代替要員の確保、第三者評価の受審費用などにより手厚い人員配置が主なものとなります。

4点目の町営ママカフェについて御提案ですが、現在協議をしている「子ども子育て会議」の中でも専門委員の方から積極的な意見をいただいております。お母さんなどが気楽に集まることができ、子育てについての悩みの相談や、友達の輪ができるなど、このような施設が機能すれば子育ての一助となることが考えられますが、しかし、現在、田布施町では「子ども子育て支援センター」において同様の取り組みを行っていることもあり、それぞれの役割を総合的に勘案して検討して参りたいと考えております。

最後に、町の窓口を一本化し「子ども未来課」としてはどうかの御質問ですが、新制度に伴う窓口は町民福祉課で一本化することとなっております。しかし、旧制度のままの幼稚園については、現行のまま学校教育課での対応となります。

今後、私立幼稚園2施設が「認定こども園」に移行することになれば窓口は町民福祉課へ一本化されますので状況を見ながら対応して参りたいというように思っております。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） どうもありがとうございました。今の答弁の中で、保育料は上がるのかというところで、住みよいまち田布施ということで、この間の総務文教委員会の豊後高田市の視察でもありましたように、安い保育料、これが住みよいまちの条件ではないかと思えます。他の市町村より少しでも安ければ、田布施は保育料が安いけに住んでみようかというふうに、当然なると思えますので、その辺も今度国からの支援がどれくらいあるかちょっと分かりませんが、それを利用して、保育料を下げてもっともっと住みよいまちにしていきたいと思えます。

あとママカフェのほうですけれども、当然施設は子ども・子育て支援センターがあるんですけれども、大体箱物だけでなしに、子どもたちが自由に遊べる芝生の広場とか、そういったところをこういった情報交換になると思うんです。子どもを連れてちょっと簡単に遊んでみんなが集まれるような場所、こういったところもちょっと田布施町内、本当何て言うかな、安心してちょっとみんなが遊べるようなところがちょっとないような気がいたしますので、図書館の近くとかその辺にそういった施設があればなおいいんじゃないかと思っております。

この質問はちょっとこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

次に、「放課後子ども総合プラン、町の計画は」ということで、尾崎教育長、よろしく願いいたします。

放課後子ども総合プランは、安全で安心して子供を預けることができる環境の整備に向け、小1の壁と指摘されている小学校入学後の児童の総合的な放課後対策で、全ての就学児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるとなっております。

先ほど質問をいたしました子ども・子育て支援制度、この中の3番目、地域の子ども・子育て支援制度、これがこの今、今回2番目の質問の内容になります放課後子ども総合プラン。この中で、ちょっと質問をしたいのが、田布施町の各校区に児童クラブがあるが、4年生から6年生が増えた場合、受け入れる教室はあるのか。

現在、国のほうで試算しておりますのが、3年生までであれば900万人、これが30万人に増えて120万人になるそうです。この30万人分の確保ですね、各教室、当然空き教室を使うと思うんですけども、町内、その辺の余裕というか、特に今回、麻郷小学校が統合されます。その辺も今、いっぱいと思うんですけども、それも教室の確保、この辺のちょっと質問をいたします。

次に、放課後児童クラブに放課後子ども教室は講師は行けるのか。反対に放課後子ども教室に児童クラブは行けるのかという質問をいたします。

現在、児童クラブ、1年生から3年生まで各校区の中に別の施設というか、部屋がございまして、そこに児童クラブに登録された子供たちが放課後行っておる状態ですけれども、同じ学校の中にあっても、何と言いますかね、そこだけは別室みたいな感じで、いわゆる治外法権的なちょっと敷居が高いと言いますか、なかなかちょっと行きにくいようなつくりになっておりまして、今度一体化された場合ですね、今水曜日、主に水曜日ですね、放課後子ども教室というのが地域の方が参加されて行っております。この講師の方が実際、児童クラブに入り込めるといふか、指導に行けるか、その辺ですね。反対に児童クラブの子供が水曜日放課後にやっております放課後子ども教室に参加できるのか、その辺の質問でございます。

次に、けがをした場合、児童クラブの場合は各保険に入っておるそうです。反対に放課後子ども教室、こっちは学校によってまちまちなんですけど、東田布施小学校のPTCAに関しては、PTAのお母さん方も参加されるということでPTAの保険、これをちょっと利用しておりますけれども、一体化した場合、どのようにするのか、こういった質問でございます。

次に、町の業務は社会教育課と町民福祉課、これもさっきと同じ、同様ですけれども、一本化して子ども未来課、先ほど答弁で子ども未来課はまだちょっと予定ないようなんですけれども。この辺も当然一本化してまとめないと、今の状況で始めた場合、一つは児童クラブは町民福祉課、放課後子ども教室は社会教育課というんじゃないかとまとまりがつかんと思いますので、その辺も一つにまとめるという、以上の質問をしてみたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、2番目の御質問にお答えします。

まず、児童クラブに受け入れ教室はあるかとの御質問ですが、来年度より放課後児童クラブ利用対象者は今申されましたように、小学校3年から6年までにと拡大して利用することが可能となります。町民福祉課のほうで調査をされた結果、希望者全員を受け入れた場合、受け入れができる、十分できるというのは城南児童クラブのみで、その他の児童クラブは定員オーバーすることが予想されます。

新制度へ対応した活動場所としましては、まず各学校の空き教室や図書室等を運営した運営が示されておりますが、本町におきましては、現在のところ各学校とも空き教室がございませんので、図書室等を利用した児童クラブの運営が検討をされているところです。

次に、児童クラブで放課後子ども教室の講師は指導できるかというお尋ねでございます。児童クラブ指導員は資格が必要なため、児童クラブ補助員として放課後子ども教室へ雇用することは可能であると考えられます。しかし、児童クラブ利用者の中で、放課後子ども教室へ参加を希望する児童だけが活動している現在の利用形態が最も効果的な運用と考えておりますので、児童クラブにおける放課後子ども教室の講師による指導は、現在のところは考えていないということです。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の行き来につきましては、本年度3月1日付で都道府県教委へ通知され、本年8月の全国地方自治体担当者会議で説明のあった放課後子ども総合プランにも、平成31年度末までに放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型を中心とした形に計画的に整備していくと示されており、そのためには学校施設を十分活用していくような方向が示されております。

現在、田布施町には放課後子ども教室は9教室ございますが、両社が一体、または連携して活動ができる教室、活動しているものは田布施西小学校の西の寺子屋、東田布施小学校の東田布施小学校PTCA課外授業、そして麻里府小学校の麻里府小学校放課後子ども教室の3教室であり、相互利用につきましても既に放課後児童クラブの利用者が放課後子ども教室に参加しております。今後、一体型が進むものというふうに考えております。

3点目のけがをした場合の対応についての御質問ですが、児童クラブの利用している児童はスポーツ安全保険に加入しております。また、放課後子ども教室につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の対象になっております。不運にもけがをした場合などは速やかに保護者に連絡をするとともに、必要に応じて病院を受診するよう指導をしております。

4つ目の本事業の一本化につきましては、国が示す放課後子ども総合プランを視野に入れながら、まずは一体型または連携型を中心に、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の充実に努めるとともに、学校施設の活用を考慮した施設整備に努めてまいりたいと思っております。

なお、社会教育課と町民福祉課の一本化につきましては、本事業以外はそれぞれ独自の専門的業務及び事業等を進めておまして、現状での一本化は難しいものというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） どうもありがとうございました。

私も放課後子ども教室ということでいろいろ御支援しておるんですけども、この間、放課後子ども総合プランという県の東部の研修会がありまして、そこでいろいろ児童クラブの指導員の方といろいろお話をしまして、児童クラブはやっぱりお金をもらって保育料というか、もらって指導しておって、それで年間計画というか、その月の計画があって、その中で指導をしておるから、急に今の児童放課後子ども教室の方がちょっと行って指導したいと言われても、ちょっとそれは無理だということをちょっとこの間、聞きました。

今の答弁で、反対に放課後子ども教室のほうに今、児童クラブの子供たちが行くということではできるといいますから、今現状もそういう状態になっておりますので、このままということでもよろしいかと思えます。

保険のほうもスポーツ安全保険ですかね、それが使えるということで、私も一遍ちょっと田植え教室で子供がけがをしてからちょっと大変な目に遭った記憶がございます。やっぱり保険というか、万が一のときに備えておかないと、たまたまお母さん方も理解があつて断りに行ったり、学校の教頭先生と一緒に断りに行ったりいたしましたけれども、やっぱりこういった保険とか万が一の備えというのは当然充実しておかないと、大けがとかをしたときに大変なことと思っておりますので、その辺もまあ計画のほうをぜひお願いしたいと思います。

一本化ということは当然難しいんですけども、やっぱり町のほうで社会教育課、町民福祉課のほうでよく連携をとっていただいて、抜かりのないようにしてもらいたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） ありがとうございます。西本議員さんには大変、本当初期の段階から関わっていただきまして、最初、東小学校校区でございましたが、現在は協育ネット等も含めて全町的にいろんな御指導もいただいております。本当感謝申し上げることでございます。

こういう新しい総合プランが出てまいりました。これは今議員申された大きく2つの問題点からこういうふうな形になっていると思うんですけど、いわゆる地方の自治体としましては、その辺のすみ分けは大変難しいと思います。今、町長さんのほうで答えられましたが、この総合プランにつきましては、どちらかがやがて受け入れるようになるかと思いますが、全体のその子どもを育てていくという部分からいきますと、今後考えていかなければいけないと思います。また、これは教育委員会と町当局とがいろんな意見交換を今後するような機会がございますので、また話題に取り入れて、少しでも効率的に、いわゆる小さくてしっかりしたそういった組織ということも言われておりますので、それに基づいてまた首長さんとも相談をしながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） どうもありがとうございます。子ども、町の宝ですから。これからもよりよい子どもを育てていくということで、協力し合ってやっていきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

どうもありがとうございました。終わります。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） ここで暫時休憩をとります。

午前11時48分休憩

午後 1時30分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩をといて会議を再開します。次に、石田修一議員。

○議員（8番 石田 修一議員） それでは、一般質問をさせていただきます。

質問は3件であります。最初は一括質問一括答弁、2回目より一問一答方式で、答弁者は町長にお願いいたします。

まず第1問目であります。本町の地方創生戦略計画並びに地域活性化計画についてお尋ねします。

一番最初に、高川議員が同じ質問をされておりましたが、重複する部分があると思いますが、本町の将来を考えたときに、この件につきましては大変重要な項目でありますので再度の御答弁をお願いしたい。

今年5月、日本創成会議で人口減少問題検討分科会、これは朝もありましたけど、座長が元総務大臣の増田寛也さんですね、消滅の可能性が高い自治体は896自治体であります。2040年の人口が1万人を割る自治体、これが29.1%、523自治体は、より消滅の可能性が高いと分科会で指摘しております。

平成10年から30年間で、元気のいい若者、20歳から39歳、これが激減する自治体、山口県で7市町ということでありましたが、消滅可能性が十分あるという自治体であります。高い順番からいきますと、周防大島町が75.7%、順次、阿武町、萩市、長門市、そして近隣の上関町、そして平生町、7番目が美祢市ということで、美祢市も53.2%ですか、で、本町も先ほどありましたけど43.9%の減少率でありまして予断を許さない状態であります。今から、この人口の減少を食い止める、こういう施策を考え実施する必要があるのではないのでしょうか。

第5次の後期総合計画も作成される時期でもありますし、町長には腹案もあると思いますが、本町の地方創生戦略計画について並びに地域活性化計画についてをお尋ねします。

駅前整備計画、空き家対策計画、これについては私も今年の3月に町長に一般質問しております。

そして光ネット、この度来年、麻里府地区、麻里府小学校は廃校となる予定であります、麻里府地区の活性化計画、これらも含めて御答弁お願いします。

次に、2問目であります、介護サービスの今後の取り組みについてであります。

一段と進む高齢化に沿わない地域医療、介護総合確保推進法が成立いたしました。高齢者が病院や介護施設に頼らずに自宅で介護が続けられるよう、医療や介護を一体的に提供するというのが狙いですが、もう一つ大きな目的があります。低コスト構造の転換であります。介護に比べてコストの高い医療費に年間40兆円かかっておりますし、今後もこれは増加傾向であります。案外これが改革の本丸かもしれません。

今まで、医療は県、介護は市町村と、役割はばらばらでしたが、改正により医療と介護を一体的に提供できるため、市町村単位で事業計画を検討することができるようになりました。ということは、責任、仕事量は増加します。在宅介護サービスや介護予防の取り組みは、反面、やりやすくなるわけでございます。ということは、介護保険の保険者である市町村の対応というのが大変重要となっております。対応が早くスムーズにいけば混乱はしませんが、小さい自治体だからといって対応が遅れるようなことでもあれば、いろいろな問題が発生します。これについて、今後の取り組み、いかがされるのかお尋ねします。

次に、最後の質問であります、買い物送迎サービス事業、デマンド交通の利用状況と今後の運用についてであります。

平成26年7月より試行運転、10月より町内5地区に分けての予約制による買い物の支援サービスを始めましたが、現在の利用状況どうなっているのか、また今後において運用方法の変更など、どういうふうを考えておられるのか、この3点をお尋ねします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。

1点目は、本町の地方創生戦略計画並びに地域活性化計画についてのお尋ねであります。

日本創成会議の衝撃的な数値や、日本の人口減少問題に対応する戦略の基本姿勢や基本方針等の公表をきっかけに、国では地方創生に動き出しました。今年11月21日に、まち・ひと・しごと創生法が可決・成立し、この法律には、国は長期ビジョンと総合戦略を取りまとめ、都道府県や市町村は総合戦略を策定する努力義務があるとされています。国の総合戦略の内容については、さまざまな報道がなされていますが、総選挙の影響で策定が遅れている状況であり、詳細は明らかになっていない状況であります。

本町の戦略計画は、来年度策定します後期基本計画の策定と連携して策定する予定にしております。本町の現状を把握し、財政健全化を堅持するためにも、人口減少に有効な施策を検討し、国県の戦略計画の内容や補助制度等の活用を調査し、事業の優先順位をつけた計画を策定してまいりたいと考えております。また、この戦略計画及び後期基本計画は、本町の活性化につながる計画にできるよう努めてまいりたいと思います。

それでは、個別の質問にお答えいたします。

まずは、駅前整備計画についてであります、田布施駅は町の中心部に位置し、田布施町の顔とも言うべき施設であると認識しております。県の統計では、田布施駅の利用状況は1日平均の1,200人前後が乗車しており、年間では約44万人となっております。過去10年間の利用状況の推移は変動が少ない状況となっております。しかし、駅は老朽化しつつあり、駅の中にあった売店は閉店し、駅周辺の店なども減少しつつあると認識しております。現在、駅前整備については計画はありません。駅及び周辺の活性化の要望はありますが、町の財政を左右する事業であるため長期的な視点で今後検討してまいりたいと考えております。まずは、田布施農工高等学校の学生や近隣住民の車が多く通行する豆尾踏切の拡幅事業を来年度より着手する予定にしております。

次に、空き家対策の推進についてであります、松田議員の御質問でも答弁させていただきました

が、11月に成立した「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、市町村は空き家等対策計画を定めることとなります。今後、国は空き家等に関する施策の基本方針を定め、9月に設置した山口県空き家対策連絡会は今後の方針を示すこととなっております。本町では、これらの方針を受けて、空き家対策の庁内体制を整えた後、空家対策計画の検討や空き家の実態調査を実施し、空き家の有効活用及び空き家に係る問題解決の具体的行動を展開することになると考えております。

次に、光ネットの推進についてであります。本町では平成23年度から民間事業者を通じて光ファイバーによる情報通信網の整備を行っております。現在、町内の約8割をカバーするまでとなっております。しかし、全国的に光回線の利用率が当初想定より伸びていない状況になっております。このため、民間事業者は光回線の利用を促進するため多種多様な事業者に光回線を利用させる新たなサービスを展開していくことを今年10月に公表しています。例えば、警備保障会社などでは、これまで別回線で整備をしなければならなかったものが、光回線とセットにすることで整備コストを抑えることが想定され、利用者の利便向上にもつながることになります。見守りサービス事業者であれば、カメラを使用した見守りや緊急時の連絡速度が速くなることが想定されるなど、さまざまな民間事業者のサービス提供により光回線の利用率の向上及び整備範囲の拡大が進み、情報通信網の整備推進につながることを期待しているところであります。

最後に、麻里府地区の活性化計画についてであります。現在、麻里府小学校の統合を推進しているところであり、教育委員会と連携して取り組んでいるところです。統合後の麻里府地区の活性化対策については、麻里府地域の皆さんと十分協議して地域活性化計画を検討してまいりたいと考えております。

2点目は、介護サービスの今後の取り組みについてのお尋ねであります。

今後さらに進む高齢化に伴う介護サービスの利用者の増加に備え、将来にわたって制度が維持できるよう、医療や介護の仕組みを見直し、介護保険制度改革と医療提供体制の改革を一体的に進める地域医療・介護総合確保推進法が6月に可決、成立しました。これに伴い、医療法や介護保険法などの改正が予定されています。

御質問の要支援者の介護サービスが町の地域支援事業に移行されることについてですが、要支援者に対する介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護のサービスにつきましては、全国一律の予防給付から市町村が取り組む地域支援事業に移行することとなります。また、訪問看護や通所リハビリテーションなど、この他のサービスにつきましては従来どおり介護予防給付として継続されます。

この改正で新たに創設された新しい総合事業は、従来の介護予防事業等を発展させ、住民等の多様な主体の参画や多彩なサービスを実現させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的なサービスを提供していくものです。特徴としては、このサービスの担い手を住民ボランティアや民間事業者等に求めたことです。

施行は平成27年4月となっておりますが、実際には2年間の移行期間が設けられており、平成29年4月まで全ての市町村で新事業を開始することとなっております。現在、関係機関と協議しながら進めておりますが、実際には、どの程度の活用を見込むことができるかなど課題も多く、担い手の育成や確保、組織の体制づくりに一定の期間が必要になります。町といたしましては、新たな体制に円滑に移行するため、今後、庁内組織体制の強化を図るとともに、地域の多様な支える力を結集して、町の実情に合った適切なサービスを提供できますよう平成29年4月からの事業実施に向けて取り組んでいきたいと考えています。

3点目は、買い物送迎サービス事業の利用状況と今後の運用についてであります。

田布施町では、高齢者の方に気軽に買い物などをしていただくため、買い物送迎サービス事業を本年7月から試行運行しました。当初、利用登録者が21人と少なかったため、利用者等の御意見御要望を踏まえて、11月1日から福祉タクシーの利用者についても御利用いただけるように、また運行日も変更し、各地域で午前または午後どちらかは利用いただけるよういたしました。そのほか、予約

も前日まで可能とするなど、少しでも多くの方に利用いただけるよう委託先の社会福祉協議会とともに努力しているところであります。

さて、現在の利用状況はとのお尋ねであります。さきに申し上げましたように7月の試行運行時には登録者が21名でありましたが、3点のサービス事業の見直しにより、現在25名の方が利用登録されております。地域的な内訳では、城南が3名、西田布施が9名、麻郷が7名、麻里府が6名となっております。また、月ごとの利用者は、7月が24人、8月が25人、9月が30人、10月も30人、11月32名と、計画当初の見込みよりは少ない状況ではあります。少しずつ増えてきております。

次に、今後の運行方法の見直しがあるかとお尋ねですが、このサービスは国庫補助を受けながら継続していきたいと考えておりますので、利用者の増加対策について今後も、タクシー会社、防長バスなどの交通関係事業者の理解と協力を得ながら、田布施町有償運送運営協議会において取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） それでは、1問目の地域創生戦略の件で、まず駅前整備計画について。JRは田布施町の玄関であります。今は、先ほども言われましたように売店もありません。トイレも和式で昔のものです。紙も用意してありません。清潔感も、はっきり言いましてありません。

今、JR駅で全面改装しておるのは徳山駅がありますが、やっとな行政とJR、地域との交渉が成立して駅の全面改装を今行っております。実は私も10年前に周南市のこの駅前の整備計画それから観光部門もちょっと携わっておりましたので、もう少し、正直言いまして行政の方が積極的に動いていたらということを考えるわけですが、もしこれが10年早くこの改装に取り組むことができたなら、周南市の発展は違ったものになっていたと思うわけであり。だから、敢えてこの駅前の整備計画を取り上げました。

田布施町も30年前は駅前だけの中心街であったわけであり。これは町長もよく御存じのはずでございます。現在のマックスバリュ、ナフコ、交流館と、以前はあの辺りが田んぼでありましたが、今、中央南がこうして発展し、大きな中心街ができております。これは町が主導し、商工会も動き、新町の商店も動き、企業も町民も一体となって、いろいろな問題を解決しながら、あそこの砂田東ですか、ピクロスや、今はありませんがスーパーマルキュウも誘致しました。そして中央南に橋をかけて、現在の大きな中心街ができた経緯があります。

今は、駅前は寂れたようになっております。先ほども道路の踏切のほうの拡張をいろいろ話もいただきましたけど、町主導でJRやそれから商工会また田布施観光協会というのもできております。商店、こういう地域を動かして、駅前の整備、改装、これを早急に積極的に取り組んではどうでしょうか。町主導で積極的にアクションを起こすお考えはないかどうか、町長、答弁をお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 駅前の開発というか駅自体の開発について、商工会というか今の観光協会から要望も私のところへ届いております。ただ、すぐという状況ではないということは申し上げました。

それはなぜかといいますと、あそこをいろうについては、やはり踏切、豆尾の話が先に出て、豆尾踏切のところの拡張を何とかしないと、あそこを駅前を何ぼよくしても、今度は駅の入りに対しては非常に厳しいよという話をしながら、できるだけ早く豆尾踏切に着手できるようにということでJRのほうとは話を進めております。早々に着手してくれるんじゃないかなという状況ではあります。まだ確定した日にちではありません。ただ、来年度に向けては確実にそれを先に進めると。それができ次第、今あそこが持っているJRの用地、その辺も少し、農協あたりから駅前につけての道路の状況等も踏まえて順次やっていかなきゃいけない、そのあたりがやはり駅前開発につながっていくという思いでありますので、まず踏切のほうを優先させていくということで今進めている状況であります。

決してあれをやらないという状況ではないんですが、財政的にも非常に厳しい大きな予算の関係も

ありますので、JRが全てかぶってくれるんならいいんですが、民間企業のJRとしては、できるだけ銭を出さないでやりたいというのが、今回の踏切も、どうもそのように受けとめられますので、線路といえ道路といえ、お互いに利用して、しっかりとやっているんだからということで、JRとは今後もしっかり協議して、駅前の開発、駅の整備等を一緒になってやっていかなきゃいけないというふうに思っています。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） それでは、ちょっと具体的に、まずJR内のことから言いますと、さっきトイレの話しましたが、これどうしても、JRと直に個人でもあそこで改札のところでも話もしたりしましたが、こういう個人が言ったんでは話になりませんが、やはり行政として、あその駅前のトイレ、もう本当、紙もない、それから今度、昔ながらの和式のトイレ、もう今はどこ行っても洋式ですよ。だからそういうことと清潔感のある形は、これはやはり田布施町の玄関でもありますし、強硬にお願いするか何かの方法をとっていくということは、ぜひやっていただきたい。

それから、今、売店が、町長も言われましたが、あそこがシャッターがおりております。あそこへ行きまして、この売店せつかくあるんだからシャッターおりたままというより、田布施町にも特産いろいろ交流館には出しております。出しておりますけど、単価交渉なり、どうしてもテナントで入るような格好になると思いますが、そここのところを実際に交渉して、田布施の特産品なり何なりを置かせてもらう、そして今度それを、今、商工会なり観光協会のほうと情報の共有化をして、行政だけで動いたんじゃどうにもなりませんけど、情報の共有化して動いてもらうのは商工会の青年部に動いてもらうとか、それから商工観光課の者に動いてもらって、そして具体的にどういう回答が来たか、それに対してどういうふうに今度、次、攻めていくとか、やはりこれ1回だけ話をしてからだめだっていう形で、こういうことについて成立するというのは、まず100件あって1件もないと思うんです。やったり、とったり、やったり、とったり、粘って粘って粘り抜いて初めて相手が動くわけで。だから、よくコンサルの分で、あなた何回あそこへ行って話をしたか、いや、わしは10回、20回じゃある、たった10回、20回ですかって、それでやったと言えるんですかって、10回、20回で成功するっていう、もうOKになるっていうのは、ほとんどないですよ。だから、こういうやはり今は厳しい時代です。だから、やはりあそこと交渉するにしても、それは10回言われたか20回言われたか別にしまして、それではまだ足りないんじゃないかというふうに思っていますので、これ田布施町の玄関です。ぜひこれは積極的に動いてもらう方向をお願いしたいと思います。

再度、答弁をお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） その辺はよく心得てしっかりやっておるつもりなんです、なかなかそこまで行っていない部分があるんですが、踏切につきましては、国のほうまで働きかけまして、国からの資料をいただきながら一緒になってやっているということでありまして、それもいつまでも放置されている状況があったんで再三行って、国交省まで行きまして、実際に山口県道づくりの関係の中から引っ張り出して、国のほうまで働きかけて、早急にやってくれるようにということで、一緒に動いていただいた。県もこの関係には動いていただいた。やっぱり地域の皆さんが困っておられるということで、踏切を最優先で急げということが順番のスタートになっておりますので、その後の今の駅前のトイレ等を含めては、これはもう駅全体のことでJRの考え方をしっかり聞きとめて、田布施が今、実際に、田布施の駅がこれからは岩国へ向けての直線のあれになるということも踏まえて、あのあたりの駐車整備も含めて駅前整備は確実にやらないと、やはり田布施の顔のあそこが一番寂れたんでは格好がつかえません。これは今後もしっかりと対応していきたいというふうに思います。

よく分かっておりますので、また議員さんからも御質問もいただければ助かります。よろしく願い申し上げます。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） 今の件、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、1番の件が続きますが、地方創生戦略の一つに、国道188号線、前にも町長に質問しましたが、八海から麻里府までの歩道の管理、これを加えることはできないだろうか。

昨年12月、道路交通法が改正されました。相変わらず、中学生、高校生が海側の狭い路側帯を通学路として現在も使用しております。これはもう車も多いし、いつ事故が起きてもおかしくない状態です。それと併せまして、麻里府地区は国道188号線に面しております。海が国定公園の一部に入っておりますが、自然もすばらしいところではありますが、日常の買い物ができる店舗が1店舗もありません。このたび上関町には道の駅がオープンしました。素晴らしいのができました。麻里府にも道の駅またはこの交流館の2号店、こういうふうなのも考えて、何か誘致はできないか、こういうふうな御検討をお願いできませんか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 質問の中で、創生でありますから、そういうことが出るんでもよろしいですが、道につきましては、今あのあたりの歩道についても、あれは東部高速、あの関係でもう進めております。どんどん国のほうにもお願いするし、あの188号線、国道でありますから、その辺を踏まえて歩道幅を、随時、何かことあるごとにお願ひして進めていくよということで、元の郵便局跡からの海岸のほうに向けても測量等はもう済んでいるんです。ですから、これも順次、国の予算等がつけば前へ進んでいけるという思いはしています。まだ、いつからやるとかという報告は受けておりませんが、進めているという状況であります。

それと、今、最後に申されました麻里府の学生の問題、これはもちろん地域の皆さんとしっかり相談しないと、私の構想は確かにあります。いろんな構想を持っていますが、やはり地域の皆さんに申し上げて、その辺で話を出さないと、ああ、ここでしたから、ほう、やってくれるんかというようなことになるわけにはいきませんので。しっかりと皆さんと一緒に協議をさせていただく。その中に、やはり麻里府の活性のためには何が一番いいかということを考えていきたいというふうに思っております。先ほどの高川議員さんでしたか、どなたか答弁に、重要案件の一つとして麻里府地域の活性は考えております。ちょっとそういうことで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） 町長より積極的な御答弁を承りました。ありがとうございます。よろしくをお願いします。

それでは、これは今の1番の質問に続きますけど、先月11月の5、6の委員会で、総務文教委員会で大分の豊後高田市に行ってまいりました。というのが、全国で住みたい自治体の上位に位置する大分県にあります豊後高田市です。これで行きまして、大変勉強になりました。本町にも参考になると思いましたので、この話を町長にも皆さんにもお聞かせしたいということで、この1番の地方創生戦略計画を質問の議題として取り上げたわけです。

高田市は人口2万3,000人、田布施より多ゆうございますが、高齢化率が何と本町よりも高く35.4%です。だけど、住みたい自治体の上位におりまして、非常に積極的な行政を実行しております。既に地域創生の、まち・ひと・しごと創生の3つ視点を基本に魅力あふれる地域創生を実行しているというふうに認識しております。3月の一般質問、先ほど来、出ておりましたが、空き家の実態調査を進めるように私も一般質問で提案いたしましたが、本町ではどの程度進んでいるのでしょうかと言いたいところではありますが、進んでいないというふうに私は認識しております。

高田市は平成21年に空き家実態調査を、外部業者、これ株式会社ゼンリンです、御存じのように大手です。ゼンリンに依頼しております。そして市内に約800戸の空き家、この存在を突きとめて浮き彫りにしております。これを危険家屋対策にも活用しております。だから、行政の町の職員だけでやろうとすれば、もう時間もかかるから無理かもわかりませんが、こういうふうな調査というのは、専門のゼンリンあたりに費用かかっても依頼すると。だからスピーディーな形で実行できる方法

を考えていくということが大事じゃないかと思うんですが、片っ端から空き家オーナーに、その資料をもとに電話や手紙で登録依頼、自治会長に、本町も自治会長おられます、に個別に情報提供を依頼し、空き家対策を推進しております。その結果、空き家バンクの募集は、平成18年から25年、8年間ですが、実績はどういうようになっておるかと言いますと、新規登録者数が140件、利用希望者というのが504所帯、1,128人。そのうちで契約数が100所帯で235人で、いろいろなアイデアを出してございまして、親の近く100メートル圏内に子供が帰って家を建てる人には50万円の補助を出しましょうと、新婚さん応援住宅事業、そして、お帰りのさい住宅改修事業とか、子育て世代いらしやい応援事業、いろいろなアイデアを出してございます。毎年そのアイデアを追加するなり変えたりしてございますが、定住促進関係経費予算も年間で5,000万円計上して、地方創生を現実に行っております。そんなにも素晴らしいという感じじゃないけど、非常に前向きな行政をやっております。

そして、一番、田布施町でできるかなと思いますのは、学びの21世紀塾を立ち上げ、推進してございまして。というのは、現在、OB教員、現職の教員も参加して、教員数80名おられますが、児童の放課後勉強会をその80名の教員でチームをつくって勉強会を実施してございます。この児童育成の勉強会の実施によって、実は他の自治体からの転入者が出てきておるんです。そして人口も減少してございましたけど、人口の減少がストップしていると。

田布施町も、教育の町として取り組むお考えはありますか、お答え願います。

○議長（藤山 巖議員） どうします、尾崎教育長か長信町長、教育長……。どうするん、いや、進めんと……

○議員（8番 石田 修一議員） これ町長に。

○議長（藤山 巖議員） はい、尾崎教育長。

○議員（8番 石田 修一議員） いいですか。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今、最後のことですか。

○議員（8番 石田 修一議員） はい。

○教育長（尾崎 龍彦君） 21世紀塾ですか。

○議員（8番 石田 修一議員） 行政のほうの関係等ございますが。

○教育長（尾崎 龍彦君） いや、ほかは町長だけと……。

○議員（8番 石田 修一議員） 教育長を答弁者にしていないんですよ。

○教育長（尾崎 龍彦君） 学びの21世紀塾はよく知っております。実際、行かせた者もおりますし、ここは私もちょっとまねたんですけど、成人式のときに田布施に戻ってこんかとか、そういうことを言いながらOBに声をかけて、学校へ行っているような支援をしていくというところです。今回、学校指導員の配置もいただいておりますが、実はこういったものを進めていこうということで、そういう資料を収集したりということで、今後ですけど、高田市のいいところをまねて、総がかりでの児童生徒の育成あるいは学力の向上ということは今考えておりますが、実際にそういった企画案はまだつくってございませんが、情報等は収集しておりますし、資料はかなり持っておりますので、そういった面は、また町当局のほうにも御提言をしていきたいなというふうに思っています。

○議長（藤山 巖議員） いいですか、石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） これ、もう教育長に答弁をお願いするようにはしてございませんでした。失礼しました。

これ、ひとつ情報として受けとめていただいて、こういう形で豊後高田市は前向きに取り組んで、先ほども人口減少もう将来考えて田布施町も今の状況のままでは消滅する自治体に近い格好になるわけとございまして、少しでも、とめることができればと、先ほど光ネットも言いましたけど、若者を定住させるということになれば、こういうふうな推進もということで述べさせていただきました。1番の質問については、これで終わります。

それでは、2番の介護サービスの今後の取り組みでございますが、これはなぜこういう時期に言うかといいますと、やはり本町は自治体としては小そうございますけど、早し良しで、やはり町の施政というより、こういうことについてもやはり前向きに積極的に取り組むことによって、町民に不安を与えずに混乱しない状態ができるというふうにプラス効果を生むことができるということで取り上げさせていただきました。自治体の財政力によって、市町ごとの違うサービスとなり、この件については格差が出る可能性もありますので、それにはやはり早目に対応する、正確な情報を早目にとって、動きを早くするということが大事かというふうに思います。

それから、自治体のこの件では政策能力と、実際の自立支援や介護予防、人材育成が必要となります。そしてケアマネジメントの質の向上、こういうことも図っていかないといけなくなるわけで、これは、ひいては高齢者の尊厳のため重要なことでもありますので、遅れをとらないように願いたいということで、この質問をさせていただきました。

これは、答弁はよろしゅうございます。ひとつ対応をきちっとお願いしたいというふうに。

それから……。

○議長（藤山 巖議員） 以上ですか。

○議員（8番 石田 修一議員） いいですか。今度……。

○議長（藤山 巖議員） どうぞ、どうぞ。以上ですか。

○議員（8番 石田 修一議員） はい、それで、はい……。

○議長（藤山 巖議員） 3番目は。

○議員（8番 石田 修一議員） それでは、最後の質問、3番目でございますが、これは今、私も情報を入れておるんですけど、買い物送迎サービス事業、利用者が予定より少ないわけですが、ひとつ、今度、第5次総合計画がありますが、そういう中でアンケート調査をやられると思うんですが、これについてしっかりアンケート調査やられて、どこに問題点があるか考えてみられたらどうでしょうか。

それと、福祉タクシーがありますね、これとの関連はどういうふうに考えておられるか。そして今この宣伝の部についてはどこまで宣伝をされておられるか、やはり広報もあるわけですから、広報を1ページぐらい使われて、1年間ぐらいこういう宣伝をすとか、1回だけの宣伝では町民に伝わりませんので、だからそういうことも、しつこいぐらいの宣伝も必要じゃないかというふうに考えておりますので、これを取り上げました。最後の答弁をお願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 亀田企画財政課長。

○企画財政課長（亀田 典志君） 議員言われるとおり、宣伝につきましては広報に載せて、当初、登録の募集を行いました。その辺を変更しまして、民生委員さんを通じまして各個人個人の方に、対象者になり得る方々のところへ訪問していただいて制度の説明、それから各種団体の会合等にも出席させていただいて、この事業の説明等を行っております。

実際に今、利用されている今回11月から今まで5つの地域に分けていたんですけど、それを2つの地域にして、城南と西と東田布施の地域、それから麻郷と麻里府の地域ということで、午前が1つの地域であれば、午後はもう1つの地域という形で毎日乗れるようにという形に変更しましたのも、事業者の御意見とか対象者になり得る方の御意見等を踏まえて、福祉タクシーの利用の方の今回変更したのも、そういったことで意見等をお聞きして変更したものであります。

確かにまだまだ現在の登録者が25人ということで、まだ少ないということで、広報等を通じて登録等をしていきたいというふうに思っていますので、今回の連合自治会の意見交換会のときにも、全部の自治会、必要な地域等で御説明したりとか、いろいろな場でいろいろ設定していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） どうぞ、石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） はい、以上で私の一般質問を終わります。よろしく願いします。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、石田修一議員の一般質問を終わります。

石田議員、いわゆる通告内容とそれから質問内容というのをひとつよく整理されて、でないと答弁者が戸惑いますから、ひとつお願いをしておきます。

.....

○議長（藤山 巖議員） 次に、國永美恵子議員。國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 通告をいたしましたとおりにお尋ねをいたします。

まず1番目に、公文書管理についてをお尋ねいたします。

公文書等の管理に関する法律が施行されてから2年が経過いたします。公文書の管理については、同法34条に「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と各自治体の努力義務が課せられております。

公文書の管理に関する条例は、既に策定されているところもあり、また策定に向けて準備を始めたというところもあり、全国的に広がりつつあると聞いております。

本町には公文書管理規程がありますが、ここには公文書の位置づけが明確にされてないと思いますし、情報公開条例に基づく町民の知る権利を尊重し、説明責任を全うすることが明確にされておられません。例えば、文書管理規程第1章の第1条では、「文書の取り扱いの基準を示し、もって文書管理の適正化を図ることを目的とする」としてあります。事務の効率化を謳うところではありますが、説明責任の概念を挙げた部分が見当たりません。

2014年3月23日付で、公益財団法人東京市町村自治調査会が発表しました市町村における公文書管理法に関する調査報告書というものによりますと、この資料を紹介、引用させていただきますと、その中で注目に値するのが、町田市の文書管理規程である。そして、その規定が書かれておまして、その規定第3条「文書等は行政活動の基本的かつ不可欠な伝達の手段であるとともに、情報公開及び個人情報保護の対象であり、一部は貴重な歴史的、文化的資料として後世に伝えられるものであるため、丁寧に取り扱い、事務が適切に行われるよう処理し、及び管理しなければならない」と、このように記されております。

本町の規程にはない情報公開あるいは個人情報保護がいわれております。国の公文書管理法は、公文書の位置づけについて、そして公文書の定義について非常に明確にされております。本町の規程とは乖離すると考えます。努力義務ではございますが、法34条への対応をお尋ねします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。

質問のように、国では、近年、消えた年金記録問題や海上自衛隊の航海日誌を保存期間満了前の廃棄など、国公文書の不適切な管理が社会的に批判されている中、公文書管理のあり方を見直す機運が高まり、公文書等の管理に関する法律が平成21年に公布されました。

この法律では、現在及び将来の国民に説明責任を果たせるよう、国の行政機関等における文書の作成と保存のあり方、さらには国立公文書館等への移管、利用までの全段階における公文書等の管理が規定されております。

田布施町におきましては、昭和35年から文書保存規程により、文書管理を行っておりましたが、平成12年の情報公開条例及び個人情報保護条例の施行に伴い、文書の管理や保存を正確に行うため、国に先んじて民間企業等で導入されていた文書ファイリングシステムを導入することとし、それまでの文書保存規程を廃止し、田布施町文書管理規程として新たに整備しました。

その内容は、文書等の収受、あるいは処理、保存年限、そして保管、廃棄などの文書管理の全般にわたるもので、実務的な文書事務の諸様式、決済のとり方、文書番号のつけ方なども多く規定しており、事務処理マニュアルの意味合いも多く含んだ規程となっております。

議員から、公文書等の管理に関する法律では、地方公共団体に対しても、法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策の策定、実施に努めるよう規定されているがとの

お尋ねであります。

先に申し上げましたように、本町の場合、情報公開や個人情報保護に対応できる文書管理システムを既に運用しておりますので、当面、条例化等は考えておりませんが、国から法律に基づき、公文書の管理について、地方公共団体等へ具体的な働きかけがあれば対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 当面考えないとおっしゃっているんですけども、じゃあ、努力義務だったらこのままでいいやということなんですか。国のとは、最初に言いましたように、明らかに目的のところにないわけです。その情報公開とか個人情報保護とかに関わるものが全くないんですけど、それでも当面考えないとおっしゃるんですか。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 議員おっしゃいますように、法律の第1条のそもそもの目的が違っているのは、議員おっしゃるとおりでございます。

国の場合は、いろんな国家秘密とか、いろんな歴史的な文書とか、かなり全般にわたる文書全て規定する法律でございまして、以前は行政機関だけにあったもの、または国立公文書館とか、それぞれにいろいろあったんですが、それを一括してつくられたのが、今回、2年ぐらい前になると思いますがこの法律でございまして。

ですから、通常の文書と歴史的な文書を分けて保管しようとかいう観点が大きくあるんですが、本町の場合は、結局、県からもいろいろお話がくるのは、公文書とか歴史的な文書の保存というのが、今、うちの文書管理規程には載っておりませんので、それは、うちも以前、専門にいらっしゃる方に見ていただきまして、後世に残さんにゃいけんという文書は、今、ここにダンボールに入れて仕分けをしておるんですが、じゃあ、それをどういうふうに分類して、保管して、それを、国の法律でいうと、それを国民の人へ見てもらってというところまで。

ですから、昔の文書が、どういった文書があって、それが正しいのかどうだったのかとか、そういったとこまで踏み込んでおりますので、そこまでは、今、本町の文書ですと、当面、昔からやってきた文書管理に情報公開と個人情報の考え方を入れて、ミスなくファイリングシステムを入れて、もう当然公開するもの、保存年限とか、そういうものははっきりして取っておこうということにしておりますので、若干、違います。

その辺の考え方は、県からも公文書の見直しについて話がきておりますので、その辺どうするのかというのは、少し時間いただいて検討さしてもらいたいと思います。

○議長（藤山 巖議員） 東課長、ひとつ簡潔にお願いします。國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 当面考えない。今、県からもそういうものがきているということになると、どういうふうを受けとめればいいんですか。当面は考えない。その当面がどのくらい考えないのか。早い時期に考えるというのを。今、ちょっと町長がおっしゃった当面とちょっと課長がおっしゃったのと、少し矛盾があるんじゃないかなというふうにも受けとめたんですけども、その点どうなんかと。

そこをお尋ねします。実際、どうなるのかと。もう絶対、当面、当面とかそういう言葉で先送り、先送りして、もうこれはこのままでいいよとおっしゃるのが本音なんかどうか。そこをお答えいただけませんか。

○議長（藤山 巖議員） 東課長。

○総務課長（東 浩二君） 結局、特定歴史公文書の考え方、どうするのかということ。それと基本的に、この文書管理規程の目的をどういうふうにしていくのかというのは、少し国の示しております地方に示した基準を、県とかも協議して検討してまいりたいとは思ってはおります。

今、具体的にこうなさいというものが無いもんですから、その辺で検討してるということ。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） これは早く検討するほうが、私はいいと思うんです。本来、情報公開条例。これとここの田布施町の情報公開条例でも、きちんとと言われておりますよね。町民に説明する責務を果たすことというのがありますよね、情報公開条例の中に、目的に。ですから、こういうことに関して、これと同等に町民に説明をする、その責務を果たすというのが、ここの目的にこななきゃいけないものだろうと思うんです。ですから、それが無い限りにおいては、よく分からない。どれだけの文書を町がちゃんとやっていますよとおっしゃっても、実質的に説明責任がないと、この状態が、情報公開に対しても、不備なものになるんじゃないかと思うんですけれども。

○議長（藤山 巖議員） どうですか。東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 情報公開条例のほうでは、全ての行政文書を、公文書を情報公開の文書は特定しておりますので、この実際につくります文書の管理規程なり、処理規程の中でどういうふうに関連づけていくとかいうのは、少し検討はさしてもらいたと思いますが、具体的にこういうふうにというのが、今、国、県からもきておりませんので、その辺が独自でということにまだ段階に至っていないということでございます。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） やっぱこの目的のところにはきちんと入れるべきですよ。それが無いと分からない。いろいろ考えてはいらっしゃるんでしょうけれども、実際の文章がきちんと出されるかどうかということすら分からない。ほんとにその文書がどこまで残っているのかということも分からないということになりかねない。ここは説明責任をはっきりと、例えその規程であっても、私は早い時期に入れるべきだろうと思います。

そこでお尋ねしたいんですけれども、現状で問題はなかったんですか、この規程で。

○議長（藤山 巖議員） 東課長。

○総務課長（東 浩二君） 問題というものが具体的に分かりませんが。やはり文書でございますので、それぞれのすごい量の文書がございますので、それを今、ファイリングという一つの基準に基づいて、職員のほうが製作して、保管して、廃棄していくということを繰り返しておりますので、具体的に文書で問題があったということは、今のところ聞いておりません。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） もう問題があったかどうか把握できない状況じゃないですか、もしかすると。違いますか。

問題が起きたら誰が対応するのかとか、責任の所在というものが、私、よく分からないような気がするんですけど、この管理規程だけでは。

いつでしたか、大分前になるかと思っておりますけれども、こういう記録はないかというお尋ねをある方がされて、この記録はあります。しかし、もう一つのほうの記録は見せることになっていないとか、見せなくてもいいとか、そういうお返事があった。ところが、情報公開条例で入れると、その文書が出てきたというんですね。そうすると、公文書というものがどのぐらい、どういうことで保管されているのかというのが見えない。

町民に見えないところで、いや職員のほうだけでそのものが勝手に判断をされて、これはいるもの、これはいないものという判断がそこにあるのかどうか。ここは明確にしておくべきじゃないかと思っておりますけど、もし問題が起きたときにはどう対応されるんですか。誰が責任持つんですか。

○議長（藤山 巖議員） 総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 文書の責任は、所管課の課長が責任を持ちます。保存期限が過ぎて保管の状態になると、私のほうがお預かりしますので、保管庫のほうにある文書は総務課のほうの責任になります。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

- 議員（12番 國永美恵子議員） どうも、その辺がよく分からないんですけど。でも、情報公開とか個人情報保護という大きなものについては、いろいろ総務課がやっていかれるんですよ。違いますか。
- 議長（藤山 巖議員） 東総務課長。
- 総務課長（東 浩二君） 毎年の文書の整理、管理、保管、廃棄については、総務課の方で全部計画をつくって、各課の方に指導しております。
- 議長（藤山 巖議員） 國永議員。
- 議員（12番 國永美恵子議員） それじゃあ、それぞれのところで、議事録とかそういう文書の記録がちゃんとされてると思われませんか。
- 議長（藤山 巖議員） 東総務課長。
- 総務課長（東 浩二君） 各課が持っております議事録というのは、各課のほうの事務になりますので、私がどういう事務を、議事録なり資料を各課のほうで持っているかというのは、現年のものは把握はいたしておりません。
- 議長（藤山 巖議員） 國永議員。
- 議員（12番 國永美恵子議員） そういうところなんです。各課に行けば分かる。でも、総務課長、全体のそういう管理規程や何かを扱われる総務課長は、実際には知らないというようなことになるかと思うんです。私は、文書管理はきちんとして、規程にも国の法律に定めるようなもの、目的をはっきり入れるべきじゃないかと思うんです。その辺はいかがですか。私、それは今から考えるとかていうことになるかと思えますけど、これ早い段階でやるべきじゃないかと思うんです。
- 議長（藤山 巖議員） 東総務課長。
- 総務課長（東 浩二君） 具体的に申しますと条例化しなきゃいけないものと事務マニュアル、その辺の区分けを全部しなければなりませんので、この法律に基づいて地方公共団体でどの程度まで条例化するか。どこは事務マニュアルになるか、その辺ははっきりいたしませんと、全て条例化ということにはなっていないので、その辺の文書事務の見直しなり、研究なりを少しさせていただいて、文書の適正な管理ということにつながると思います。
- 議長（藤山 巖議員） 國永議員。
- 議員（12番 國永美恵子議員） 条例は、国が言ってきたらおつくりになるんでしょう。お考えられるんでしょう。議員が言ってもやらないけど、国が一声言えばちゃんとやりますよという、今までの課長の答弁、町長の答弁すると、そういうことなんだろうけれども、今ある管理規程に情報公開条例にありますような説明責任、これを入れることはできるじゃないですか。できませんか。
- 議長（藤山 巖議員） 東課長。
- 総務課長（東 浩二君） 最初に申し上げましたように、目的とかそういったものについては、法律と乖離してるものがありますので、その辺については見直していく対象にはなると思います。
- 議長（藤山 巖議員） 國永議員。
- 議員（12番 國永美恵子議員） わかりました。見直すべきことは、国が言うとか言わないという、そういうことではなくて、町民側に向けた改正と言いますか、手直しをしていただきたいと思えます。これは、大変奥の深い問題でございまして、今回で1回で終わるとは、私、とても思っておりませんので、このことはここで置きますけれども、私、大変失礼があったなと思うので、そのことだけを一言申し上げます。
- 通告の文書のほうに、公文書管理規程の程とうい字が定めると書いておりまして、間違っております。日程の程とかノ木偏の程でなければいけなかったんですね。これはこの文書つくられた方に大変失礼だったなと思って、一言、言わせていただきます。
- またの機会にお尋ねをいたしますので、しっかりと情報公開とか個人情報保護とかいものと鑑みておやりになっていただきたいなと思っております。
- 2番目に移ります。

○議長（藤山 巖議員） どうぞ。

○議員（12番 國永美恵子議員） 住民の参画についてお尋ねをいたします。

1月25日の全員協議会におきまして、田布施町合併60周年記念事業推進協議会についての説明があり、協議会委員名簿が示されました。この委員には団体の長となる者の名前ばかりと思います。

本町が持つ審議会、協議会などは、大概はこのように町内団体の長である方たちが選任される状況がほとんどで、公募されるものがないと思われま。

本町の第5次総合計画では、あらゆる分野への男女共同参画が言われております。しかしながら、団体の代表者を主とした委員選考となりますと、必然的に女性の割合が少ない状況が生じると考えます。これでは、総合計画男女共同参画を町長みずからが否定されることにもなります。

また、町民との協働によるまちづくりを進めるためには、広く町民の参画の場をつくることも必要と考えます。

このような観点から、本町の審議会、協議会等の数、委員の男女比、選任方法と委員選任についての町長の見解をお尋ねします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2点目のお答えを申し上げます。協議会、審議会等への女性の参画についてお答えいたします。

まず、協議会、審議会等の数とその委員等の男女比についてのお尋ねであります。

平成26年度における本町の協議会、審議会、委員会、各種会議等の数は51となっております。その委員総数は556人で、女性委員の数は112人、割合にして約20%となります。

平成25年3月に策定しました田布施町男女共同参画プランでは、こうした審議会等への女性の登用率について、平成19年度の14.2%を基準に、平成24年度には17.6%、そして平成29年度には20%以上と目標指数を定めており、目標数には一応達成しておりますが、今後も引き続き、女性の委員登用を進めてまいります。

次に、委員等の選任方法についてのお尋ねであります。議員御指摘のとおり、本町に限らず、ほとんどの自治体でも協議会、委員会等の委員には、実務上、関係団体の代表者等に委員をお願いすることがほとんどで、委員等への女性の割合が少なくなる要因となっております。このため、今後、各委員会の委員構成では、女性の参画が少しでも進むよう配慮してまいります。

また、公募についてであります。平成26年度では、3委員会等で公募委員を設けており、5人の公募委員のうち3人が女性となっており、こうした取り組みも今後増やしていくこととしております。

こうした男女共同参画を少しでも実現していくためには、町が率先して取り組んでいくことはもちろんですが、町民一人ひとりが、また、地域、企業、各種団体、そして行政等が一体となって取り組んでいくことが重要と考えます。そのため、一人でも多くの方々に、男女共同参画の意義を御理解いただくために、今後とも啓発活動にも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） ぜひぜひ、取り組んでいただきたいと思います。20%で目標に達してるとおっしゃるんですけども、大体男女比からすると半々であってもいいだろうというふうに思います。むしろ人口からすると女性のほうがやや多いだろうと思いますので。目標を達成したからというんではなくて、いろんなところで半々の可能性はあってもいいんじゃないかなと、このように思っております。

公募ですけれども、5人公募の方がいらっしゃるというのは、少しでもそういうことがあれば、大変いいことだなと思っております。

まず、なぜ、今までそういう公募というのが、どんどん進めてこられなかったのかなあという思いがあるんですけれども、その辺は町長いかかでしょう。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 以前から國永議員さんの方の御質問の中に、この件はよく出ておまして、その辺からも、私自身も、あの当時の答弁もそういうふうに答えていると思いますが、できるだけ関係する女性団体の方含めて、代表でなしにその中から新しい方をとすることはできるだけ申し上げてきた経緯もあるんですが、過去どうだったかということになりますと、そういう風潮と言うと表現が悪いんですが、何となくそこの代表者を入れとけば、スムーズに物事が、委員会とかあるいはいろんな役として進むのかなという考えが強かったのかなというふうな思いもしております。

今後は、そういったものはできるだけ避けて、同じ代表者であっても、その中から女性の方を別というような考え方を多く持つことが、新しい委員さんを選任していく上でも、女性の登用が増えるという意味でも、大事なことではないかなという考えは持っております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） そうですね、町の方側からして選びやすいんじゃないかとか、やりやすいんじゃないかとか、そういうのはなくしていかなきゃいけないかなと思います。それが、住民参画という広く住民参画、そして参加というものにつながってくるんであろうから。当然、できれば一人でも多く手を挙げて参加される方を、私は募集してほしいと思っております。

それについては、住民が公募に応ずる素地というか、下地というか、そういうものをしっかりつけていかなきゃいけないんじゃないかな。今まで、町はそういう形で進めているから、ひとつはこういうものができなかつたんじゃないかという気がするんです。だから、そのところからやっていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょう。町長。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先般も、農業委員会の件で女性13名が私のところへみえて、協力をということでお話をいただきました。田布施町だけが女性が参画してないのという話をいただいたりしております。

おみえになった女性の皆さんにも、「ひとつ皆さんがお手を挙げていただくと全員女性の委員ができるんですがね」ちゅうて冗談言ったら、びっくりされましたけど、お願いは分かっているし、女性もそういう気持ちを持つてらっしゃるんですが、さあ自分が、ほいたら名乗りを挙げようかという気持ちになかなか。それぞれの役員の皆さんでしたが、難しいかなと。そういう風潮をなくしていくことと同時に、みやすく参加できるように、町としても協力していくというのが大事だろうということでお話を申し上げたわけですから、これからは、そういった面ではできるだけ、そういう女性がみやすく参加でき、いろんな団体がこぞって参加できるようなことに進めていければなというふうに思っておりますので、努力はしてまいります。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 意識改革という言葉は、町長もよく使われますけれども、そういう町長みずからが、あるいは職員の方が、そういうしっかりとしたお考えを持たれて、広く男女共同参画が進むといいなと思います。

私は、特に女性が活躍するとか、女性が輝く社会とって拳を振り上げて言わなきゃいけないようなもんじゃ、これはないと思うんです。そういうことを言わなくても、言わなくてもいい社会であるべきであろうというふうに思っております。

男性も女性も、ともに輝くことができる社会。お互いに尊重して、真の男女平等というのが言われてくるのが本当だろうと思っております。だから、一生懸命女性が、女性がというのは、そこにそういう施策が今までになかったから、結果的にはこういうことを言わなければいけなくなったというふうに考えます。ですから、そういう言わない、ほんとの男女のそれぞれの性が尊重されて、男女平等の社会になることを、私は望んでいるわけですし、一日でも早くそういう、ああ女性がとか、男性がとかというふうに言わなくてもいい社会がくればいいな。田布施町は、率先してそういういい社会に

していただきたいなど、このように思っています。

ですから、その意識改革というのは、それとは別に意識改革というのは、総合計画にもありますので、そここのところは町長も職員も、その意識改革をみずからがされると、より共同参画が進むんじゃないかなと思いますけれども。今まで、ちょっと前向きに、今から前向きにおやりになっていただけるということでは、大変いいかと思えます。

そこで、今、今朝ほど高川議員さんが何とおっしゃったんですか。基本計画のメンバーが準備されているんじゃないかというようなお話をされたかと思うんですけど、今、田布施町が、今からそういう審議会とか委員会とか、こういうものを持つ計画がありますか。もう早急に持たなきゃいけないようなものがありますか。

○議長（藤山 巖議員） 亀田企画財政課長。

○企画財政課長（亀田 典志君） 来年度、先ほど御答弁さしていただきましたけど、後期の基本計画と地方創生の戦略計画を合わせた形の協議会を立ち上げたいと思っております。

その構成メンバーにつきましては、まだ起案もしておりませんので、そういった中に、議員言われるとおりの方法を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） しっかり、男女半々ぐらいで、公募されるものがあったりとか、そういう今私が申し上げたようなことを、ほんとにしっかり入れていただきたいなと思います。

3番目の質問です。

○議長（藤山 巖議員） はい。

○議員（12番 國永美恵子議員） 国民健康保険についてお尋ねをいたします。

私は、社会保障制度や福祉制度の内容について、町民への周知徹底を常々申し上げております。今回は、国保に係る減免等が町民に理解されているかという観点に立ち質問をいたします。

町長も御存じのように、国保法第1条は社会保障が明記され、第3条では市町村が保険者であることを定めております。第5条は市町村または特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。6条で国保以外の健康保険に加入している者の適用除外がいわれております。

この5条、6条が、国民皆保険の根拠となっているわけでございます。したがって、国保税が払えない人も、一部負担金の支払いが困難な人も、他の医療保険に加入していない者は、国保に加入することとなります。国保税が高すぎる、負担が大き過ぎると言われる中で、税負担に耐えられない人が多く出てくれば、皆保険制度が崩れることとなります。このような事態にならないために、国の責任で社会保障である国保の充実と税の軽減は図るべきだと思います。これも常々申し上げていることでもございまして、本来は、国の責任を問うべきことですが、国保には、市町村が独自に行うことができる減免制度がございまして。

そこで、申請減免、特に一部負担金の減免等が、町民にどの程度周知図られていると思われるかお尋ねをいたします。法44条において、1、一部負担金を減額すること。2、一部負担金の支払を免除することが、町長が独自に実施できます。そこで、本町の44条に対する基準をお尋ねします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それじゃあ、3点目の国保についてお答え申し上げます。国民健康保険の減免等についてでございます。

まず、国民健康保険税の軽減、減免制度については、法定減免、申請減免に関わらず、毎年町の広報誌やホームページに詳細を掲載し、制度の周知に努めております。また、納付が困難な人はまず御相談をとということを広報に掲載し、困ったときには早めに役場窓口にご相談していただくように周知徹底を図っております。

また、新たに国保の加入手続きに来られた方に対しては、国保制度のパンフレットを配布し、保険

税についての説明もしております。

次に、一部負担金の徴収猶予等及び減免については、従前から、制度として町のホームページには掲載しておりますが、広く周知に努めていないのが現状であります。したがって、被保険者のほうが制度を十分理解されているとは言えないため、周知不足だと認識しております。

この制度は、国民健康保険法第44条第1項の規定により、特別の理由があるために、患者が保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な場合には、保険者である市町村が一部負担金を減額すること、一部負担金の支払いを免除すること、また、一部負担金の徴収を猶予することといった、これらの措置をとることが認められています。

この対象となる基準は、事業や業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したときなどに入院療養が必要となった人等を対象にする制度であります。本町でも法の趣旨に基づき、規則において規定しておりますが、具体的な収入の基準額等を規定していないため、不十分な内容となっております。

なお、国におきまして、一部負担金の徴収猶予及び減免並びに医療取扱機関の一部負担金の取り扱いについて、具体的な減免基準が示されているところから、本町におきましても、その趣旨に基づき適切な対応ができるよう取組要綱を制定すべく、今後準備を進めてまいりますので、御理解をいただきたいと考えております。どうぞよろしく。以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） それでは国基準と同じように、その基準を定めるということなんですか。

○議長（藤山 巖議員） 中田健康保険課長。

○健康保険課長（中田 正美君） 町のほうでは、議員言われましたとおり規則を定めております。その規則は第6条まであるんですけども、減免については災害等により生活が著しく困難となった場合においてとか、そういった書き方で、具体的な収入額とか、基準額というのが、はっきり書いてないんで、実は、先ほど町長申し上げましたとおり、国の方から通知がきておりまして、取り扱いについての通知がきておりますので、それをもとに各市町も収入額等の細かい基準をつくっておりますので、そのような具体的な基準をつくりまして、対応できるように取り組みたいと思っております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） そうしますと、今、実質的にはあるのはあるんですよね。今、課長がおっしゃってましたようにその規則ですね。その中でも、3条の（6）で、類する理由とかというのがある。こういうものが、なかなかくせ者と言いますか、この町長のさじ加減でこれが決まるようなものではないかと思うんですけども。ただ、こういう減免とか、そういう救済措置の中で、もう1、2、3、4、5では救えないよというので、この6の類する理由というのがあるんですけども、そのちょっとしたことで、人の好み、好みではいけませんけど、好き嫌いとかちょっとした揺れで、これが変わるようなことがあってはいけませんので。大概、そういう減免とかなんとかというのには、町長が、そういう認めるものとかいうのが、最後に書いてあるんです。その、それはどうするのかと聞くと、また、いや、もうこれ以外だからという返事になるのかとも思いますけれども、なかなかそこが難しいところで。できれば何らかの、全く何もないというのはあまり良くないんじゃない、好ましくないんじゃないかなど。それはそれで、ここにその理由というのが表に出ないにしても、一応、町長の思いというものが、こういうものよというのがあるのもいいかなと思います。

それで、実質的な国からきてるものに対しておやりになるというのは、今すぐは無理なのかもしれない。新年度に向けて、新年度からということになりますか。

○議長（藤山 巖議員） 中田保険課長。

○健康保険課長（中田 正美君） この制度というのは、既に規則がありますから、新しい制度ではないんで、できるだけ、もうある制度ですので、速やかにつくって、適用できるようにしたいと思いま

す。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） わかりました。当然のことですよね。でてくればこれに、この規則にあつて粛々と進んでいくということで。ただ、その中にあつても（ ）とかがないのでというふうに解釈をいたします。大変よくわかりました。

残念ながら、今、これを町長の最初の答弁にもありましたように、なかなか、この窓口負担について、こういう措置があるよというのが理解されていない。理解してらっしゃる方がほんとに少ないなと、少ないだろうと、予測で私も申し上げるんですが。これももう22年3月議会でも言ってることなんで、そのときも、町長、こういうことすると町がみなきやいけないというようなことも、多分おっしゃったと思うんです。いろいろ町側の事情というものはあるんですけども、私は、少しでも町民の方が、町長がおっしゃるように、全国一住みよいまちづくりだから、ぜひぜひ、こういう細かなところまで配慮していただきたいと思います。これは、すぐにでもやっていただきたいんですけど。

実は、朝日新聞の11月23日なんですけど、無料低額診療広がるというのが載っておりました。私も、実は知らなかったんですけど、無料の低額診療という診療する機関があるというんです。自己負担分を無料にしたり、安くしたりするのが無料低額診療で、病院などの医療機関が自治体に届け出て運営。財源は医療機関が負担するというふうに新聞にあるんです。ああそうか、都会のほうではこういうものもある。都会でしょうね、あるんだなあという。田布施町では聞きませんよね。

○議長（藤山 巖議員） 中田課長。

○健康保険課長（中田 正美君） 聞いたことがございません。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） こういうふうに無料低額診療というのが広がっているということは、窓口負担が耐えられない。国保税はぎりぎりでも払ったけれども、病院にかかる、普通は3割で、一般の人は3割ですから、その3割が払えないという方が、たくさんいらっしゃるかもしれない。こういう無料低額診療というものがある。そこに行く人が増えたということが書いてありますので、ぜひぜひ、この規則を充実をさせていただいて、内容をしっかりと町民の方、窓口に来られる方に周知していただきたいと思います。

4番目に移ります。

○議長（藤山 巖議員） はい。

○議員（12番 國永美恵子議員） 教育長にお尋ねをいたします。

奨学金についてでございます。奨学金の受給者が、22年度でゼロ人となり、私は、23年12月議会で、新年度に向けて条例改正等検討されてはいかがかというふうにお尋ねをいたしております。新年度に向けてはないと、はっきり教育長はおっしゃってるし、まあ、検討するというふうにお尋ねがあったと思います。結果的に、5年間利用者がなかったわけでございます。

町民からすれば、利用の必要がなかったと。これも、いつも私が申し上げるけど、町民のほうで、もうこんな利用する必要がないよと、十分よということでしたらいいんですけども。ほんとにうれしい限りでございますが。条例を知らなかったとか、内容が不十分であるなどの理由であれば、5,000万円の5年間凍結ですから、もう非常に残念な限りだと、私は思います。

しかし、この12月議会で奨学金条例改正が提案されまして、貸付金額が大幅に増額となり、今後、この条例の目的の達成と町民から喜んでもらえる制度となりますことを期待いたしましてお尋ねをいたします。

1つには、この制度の周知について、対応をお尋ねいたします。町広報や田布施中学校だけでなく、高等学校にも知らせるべきではないかと考えます。

2点目に、奨学金の減免について、町長が認める特別な事由というものは何か。先ほどの国保のときにもお尋ねをいたしましたが、この特別な事由というのがどういうものなんだろうか。なぜこのもの

がここにあるのかなという思いでございます。

3点目に、条例改正後の受給者の見込みがございましたかということをお尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、4点目の奨学金について答弁をさせていただきます。

今、申されましたけど、本町の奨学資金の貸付者は、ここ5年間で2名と少なく、議会からも制度の見直しをとという御指摘をいただいております。

教育委員会では、県内の他市町の制度を調査し、本町の制度と比較した結果、昨今、利用者がほとんどない大きな理由としまして貸付月額が少ないという結論になり、改正に向けた時間も大変かかったわけですが、今回の条例改正をさせていただくことになりました。

まず1点の制度の周知について、どのように対応するかという御質問でございますが、議員御指摘のとおり、広報活動はもちろんでございますが、中学校や近隣の進学先の高等学校に対しましても、十分周知してまいる所存でございます。

2点目の減免について、町長が認める特例な事由とは何かという御質問ですが、お手元の条例第12条に減免の規定がありますが、1号で死亡した場合。2号で精神または身体に著しい障害を生じ、返還が困難となったとき。第3号で重大な災禍その他特別な事由により返還が困難になったとき。それから4番目に、今、御指摘がありました町長が特別な事由があると認めたときというふうになっておりますが、基本的には、1号から3号の規定で救済できるものと考えております。

しかし、それ以外で救済が必要ないろんな事柄が起こった場合、起こることがあるということを想定しまして、4号として、町長が特別な事由があると認めたときというふうにいたしておりますので、これは予測されないことが起こった場合というふうに広く考えて設けたものでございます。

3点目の改正後の受給者の見込みはあるかとの御質問です。このことにつきましては、貸付金額についても県内の他市町よりも分類も小分けし、金額も増やしておりますので、貸し付けの申し出が増加するものと期待をしております。そのためにも、議員御指摘のように、しっかりと改正点等含め利用の拡大に向けた広報に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 教育長には耳の痛い話ということになるかもしれません。午前中に麻里府小学校が出ておまして、麻里府小学校の入学がゼロ人になるんでという、もう早い対応。この奨学金のほうはゼロになって5年の後の対応。

同じゼロではございます。比べられるものではございません。小学校の入学と貸付金とが、いくらゼロとゼロが同じでも比べるものではございませんが、この対応の仕方です。これは、余りにも遅かったんじゃないかと、このように思っております。

それはそれで置かまして、教育長も増加すると、まあ見込みで増加するであろうとおっしゃっている。大変いいことだなと。ほんとに金額も増えて、2分の1減免というのものもあるわけですから、大変いいだろう。その2分の1減免というのが、非常に大きいんですね。今度、金額が倍になってるから。

大変いいなと思って喜んでおりますけれども、これが逆に、申し込みが殺到するということになりますと、新年度1年は様子を見ながらということになるんでしょうけれども、もしかすると、貸付者のほうを制限をしてしまう。お隣の光市が、大変多いので人数を決めて、1年度に今年は何人。今年もずっと人数を決めてらっしゃるといふふうに聞いてるんです。もし、たくさんの方が申し込みがあれば、こういうことにもなりますか、田布施町。それともどんどん基金を増やしていくという。で、もう制限しないよということが出来ますか。どっちでしょう。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 大変痛いところについておっしゃいますが、その辺は、十分申し込まれた方の状況も判断しながら、他にも数多くの奨学金もございますし、その辺はそれぞれ、一人一人の申し出、利用者を大切にしながら、面談等も含めて、そういったお貸しする、されるだけではなくて、

進路に向けてのそういった御相談申し上げながら努めていきたいと思ひますし、また、そういうことになつた場合には、うれしいこととございまして、また、それはそれでいろいろ考へ、また、町当局とも相談しながら、また議員さん方にも相談して、またやっていたらというふうに思つております。大変雑ばくな質問で申しわけございませぬが、大変読みにくいとございまして、まずは、御利用いただくという形でこういう形になりまして、御提案さしていただいたものでございまして、また、うれしいような悲鳴になれば、それでまたお知恵をいただけたらというふうに思つております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） そうですね。まだスタートしてみないと分からないことですから。

それで、もう一つ、どうも条例を読んでおまして大変気になる。どうもと言うよりは大変気になる。償還金の12条の2です。償還額の2分の1の減免というのがございまして。差し当たって大学でしたら4年ですから、その先。その半年先から償還というのが始まるわけですが、もし田布施町に若い人が住む。返さなくて2分の1減免がかかる人が出てくるということが増えますと、貸し付けた人、みんな田布施町に住むよというこんないいことはないですけども、2分の1減免が、どんどんかかると、基金がなくなるわけですね。

こういう場合、どうしなければいけないかと。そのなくなったときに対策するのではなくて、本来、減免した部分については、当然、町の方から繰り入れがあるべきではないかな。町の政策でもありますし。そういうお約束はされてるんですか。もう2分の1減免は、町の方で確実に基金に繰り入れますよというふうなお約束はあります。そういうお話をされたことはありますか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それにつきまして、具体的に2分の1の場合は、町の方から入れてくださいというようなことは、まだ話はしておりませぬ。ですが、そういう方向になったときにということはお考へいただくようには、お考へいただくと思ひますし、ほかに方法は、我々としては、いろいろ寄附等はそんなに多くはありませんが、そういう子供たちが地元へ戻ってしっかりやろうというようなことがあれば、そういった寄附的な行為についても、また、善良な方もいらっしゃいますし、そういった多様なものを含めて、そのほうは、そのほうで2分の1でしっかりやっていたらいいので、それはそれで、今のような、また財政面の御支援もいただくように、教育委員会としてもお願いしていかねばいけないと思つておりますし、また、そういった寄附的なものも働きかけて、少しでも御協力いただくような、そういう方向も考へていかなきゃいけないなというふうに思つております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 12条の最初のほうにあります減免につきましては、それはもう、それがたくさん出てくるようなことがあつてはいけません。特に減額、2分の1減免というのは、大きいものもあるし、これからということもありますので、私は、一言ぐらひは、一言というかちゃんとその辺は、町からの繰り入れをという、町長側からそれなりの約束をおもらいになつたほうがいいんじゃないかと。

でないと、それこそ何年かしたらこの2分の1がたくさんになって制限をかける。申し込み、給付を制限かけるような、それこそ人数を絞らなきゃいけないというようなことがきてはいけませんというふうに考へますので、町が決める減免ですから。そこはそれなりの予算措置、繰り入れがあつて、私は当然いいんじゃないかと。このように思ひますので申し上げておきます。

終わらせていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、國永美恵子議員の一般質問を終わります。

午後3時13分休憩

午後3時26分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩を取り消し、本会議を再開します。

次に、瀬石公夫議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） それでは、私は2件の質問を行います。

質問方式は、一問一答でお願いをいたします。

1点目の質問は、平成27年度予算編成についてでございます。答弁者は町長でお願いします。

それでは、質問いたします。

現在、平成27年度、来年度の予算編成が進められていると思うが、行財政改革は不可欠であり、行財政基盤の強化は重要である。そのためには、行政の無駄を省き、財政基盤の安定を図ることである。その削減された財源をもって、住民生活の増進と地域活性化をどう向上さすかが問題であり、その削減された財源は基金にするばかりではなく、住民生活が豊かで幸せにつながるために支出してこそ、その税金は初めて生きてくるものだと認識している。

予算編成に当たり、平成27年度の税収はどのように見込んでおられるか。限られた財源の中で、効果のある施策や事業に取り組む必要があると思う。町内を歩き、町民の方々の声を聞くと、高齢化や耕作放棄地、有害鳥獣、空き家などの問題に困っておられる。国も、人口減少が進む地方への対策を強化しており、町でも有効な対策や予算措置が必要と思うが、どうか。

国では、地方創生に、やる気のある地方を支援するために、自由に使える新たな交付金制度の創設に前向きである。本町に移住者、定住者を増やすためにも、特に多くの町民の皆さんから要望を聞くケーブルテレビの設置や、光インターネットが接続できない地域がある問題など、若者定住の最低限度のインフラ整備はどうしても必要と思う。国の地方創生予算を活用すべく、田布施町版創生予算の基本的な対応策をお尋ねします。お願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、瀬石議員さんの御質問にお答えいたします。

平成27年度予算編成におきましては、予算編成の基本方針を策定し、この方針に基づき、現在、予算編成に当たっております。

予算編成の基本方針としましては、財政面では非常に厳しい情勢ではありますが、本町の総合計画に掲げた「笑顔と元気あふれる住みよいまち」の具現化にしていくため、重点的・優先的に実施する必要のある取り組みは積極的に事業化し、併せて財政健全化を図っていく必要があるとしています。

また、予算編成に当たっては、事業の優先順位づけを行うとともに、休止や廃止を含めた見直しを行い、費用対効果の検証、徹底したコスト削減を図った上で予算要求するよう、指示をしたところであります。

平成27年度は、合併60周年記念事業、ねりんピックに伴うウォークラリー大会及び日本ジャンボリー歓迎交流事業など新規事業を行うとともに、子ども子育て支援新制度やマイナンバーの利用が開始されます。

また、今年11月には、田布施町にとって、今後のまちづくりに大きく影響を及ぼす2法案を可決・成立しました。1つは、まち・ひと・しごと創生法で、市町村は国・県の総合戦略を勘案して、地域の実情に応じた総合戦略を定めるよう努めなければならないとされています。

残る1つは、「空家対策の推進に関する特別措置法」で、市町村は国の基準指針に即して、空き家対策計画を定めるとされています。

その他に、総合計画の後期基本計画の策定及び国勢調査の実施など、大きな事業を実施することになり、平成26年度以上に厳しい予算編成になると考えております。

それでは、個別の質問では、平成27年度の税収の見込みについてのお尋ねであります。

現時点での見込みではありますが、まず個人町民税につきましては、雇用及び所得の改善が確実に見込まれる情勢はないため、前年度並みと考えております。法人町民税につきましては、法人税率が引

き下げられる方向にあるものの、景気の緩やかな回復等に伴い、本年度当初予算よりは若干増額が見込まれると考えております。

しかしながら、固定資産税が評価替えに伴う評価減による減額となる見込みでもありますことから、全体的にはやや減額見込みになるのではないかと考えております。

次に、高齢化や耕作放棄地、有害鳥獣、空き家などの問題についてであります。本町のみならず全国的な問題でもあり、国や県からの情報収集に努め、新しい情報については各課で連携し対応するよう指示しております。

次に、地方創生については、国・県の動きを注視し、平成27年度に策定します後期基本計画と地方創生戦略計画を連携して策定することにしており、地方創生の予算につきましては、この戦略計画が策定できた後に予算化していく予定にしております。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） それでは、再質問を行います。

先ほどの高齢化や耕作放棄地、これ等につきましては、耕作放棄地につきましては圃場整備の工事が遅れておりますが、なるべく早くやっていただきたいと。皆さん、今、若い人はみんな町に出て、年寄りばかりしか残っちゃらんと、何年も引っ張られると、わしらはつくろうにも年をとってやれんということがありますので、国のほうにもよく言われて、期限をずらさないように、どうか期限通りにやっていただくようお願いしておきます。

そして、有害鳥獣の問題、これは先ほど清神議員さんのほうからも質問がございましたが、私も鹿島市のほうに一緒に行ってきました。そうしますと、狩猟期も補助金を半分出していると、それで相当捕っているということでございまして、私もイノシシのわな等もちょっと手伝ったこともあるんですが、ぬかをまいたり芋をまいたり、大変でございまして。捕ったときは、一年中、わずかな補助金がないと、やはりなかなか大変だろう、餌代も大変でございまして、見回りの油代も大変でございまして。そういうことで、お頼みしておきます、私からも。

そして、空き家については、これは私、先般の議会だったかと思いますが、ここに猫が住みついたり、いろいろと環境面にも悪い。そして、アナグマですか、これがどうも住みつくというので、マクワウリというか、何というんですか、この辺だったらマッカとかいいますけど、それは食べる前に取られるとか、そういうことで、ここにはとにかく重点的に予算をつけていただきたいと思うわけで、有害鳥獣と空き家についてどのように考えておられるか、来年度の事業を。よろしく。

○議長（藤山 巖議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 有害鳥獣についてでございますが、先般、視察に行かれた鹿島市ですか、あそこには対策班とかができているよと。これは、今、農水省のほうで、今までは田布施町も猟友会に頼んで捕獲隊を結成して、ある程度ボランティア的なことでやっていただいていた。捕れたイノシシ等について補助金を払っていたというような格好なんです。今から農水省が進めようとしておりますのは、鹿島市のように、実施隊というものを町の中につくってはどうかというような制度を今進めております。

この中には、確実にボランティアじゃなくして、実際にとっていく人、そこには猟友会の銃の免許を持っておられる方とか、わなの免許を持っておられる方を嘱託職員として雇うぐらいまでの制度に変えていこうというのが、今、農水省が出している制度でございます。

今後、そういう話等もきちんと決まってきましたら、町としてもそれに伴って検討していくこととなります。

また、それをやらなければ、今度は防護柵等も、今、圃場整備が済んでいる地区をどんどん導入しておりますが、ソフトだけの事業はできないよと、鳥獣を捕ることも考えてくださいというように変わっていくと聞いておりますので、そのときが来ましたら、またそのように考えていくこととしております。

○議長（藤山 巖議員） 鳥上課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 空き家対策の特別措置法の法案は成立しておりますが、基本指針とガイドラインはまだ策定をされておられませんので、まず法律に則るためには、空き家対策計画を策定する必要がございますので、まず来年度は調査で、まず基本計画をつくるのが来年の目標になるかと思っております。でないと、基本計画がない限りは国の補助はもらえないという話を聞いておりますので、そういったまず基本計画をつくるということを前提にしていきたいと思っております。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 先ほど言いましたように、町内を歩いてみると、これ、どの方でもみんな言われるんです、今の有害鳥獣と空き家の問題。ひとつよろしくその辺でお願いいたします。

そして、ケーブルテレビと光インターネット、光インターネットは先ほど町長が言われるのには80%を網羅しちよると言われるんですが、どうもうちあたりも来ていないし、なかなかそう行っていないんじゃないかと思うんですが。ケーブルテレビとか光インターネット、若者にとっちゃ最低のインフラ整備と思うわけでございます。いくら若者を田舎に定住してもらおうと思っても、こういうことがちゃんと最低のそういう整備ができていないと、どうしても難しいんじゃないかというのを思います。頑張ろうにも、最低の条件、いくら町が、いろんな人が、観光協会、またいろんな地域交流会、いろんなところで頑張ろうとしても、最低の条件が町が整えちゃかんと、どうしても前に進めんのじゃないかと。

町もそうです。町の職員がいくらやろうと思っても、そういう最低のインフラ整備が整うちょらんと、どうしても人を呼び込めないと。そのあたりを思うわけで、ちょうど今、地方創生ということが出てきて、地方が計画を立ててイニシアチブをとったら、それに対しては国がしっかりと支援をするということでございますので。田布施、県、国にもその辺は十分自分たちが計画を立てて、強く要望して、田布施だけでもここは遅れちよるんじやから頼むというような形で、補助金をもらってきていただきたいと思うんですが、そのあたりをお聞きいたしたいと思います。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 議員のおっしゃることはよく分かるんです。インフラ整備、本当、今から3年前ですか、4年にまだなるかならんかぐらいに、高速通信を含めないと、本町の企業を含めて皆さんが大変だよということで光ケーブルを、これは民間業者がやったと言っていますが、こちらからも随分お願いして、光ケーブルを入れてもらおうと。町もそれに対しては協力しなきゃいかんということで、南基地区にはどうしても町の補助金をつけなきゃやむを得ないということで、南地域については補助を出しました。多くについてはうちが補助金も出さないで、民間業者がちゃんとやってくれたということで非常に感謝しております。

その後は、それぞれケーブルをどれだけ多く運用してもらおうかというのは、向こうから指示してきたのは、10軒程度まともればそこには引きますよというような話があった中において、全体のトータル数字として、ここ三、四年の間に80%近くまで皆伸びてきたという条件であります。

それ以外にも、今言われるように、それはケーブルテレビ等もいろいろと御質問いただいておりますが、実際に田布施町全体のケーブルテレビを仮にやるといったって、高齢者の皆さんのところに引っ張ったって、そねえなものは要らんよちゅう話も聞いたりするんですが、あって非常に助かるし、非常にいいことだという思いはありますが、その活用方法については今後まだまだ研究しなきゃいけないし、ケーブルテレビ自体がこの近辺、柳井も、あるいは下松も光も皆あるんですよ。ないのが本町だけです。

いろいろとお声はかかるんです、引っ張ってもらえませんか。それはそれぞれKビジョンを含めたり、あるいは周防ケーブルなんか言ってくるんですが、全体を見てくれるんかと言ったら、いや、自分たちの収益が上がるこの部署だけ、そんなのにはのれませんという状況なんですよ。

向こうは、経営的面から、人口が多くて、とってくれるところだけを引っ張りたいと。それ以外は

どうなんだと言ったら、それ以外は当面考えられんという状況が話の中に出てくるんです。岩国からも見えました。岩国アイ・キャンとかなんとか、アイ・キャンか何かがこちらへ来て、ぜひともやらせてくださいと、協力してくださいという話もあったんですが、それはちょっと待ってくださいと。経営的困難をあいちよるところへ持ってきて、いいところだけとって逃げようなんていったら、残ったところは今後将来どねえにもならなくなるということなので、今、急いで私はそこまではちょっと考えませんよという話をしている状況です。

それは、希望される方はおられますし、ケーブルテレビをとることによって、フジテレビじゃない、何か特別にテレビが映るので、それが欲しいと。（「フジとテレビ東京」と呼ぶ者あり）何かその辺が入るけ、それが目的だというふうなことを若い方が言われて、私のところに見えた方もいらっしゃるんですが。確かに本町では映らないテレビがあるから、それだったらそこへ住みとうないよと、いつだかの質問にもそういう話がありました。

だけど、それを仮にやって、それだけの費用対効果をかけて、それが実際に若者がこちらへ多くそれを見て入ってくれるんかという、私はそういう考えになりません。やるからには、やはり公正公平に、やっぱり田布施町全域でうまくそれを活用した安心・安全、防災、全て含めた形でケーブルテレビというのはやっていきたいし、それについて若者がどんどん入ってくれるにこしたことはないという気持ちがいつも心の中にありますものですから、現段階ではまだ正直、議員さんの言われるとおり、はい、そうですかと、じゃケーブルテレビというような状況にはいきません。しっかり研究してください。また、議員さん方々からもそういった面をしっかりとやってもらって、こういう方法をしたら、これは田布施町に若い人が多く入るし、ケーブルテレビも隅から隅まで行かないにしても、住民生活基盤区域の中にはこれだけは絶対必要なんだという状況等がつかめれば、本当考えていかなきゃいけない。もちろん時代遅れのことを言いたくないので、新しいものはどんどん取り入れていくのもこれは行政の責任だろうと感じておりますので、その辺はこれからしっかりと研究していきますし、協力をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 今のケーブルテレビの問題ですが、私も実を言うと、フジを見たいという人が町から来て、その人に「フジはちょっと入らんよ、このあたりは」と言ったら、それはとにかくそれを議会でも言うてくれということ言っているんですが、引くとして、今、地方創生とかいろいろございますので、そういうことで、この地域には頼む国会議員の方も2名いらっしゃるの、さっき町長が言われた、田布施だけないんよというようなことで、ぐんぐん押してもらおうと思うんです。

そして、1つは国会議員の奥さんも言いよっちゃった。フジが入らんちゅうて嘆きよっちゃったちゅうことを申し添えまして、本気になっていただきたいと、このように思っております。

それでは、次の質問に。御存じなんですか、それは。

○議長（藤山 巖議員） 次へどうぞ。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） いったいいですか。

それでは、次に2点目の質問を行います。

質問事項は、来年度の国民健康保険税率の見直しについてでございます。答弁者は町長でお願いします。それでは、質問いたします。

国民健康保険の加入者の3分の2が、以前は農業者や自営業者などであった。しかし、現在は失業者や非正規労働者、高齢の年金生活者など、所得の低い加入者が4分の3を占めており、多くの方々から国民健康保険税が高いとよく聞く。負担額は年間収入の約1カ月分に相当する金額であり、支払い能力の限界にあると思われる。こうしたことから、滞納率も高く、平成25年度の徴収率は82.1%であり、17.9%が徴収できない状況である。

平成27年度の国民健康保険特別会計の税収見込みと、平成26年度現時点で7カ月分の療養給付

費、高額療養費等が支払われていると思うが、支払い実績を踏まえた上で、平成27年度の税率はどのようになると見通されているか。

また、他市町では、一般会計から国民健康保険特別会計に法定外（市・町単独）での繰り入れを行い、被保険者の負担軽減を行っている。

ちなみに、平成25年度では、柳井市は2億59万4,000円、岩国市は1億3,371万円、周防大島町は1億3,006万円の繰り入れを行っている。

本町でも、法定外（町単独）での繰り入れを行い、第5次田布施町総合計画に謳っているように、住みよさ山口県一のまちづくりを進めるのならば、高齢の年金生活者の加入が多い国民健康保険被保険者の負担軽減を図られてはどうか、見解を問う。よろしくお願ひします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2点目の来年度の国民健康保険税についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、国民健康保険は、高齢者や所得水準の低い方が多く、医療費水準が高いといった構造的な問題を抱えているため、保険税負担率が高く、医療費に見合う保険税収入の確保が困難であります。

これらの問題を解消するため、国は持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）において、国保を含む医療保険制度改革について、「平成26年度から平成29年度までを目途に順次講ずるものとしています。このため、必要な法案を平成27年通常国会に提出することを目指す」として、消費増税財源による保険者支援制度拡充や財政基盤強化の具体策を進めております。

また、全国市長会や全国町村長会などの団体も、国保制度について、県を軸として保険者の再編・統合を推進し、制度の一本化に向け、抜本的な改革の実現等を国に対して要望している状況であります。

次に、平成27年度の国民健康保険税収入見込みであります。現時点において、前年度当初予算に比べて約2,000万円の減額の3億8,000万円程度と見込んでおります。

また、今年度の療養給付費等についてですが、現時点において前年度の支払い額と比較しますと、一般被保険者分が5.5%増加し、退職被保険者分が21.4%減少しております。また、高額療養費については、一般被保険者分が9.4%増、退職被保険者分が34.5%減で、療養費を合わせた合計では約3.1%の増加となっております。

主な要因は、26年度から、消費税率引き上げに伴う医療報酬の改定が実施されること等によるものであると推測しております。

なお、平成27年度の保険税率については、今年度程度の増加率であれば対応できると見込めるため、現行の税率を据え置く予定であります。

しかしながら、保険給付費等の増加や歳入の落ち込みが見込みを超える場合には、繰り上げ充当を余儀なくされることとなります。

最後に、法定外繰入金についての御提言ですが、一般会計では保険の加入者に限らず全ての住民の方々の税を財源としていることから、国保加入者以外の方々の理解を得られることが難しいとともに、多額の繰入金は一般会計を圧迫することにもなりますので好ましいものではありませんが、今後、町全体の財政状況を勘案して、総合的に判断していくことになると考えております。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 国保税は、今の調子でいくと据え置きが可能、あと5カ月の支払いがあるので、先のことはちょっと分からないということですが、それにしても私がかよとはじいてみるにも、退職者医療のほうはかなりマイナスになって、予算から毎月200万円ぐらい余っている。そして、退職者医療の高額のほうは、毎月、予算から60万円ぐらい余っていると。

しかしながら、一般被保険者のほうは、毎月、予算からすると446万円、高額は100万円程度

上回っている。それを差し引きしても、25年と平成26年度1年間を見通した伸びは2,300万円ぐらいになると思うので、かつがつどうにかやっつけていけるかなど、このように思っております。町長が今言われたのと同じ考えでございます。来年は据え置きで済むのではないかと考えております。

そして、私がよく言います法定外からの繰り入れでございますが、医療費が来年度は上がると、今まで税率を上げたときはいつもそう言っただけで、たまげて大きく上げるわけなんです。それで、何年間か、3年ぐらい上げんでも済むほど、医療費が伸びるときは驚いて上げ過ぎる。そういうことをしないためにも、一般会計から繰り入れて緩和をして、1年ぐらいは余裕を見るということでやっていただきたいと、このように思っております。

それが、先ほど言われた総合的に判断してするという事だろうと思うわけなので、医療費が上がり出したから、それをダイレクトに保険税のほうにぶつけると、それは被保険者のほうは払い切れなくなると思うんです。だから、それを緩和するためにも、ぜひ一般会計からの繰り入れをお願いしたいと、このように思っております。

先ほど町長が言われたように、総合的に判断すると、入れたくはないが、総合的に判断すると言うので、また上げるときになったらしつこく言いますので、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 答弁は要りませんか。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 今ので総合的に検討されるという、そういう事態になったときは、一生懸命私も勉強して、また質問しますので、どうもありがとうございます。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

日程第5. 議案第43号

日程第6. 議案第44号

日程第7. 議案第45号

日程第8. 議案第46号

日程第9. 議案第47号

日程第10. 議案第48号

日程第11. 議案第49号

日程第12. 議案第50号

日程第13. 議案第51号

日程第14. 議案第52号

日程第15. 議案第53号

日程第16. 議案第54号

日程第17. 議案第55号

日程第18. 議案第56号

日程第19. 議案第57号

○議長（藤山 巖議員） 日程第5、議案第43号専決処分の承認について（平成26年度田布施町一般会計補正予算（第5号））から日程第19、議案第57号田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定についてまで、15件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略します。提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提出いたしました15議案の内容について御説明申し上げます。

まず、議案第43号は、地方自治法第179条の規定により専決処分いたしました平成26年度田布施町一般会計補正予算（第5号）について、承認をお願いするものであります。

補正内容は12月2日に公示され、12月14日投開票となりました衆議院議員選挙で最高裁判所裁判官国民審査の費用であり、歳入歳出それぞれ866万1,000円を追加するものであります。

次に、議案第44号は、田布施町一般会計補正予算（第6号）であります。

歳入歳出それぞれ1億3,263万6,000円を追加し、予算総額を61億9,921万3,000円とするものであります。

それでは、補正の主な内容を説明します。

まず、歳入であります。分担金及び負担金は、養育医療負担金の増額補正です。

国庫支出金は、障害者自立支援事業に係る介護・訓練等給付費や障害児通所支援事業費の増額補正等であります。県支出金につきましては、障害者自立支援事業費や子育て支援特別対策事業の増額補正等のほか、西田布施公民館屋上への太陽光発電システムを設置する事業費等の財源として、再生可能エネルギー等の導入推進基金事業4,320万円を追加計上しております。諸収入は、建物等に係る損害共済金の計上であります。町債につきましては、公共土木施設災害復旧事業の増額補正であります。

次に、歳出ですが、まず、総務費は庁舎整備工事の増額のほか、来年1月からの合併60周年記念事業の準備経費等を追加計上しております。また、無投票となりました町長選挙費につきましては、今回、経費が確定したため減額しております。民生費につきましては、障害者自立支援事業の事業費見込みや田布施第二保育園の増改築補助に係る保育所緊急整備事業につきまして、事業要綱の改正による基準額の変更等により増額補正しております。農林水産業費は、多面的機能支払交付金の対象面積の変更等による増額補正であります。土木費は、下水道事業特別会計繰出金の増額補正等であり。教育費は、5,539万2,000円の大幅な増額補正しておりますが、これは西田布施公民館屋上への太陽光発電システム等の整備事業費4,847万1,000円を追加計上したことによるものであります。西田布施公民館は、田布施町地域防災計画において避難所として位置づけられており、また大規模災害時には防災拠点としての活用も想定されることから、今回、停電時における通信機能の維持や避難民の誘導に係る照明等に必要な電源の確保を図ろうとするものであります。災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧事業の追加計上であります。その他の費目につきましては、事業費見込みによる所要の補正であります。

議案第45号から第47号までは、特別会計に係る補正予算であります。

議案第45号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。補正内容は一般被保険者に係る高額療養費の増額等であります。

議案第46号は、田布施町下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。補正内容は、米出及び鳥越ポンプの修繕料の増額であります。

議案第47号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。補正内容は、介護認定審査会費の増額等であります。

次に、議案第48号は、田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例であります。この条例は、地方公務員法第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の降任、免職及び休職の手続などを規定したもので、これまで病気休暇による休職の発令時期を結核性疾患による場合とその他の疾病による場合に分けて時期を定めておりましたが、国の人事院規則において、結核性疾患による規定が削除されましたので、本町もこれに準じた改正を行うものであります。

議案第49号は、田布施町奨学金条例についてであります。

本町における奨学金の貸付者は、ここ5年間で2名と少なく、議会から「制度を見直しては」との御指摘もいただいております。こうしたことから、県内の他市町の奨学金制度を調査しましたところ、本町の貸付月額が低いことが奨学金利用者が少なくなってきた要因の一つと考えられました。このため貸付月額を、高等学校等で現行の「1万円以内」を「2万円から2万5,000円」に、大学等で現行の「2万4,000円以内」を「5万円から5万5,000円」に引き上げるとともに、新たに高等専門学校の貸付月額を「3万円」と規定しようとするもので、これにより奨学金の貸付月額は、県内で最も高い水準になります。

なお、この貸付月額を引き上げに伴い、償還期限を貸付期間の4倍の期間内にするなど、償還面でも配慮しております。

また、そのほか、対象者の範囲拡大や関係条文の整理を行い、改正が全条に及ぶことから、現行の田布施町奨学資金貸付条例を廃止し、新たに奨学金条例として制定しようとするものです。

議案第50号は、田布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。本案は、産科医療補償制度の掛け金が3万円から1万6,000円に引き下げられたことに伴い、健康保険法施行令に規定する出産育児一時金の額が、39万円から40万4,000円に改正されるため、所要の改正を行うものであります。これにより、平成27年1月以降の出産育児一時金について、支給総額を現行と同額の42万円に据え置くものであります。

議案第51号及び議案第52号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方主権改革一括法の施行に伴い、これまで厚生労働省令等で定められていた基準が条例委任事項となり、新たに条例を制定しようとするものであります。

まず、議案第51号は、田布施町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例であります。本案は、介護保険法の改正により、地域包括支援センターにおける包括的な支援事業を実施するために必要な基準を定めるものであります。具体的な基準は、省令に従うべきものと参酌し定めているものがありますが、これまで国の基準で特に支障を生じておらず、今後の基準としても、町として適切と判断するため、国と同じ内容の基準で条例化するものであります。

次に、議案第52号の田布施町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例については、原則的に国の基準と同様としますが、町の独自基準として田布施町暴力団排除条例の趣旨に基づき、暴力団の排除に関する規定を新たに設けるとともに、給付費の過誤や返還請求等に対応できるようにするため、金銭債権の時効は地方自治法により5年と規定されていることから、請求の根拠となる資料等の記録の保存期間を2年から5年に延長することを規定するものであります。

議案第53号から議案第57号までは、田布施町のんびらんど・うましま、田布施町地域交流館、たぶせ特産加工センター、小行司特産加工センター、田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定に関するものであります。

この5施設は、平成18年度から指定管理制度による管理運営を行っており、今年度末で3回目の指定管理期間が満了となりますので、各指定管理者から提出された実績報告書等から課題や問題点を整理しました。

これにより、本年9月に議員全員協議会等で御協議させていただきましたように、指定期間を平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3カ年として、再指定しようとするものであります。

なお、全員協議会でいただきました御意見につきましては、指定管理予定者と十分協議し、効率的で適正な管理運営の実現に町としても取り組んでいきたいと考えております。

以上、議案15件につきまして、その概要を御説明いたしました。詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤山 巖議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

議案第43号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第44号、質疑はありませんか。國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 町長の提案理由の中で説明がございましたが、詳細説明を求めたいと思います。

まず、12ページの財産管理費の庁舎等整備工事、それから13ページにいきまして、企画総務費ですが、確か60周年記念によるものとおっしゃったんじゃないかと思いますが、それがどういうものなのか。それから、21ページ、公民館費、図書館費なんですが、補正額が1,300万円から追加となります。その占める割合から公民館費が大変大きいんでございます。12月の補正ということで、これだけ大きなものが出てきますので、特に公民館費の詳細説明、それから図書館費の工事請負、その上の需用費もお願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） まず、12ページの財産管理費の庁舎等整備工事258万8,000円でございますが、2件ございまして、1件は建設課の雨漏りが止まりませんので、至急、雨漏りの工事をさせていただくというものが118万円程度ございます。残りでございますが、裏玄関、御存じのように非常に古うございまして、風が吹きますと戸が閉まらないような状態になりまして、特に今時分、北風が吹きますと枯れ葉等が庁舎内のほうに吹き込むということが入ってきますので、一応、あそこを今ありますものをのけて自動ドアに改修をさせていただこうということで、140万円程度のもを見込んでおります。それで、これは自動ドアの協会のほうからセンサーとかモーターのほうを寄贈したいというお話がありましたので、今回、その時期にあわせてやらせていただこうと思うものでございます。

○議長（藤山 巖議員） 次は、亀田課長。

○企画財政課長（亀田 典志君） 続きまして、企画総務費の関係でございます。

60周年記念事業ということで、需用費のところへ消耗品費で2万2,000円、それから備品購入費で業務用備品で41万円を60周年記念事業の準備ということで補正を入れさせていただいております。需用費の消耗品につきましては、今回、DVDを自主制作をしたいと考えております。消耗品のほうにつきましては、特に人を中心に、60周年ということで、インタビューしながら撮っていくという形を考えておりますので、そのスケッチブックとかマジック等の消耗品を購入するということでもあります。それから、備品購入につきましても、DVDの自主制作の機器ということでDVDのカメラを購入するものと空撮をしたいというふうに考えておりますので、その機器を購入したいというふうに考えております。それから、そのあと備品購入の中で、1月4日に成人式を行いますので、そこで記念植樹を近隣公園のところへ桜を植えたいというふうに考えておりますので、この経費が10万円ということで計上しております。以上であります。

○議長（藤山 巖議員） ほかは、中村課長。

○社会教育課長（中村 俊彦君） 21ページなんでございますが、歳入でございますが、9ページの7番の教育費県補助金、県が窓口でございますので4,320万円を計上しております。

歳出のほうでございますが、21ページ、2番の公民館費委託料196万6,000円と工事請負費4,650万5,000円、これの説明をさせていただきます。再生可能エネルギー等導入推進基金事業で工事を行うものでございますが、こちらについてでございますが、環境省所管のグリーンニューディール基金を活用した事業でございまして、防災対策上、優先度の高い防災拠点や避難所に多様な再生可能エネルギー等を導入し、災害に強く環境への負荷が小さい自立分散型エネルギーシステムを構築するものでございます。この事業の県要望につきましては総務課が担当しておりましたが、平成26年度当初要望し、9月上旬に交付の内示をいただいております。25年度にも要望いたしましたが、採択されませんでしたので、そういう経緯がございましたので、今年度につきましても当初予算には計上せず、今回12月補正で対応をお願いするものでございます。

事業の概要でございますが、防災拠点に指定をしております西田布施公民館の屋上に太陽光パネルを設置し、太陽光発電設備及び蓄電システムを導入するものでございます。あわせて館内の照明設備を長寿命省エネ対策のLED照明設備に更新するものでございます。なお、LED照明につきまして、防災対策の避難所として必要とされる最低限の機能を維持することを目的としておりますので、

照明設備は3分の1程度が補助対象となっております。今回の事業で全体の照明設備のLED化を予定しておりますので、単独の事業分を含んで計上しております。

それと、避難所の誘導灯といたしまして、公民館入口にハイブリット照明設備の設置も予定しております。これは、太陽光発電及び小型風力発電の両方を備えたLED灯を設置するものでございます。

また、西田布施公民館の屋上の防水でございますが、昭和61年の建築から相当の年月が経過しておりますので、27年度当初予算で陸屋根の防水工事の計上も予定しております。この工事は単独事業でございます。

歳入につきましては、先ほど言いましたけど県の補助金で4,320万円、補助率は10分の10でございます。歳出は、委託料設計管理業務で196万6,000円、工事費で太陽光パネル等設置工事4,650万5,000円を計上しております。

この事業は、26年度事業でございますので、設計監理業務につきましては本年度発注見込みでございますが、工事につきましては、27年度繰り越しで発注の見込みでございます。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 終わりました。國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 図書館費の説明も。

○社会教育課長（中村 俊彦君） 済みません。

○議長（藤山 巖議員） 中村課長。

○社会教育課長（中村 俊彦君） 図書館費でございます。需用費の修繕料でございますが、こちらのほう工事、修繕済ませておりますけど、玄関の入り口の屋根の防水でございますして、雨漏りとかも、ちょっとひどかったものですから、もう修理終わっております。19万4,400円でございます。

工事請負費でございますが、図書館の外壁部分の工事でございます。外部目地のシーリングとかサッシ周りのシーリング、ところどころ雨漏りがございますので今回、本格的にやりたいということでございます。

それと、1回屋根の防水の一部改修、シート防水の張り替えとかそういうのをやらせていただいたらということで上げております。工事費が375万9,000円を予定しております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） わかりました。以前、社会教育についてはプールの件がありますので、途中でこれだけの補正が出てくるのは一体どうしたものかなという思いでお尋ねいたしました。

○議長（藤山 巖議員） 他にございませんか。林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 結局、今聞いたらLEDを、じゃけえ太陽光の発電をやる。それと風力も一緒にやるの、そこで。

○議長（藤山 巖議員） 中村課長。

○社会教育課長（中村 俊彦君） 外灯でございますして、入り口の誘導灯でございます。県道の入り口。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） それで太陽光のあれで避難所としての機能を持つらしいんじゃけど、要は結局、そこで避難所で天候が悪かった場合は何日間くらい使用できる。

○議長（藤山 巖議員） 本城技幹。

○建設課技幹（本城 嘉也君） 3日程度の電気というか、それを確保できる蓄電池を用意し、避難所のほうも今、電気、皆ついていますけど、最低限できるような形で多分3分の1ぐらいの照明器具を使って3日程度の予定でございます。

○議長（藤山 巖議員） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） それでは、なしと認めます。

議案第45号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第46号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第47号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第48号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第49号。國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 一般質問で教育長にはお尋ねをいたしました。特に町長にお尋ねをしたいと思えます。12条の2のところでございます。教育長に最後にお尋ねした。要するにここで2分の1減免を行うというふうに町の施策で行うと。そうしますと2分の1減免に対する裏付けというのがなければいけないんじゃないかと思うんです。基金への繰り入れというのが、この2分の1減免に対して基金への繰り入れるお考えが当然あると思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ありがたいことで、本当に御使用いただけるということが一番大事でありますし、もしそれが裏付けを持たないであとができないということのないように、やはり基金が積み立てていく方法は今後対応してまいります。

○議長（藤山 巖議員） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第50号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第51号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第52号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第53号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第54号、質疑ありませんか。畠中議員。

○議員（7番 畠中 孝議員） 先ほど経済課長に総売り上げの中の占める割合を質問しておりますので、その回答をいただきたい。

○議長（藤山 巖議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 平成25年度ですけど、先ほどお伺いした鮮魚の件ですか。（「違う違う、町外と……」と呼ぶ者あり）

○議員（7番 畠中 孝議員） 要は田布施町内の、町内産の金額と町外から持ち込まれているものの金額の割合を教えてくださいという質問でした。

- 経済課長（向山 智章君） はい、分かりました。
- 議長（藤山 巖議員） 畠中議員、挙手されて。はい、向山課長。
- 経済課長（向山 智章君） 25年度の売上額が全体で3億5,573万円でございます。その内、町外からの品物は3,207万1,000円となっております。
- 議長（藤山 巖議員） 畠中議員。
- 議員（7番 畠中 孝議員） そうすると全体に占める町外が約10%少し切るぐらいの感じになっているんですけども、この状態は適正と考えておられるのか、そのあたり執行部の考えを聞きたいんですけど。
- 議長（藤山 巖議員） 経済課長。
- 経済課長（向山 智章君） 地域交流館のほうでずっと今まで聞き取り等も随分調べてまいりました。その結果が、町外から持ち込んでいるのはやっぱり鮮魚、鮮魚を持ち込んでいるよということがございます。その鮮魚の持ち込み以外の農産物については、ほぼ田布施町にゆかりのある物でやっている、町外から持ち込むようなことはしていないよと、でも、田布施町の土地でできた農産物もあるし、田布施の人がよそでつくった農産物もありますよということでもあります。
- あと、加工品等は田布施の業者さんでやられている加工品等ありますけど、町外から来ているのは魚のときよしさんというのが持って来ておられる、それが町外からの商品であるよということがございます。あとは町外と言っても寿司満さんとかは町内の業者でありますので、まるっきし町外ということになればそれだけでありまして、約3,200万円の売上があったと聞いております。
- 議長（藤山 巖議員） 畠中議員。
- 議員（7番 畠中 孝議員） それで特に魚介類、漁業関係の品物の値段が以前に比べてかなり高いという声が出ております。私もよく利用していたんですが、最近やっぱりスーパーとかに比べてもそんなに安くはない、高いなという印象があつてあまり買い物に行っておりません。そのあたり、どういふふうに受けとめておられるか。
- 議長（藤山 巖議員） 経済課長。
- 経済課長（向山 智章君） 魚等については、基本的には田布施漁協から入れてもらうのが一番いいんですけど、量的にも少ないということで、また消費者のほうからもぜひ魚を入れてくださいという強い要望があつて、過去にマネジャーと副マネジャーとが協議されて消費者、協同組合にとつてもお互いに有益であり、また相乗効果として、他の農作物等も上がっていくことであろうということを入れてるようにしたということでした。魚も高いということがございますが、実際、適正価格といえますか、交流館の地域の市場関係とかスーパーさんとか、そんなところの価格調査等もしてはおられるそうです。余りにも違うような価格がある場合は、それについての指導もしておられるということ。一応、鮮魚についても仕入れ商品ではないから自分で持って来て、余れば持って帰るということですから、余りの価格の開きがよそとあれば指導もしていると聞いております。
- 議長（藤山 巖議員） 畠中議員。
- 議員（7番 畠中 孝議員） そもそも交流館の目的というのは、いわゆる地産池消で中間の業者が入らないから直接生産者から消費者へわたるということで、当然他のスーパー等の販売魚よりも値段が安いというのが印象としてあるので、そのあたりを本当にそういう姿勢で取り組んでおられるのか、もしそうでなければ町としてどういふふうに指導していくのか、そのあたり町長どうですか。
- 議長（藤山 巖議員） 長信町長。
- 町長（長信 正治君） 現段階で交流館が一生懸命やっつけらっしゃること自体は、私は認めておりますし、町のほうから指導という形、それは物が高いとか安いとか、あるいはそのお客がという状況のことはできません。お客さんのほうから田布施町の交流館おかしいよというような問題等が出てくれば、それはちゃんと実際にあそこを運営していただいている交流館に対しては指導していかなくやいけません、今のところそういう話もありません。一生懸命努力されていることは私も分かっておる

つもりなんです、なぜそういう状態が出るかっていうのはちょっと分かりません。今のところはございませぬ。そういうことは。

○議長（藤山 巖議員） 畠中議員。

○議員（7番 畠中 孝議員） 今の値段云々以外に納められている生産者の方と売り上げなどのトラブルというのいろいろと伝わってきておるんですけど、そのあたりが全然役場のほうに声が届いてないんでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） どなたか。町長。

○町長（長信 正治君） あくまでも、あちらで、協同組合の交流館として役職を出されて、組合員300何名、私も昨年、おとしのことで300何名の方が一体となってやられているということでありまして、年に一度の総会にも顔を出して、大和の「里の厨」とかあれができるとか、あるいは柳井の何か437とかそういうのができるときに非常に不安がられてました。ああいうところできたらうちの売り上げ減るよっていう話をされていましたが、決してそれができても売り上げ自体は減ってないように聞いてますし、新しい顧客うちゅうのは、範囲が決まっちゃうんなら、もっと他に販路を探っていかなきゃならないでしょうと、出展者の皆さんもお互いに協力し合って販売の協力をするんだという話は聞いたことがあります。ただ、今どういう状況なのかは、その中での問題でしょうけど、あくまでもそれは交流館の役職の皆さんがしっかり協議されて、出展者にしろ組合員にしろ話し合いをしっかりとされるのが大事だという認識しか今はありません。

先般、話をちょっと聞きましたけど、町が指導する立場にあるところとないところというのはありますよという話をさせていただきました。以前、建物の問題等が出たときには、これは町の建物ですから責任持って町はそれに対応しなきゃいけないけど、中で運営されるのは指定管理お願いしてやってもらってる、その中ではスムーズに話をしてください、あるいはお客さんから多くの苦情がどんどん出てくるということになればまた話は違いますよということでありまして、今のところ町のほうにあそこへ来られた町民のお客さん、あるいは町外のお客さん、そういう方から町のほうに私自身は聞いておりませぬ。担当のほうは聞いておるんかもしれませぬが、それも担当のほうに話があれば必ず報告があると思いますので、現段階ではしっかりと中で協議をされて、せつかくあそこまで育った大事な施設でありますから、しっかりと運営してもらいたいという気持ちを持っています。

○議長（藤山 巖議員） いいですか。

54号、他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第55号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第56号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第57号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

日程第20. 議案第58号

○議長（藤山 巖議員） 日程第20、議案第58号田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第117条により、石田議員の退席を求めます。

[石田修一議員退席]

同じく、議長が除斥となりますので、退席をいたします。副議長と交代のため、ここで暫時休憩します。

[議長、藤山巖議員退席]

午後4時36分休憩

午後4時37分再開

○副議長（清神 清議員） それでは、休憩を取り消し本会議を再開いたします。

議案の朗読は省略いたします。提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、議案第58号について、提案理由を説明申し上げます。

議案第58号は、田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定に関するものであります。

田布施町高齢者介護予防センターは、平成18年度から指定管理制度による管理運営を行っており、今年度末で3回目の指定管理期間が満了となりますので、指定管理者から提出された実績報告書等から課題や問題点を整理しました。これにより、本年9月に議員全員協議会でも御協議させていただきましたように、指定管理を平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3カ年として、再指定しようとするものであります。

なお、全員協議会でいただきました御意見につきましては、今後、指定管理予定者と十分協議し、効率的で適正な管理運営の実現に町として取り組んでいきたいと考えております。

以上、田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とします。

○副議長（清神 清議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第58号、質疑はございませんか。林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 先ほど町長からの提案理由の説明にもありましたが、9月の全員協議会でいろいろ出た。それについて今から指定管理者のほうと協議される、そういうことでいいんですね、町長。そう言われたんでしょ。

○副議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 御提案申し上げている趣旨は指定管理の決定をお願いする議案でございますので、協議はもう既にさせていただいた結果において指定管理をお願いするという提案であります。

○副議長（清神 清議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） そうすると、では変わった内容が出てきているわけですね、今までと。要は結局さっき町長が言われたのは今からまたよう協議しますよと。私は、協議してこうこうこう決まったからこの議案を提出するよというのじゃないと、うそだと思うから、順番が逆だと思つたから今言った。内容については委員会で聞けるけえ、私言うまあかと思つちよつたんじゃないけども。

○副議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私が御提案申し上げた文章の中では、「指定管理者が提出された報告書等が課題や問題点を整理いたしました、これにより本年9月、全員協議会等で御協議させていただきましたように指定管理を」ということで申し上げます。協議しますと、これから協議するという提案はしておりません。

○副議長（清神 清議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） そりゃ、私がどう聞き間違えたかどうかそれは知らんのじゃけども、要は結局いろいろ指定管理者と話されて今までの指定管理の内容と中身が変わってきたんでしょ。それでなかったら議会で、全員協議会で何にも話した意味がないでしょ。言うだけ言わして一切聞かんのですか。

○副議長（清神 清議員） 中田健康保険課長。

○健康保険課長（中田 正美君） 指定管理の資料をお配りさせていただいておると思うんですけども、その中の事業計画書があると思います。事業計画書の中でも、向こうが出してきたものの中でも反映されていると思いますけども、要は今までのいろいろ御指摘があった稼働率が悪いとか、そういったことにつきまして、あの後10月に私も行ってまいりまして、向こうと何度か協議をするうちに、その中で内容を見直して新たな機能訓練とかそういったものやっけていくということで、それによって利用率を増やしていこうということで協議いたしまして、一応そういう内容を確認しております。

○副議長（清神 清議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） そうすると協議をされて改善されたものが、中味はこうこうこうとこの出てくるわけですね、委員会の中で。はい、じゃあ、その時に言います。

○副議長（清神 清議員） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

ここで、石田修一議員、藤山巖議員の復席を求めます。議長交代のためここで暫時休憩をいたします。

午後4時43分休憩

.....

午後4時44分再開

〔石田修一議員、藤山巖議員入席〕

○議長（藤山 巖議員） 本会議を再開いたします。

ただいま議題となっております議案第43号から議案第58号までの16件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第21. 請願第1号

日程第22. 陳情第4号

○議長（藤山 巖議員） 日程第21、請願第1号町道上ゲ線、町道上ゲ西線の改築に関する請願、日程第22、陳情第4号田布施町農業委員への女性登用に関する要望書を議題とします。

請願第1号及び陳情第4号は、お手元に配付の請願文書表等のとおり、経済厚生委員会に付託します。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（ベル）

午後4時46分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 藤 山 巖

署名議員 清 神 清

署名議員 河 内 賀 寿

議事日程(第2号)

平成26年12月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第43号
専決処分の承認について(平成26年度田布施町一般会計補正予算(第5号))
(委員長報告)
- 日程第3 議案第44号
平成26年度田布施町一般会計補正予算(第6号)議定について(委員長報告)
- 日程第4 議案第45号
平成26年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第5 議案第46号
平成26年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第6 議案第47号
平成26年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第7 議案第48号
田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例
(委員長報告)
- 日程第8 議案第49号
田布施町奨学金条例(委員長報告)
- 日程第9 議案第50号
田布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第10 議案第51号
田布施町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例
(委員長報告)
- 日程第11 議案第52号
田布施町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
(委員長報告)
- 日程第12 議案第53号
田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定について(委員長報告)
- 日程第13 議案第55号
たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定について(委員長報告)
- 日程第14 議案第56号
小行司特産加工センターの指定管理者の指定について(委員長報告)
- 日程第15 議案第57号

- 田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定について（委員長報告）
- 日程第 1 6 陳情第 3 号
議会基本条例制定に関する陳情（委員長報告）
- 日程第 1 7 請願第 1 号
町道上ゲ線、町道上ゲ西線の改築に関する請願（委員長報告）
- 日程第 1 8 陳情第 4 号
田布施町農業委員への女性登用に関する要望書（委員長報告）
- 日程第 1 9 議案第 5 9 号
平成 2 6 年度田布施町一般会計補正予算（第 7 号）議定について
- 日程第 2 0 議案第 6 0 号
田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 委員会提出議案第 2 号
田布施町議会委員会条例の一部を改正する条例
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 4 3 号
専決処分の承認について（平成 2 6 年度田布施町一般会計補正予算（第 5 号））
（委員長報告）
- 日程第 3 議案第 4 4 号
平成 2 6 年度田布施町一般会計補正予算（第 6 号）議定について（委員長報告）
- 日程第 4 議案第 4 5 号
平成 2 6 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 4 6 号
平成 2 6 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について
（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 4 7 号
平成 2 6 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 4 8 号
田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例
（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 4 9 号
田布施町奨学金条例（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 5 0 号
田布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 1 0 議案第 5 1 号
田布施町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例
（委員長報告）
- 日程第 1 1 議案第 5 2 号
田布施町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(委員長報告)

- 日程第12 議案第53号
田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第13 議案第55号
たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第14 議案第56号
小行司特産加工センターの指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第15 議案第57号
田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第16 陳情第3号
議会基本条例制定に関する陳情 (委員長報告)
- 日程第17 請願第1号
町道上ゲ線、町道上ゲ西線の改築に関する請願 (委員長報告)
- 日程第18 陳情第4号
田布施町農業委員への女性登用に関する要望書 (委員長報告)
- 日程第19 議案第59号
平成26年度田布施町一般会計補正予算 (第7号) 議定について
- 日程第20 議案第60号
田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第1 議案第60号
田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(委員長報告)
- 追加日程第2 議案第54号
田布施町地域交流館の指定管理者の指定について (委員長報告)
- 追加日程第3 議案第58号
田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定について (委員長報告)
- 日程第21 委員会提出議案第2号
田布施町議会委員会条例の一部を改正する条例

出席議員 (13名)

1番	清神	清議員	2番	河内	賀寿議員
3番	松田規久夫	議員	4番	木本	睦博議員
5番	林山	健二議員	6番	高川	喜彦議員
7番	畠中	孝議員	8番	石田	修一議員
9番	西本	篤史議員	10番	谷村	善彦議員
11番	瀬石	公夫議員	12番	國永美恵子	議員
13番	藤山	巖議員			

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 上部 能之君 書記 松原 唯行君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	富田 辰也君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	亀田 典志君	税務課長	堀川 誠君
経済課長	向山 智章君	建設課長	鳥上 清史君
建設課技幹	本城 嘉也君	町民福祉課長	川添 俊樹君
健康保険課長	中田 正美君	会計室長	大島 克己君
学校教育課長	水田 貴之君	社会教育課長	中村 俊彦君
給食センター所長	中村 和宏君		

午前 9時00分開会
(ベル)

○議長（藤山 巖議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（藤山 巖議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規程により、松田規久夫議員、木本睦博議員を指名いたします。

日程第2. 議案第43号

日程第3. 議案第44号

日程第4. 議案第45号

日程第5. 議案第46号

日程第6. 議案第47号

日程第7. 議案第48号

日程第8. 議案第49号

日程第9. 議案第50号

日程第10. 議案第51号

日程第11. 議案第52号

日程第12. 議案第53号

日程第13. 議案第55号

日程第14. 議案第56号

日程第15. 議案第57号

日程第16. 陳情第3号

日程第17. 請願第1号

日程第18. 陳情第4号

○議長（藤山 巖議員） 日程第2、議案第43号専決処分の承認について（平成26年度田布施町一般会計補正予算（第5号））から日程第18、陳情第4号田布施町農業委員への女性登用に関する要望書まで、17件を一括議題とします。

まず、委員長の審査の経過及び結果の報告を求めます。畠中総務文教委員長。

○総務文教委員長（畠中 孝議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る12月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第43号、議案第44号、議案第48号及び議案第49号、陳情第3号について、12月17日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案4件については、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第43号は全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定し、議案第44号、議案第48号及び議案第49号は、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、陳情第3号につきましては、お手元に配付の審査報告書のとおり、趣旨採択すべきものと決定しました。以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（藤山 巖議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る12月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第55号、議案第56号、議案第57号について、12月15日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案10件については、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号、町道上ゲ線、町道上ゲ西線の改築に関する請願は採択すべきもの、陳情第4号田布施町農業委員への女性登用に関する要望書は、趣旨採択すべきものと決定しました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（藤山 巖議員） これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めまして、これで質疑を終わります。

次に、議案第43号から陳情第4号まで、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

次に、議案第43号専決処分の承認について（平成26年度田布施町一般会計補正予算（第5号））を採決します。

本件に対する委員長の報告は、承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 全員です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第44号平成26年度田布施町一般会計補正予算（第6号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成26年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定についてから議案第47号平成26年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についてまで3件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第45号から議案第47号まで3件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号田布施町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例、議案第49号田布施町奨学金条例の2件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第48号、議案第49号の2件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号田布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例から議案第52号田布施町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例まで、3件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第50号から議案第52号まで3件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号田布施町のんびらんど・うましまの指定管理者の指定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号たぶせ特産加工センターの指定管理者の指定についてから議案第57号田布施町心身障害者福祉作業所の指定管理者の指定についてまで、3件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第55号から議案第57号までの3件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第3号議会基本条例制定に関する陳情を採決します。

本件に対する委員長の報告は、趣旨採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起

立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり趣旨採択をされました。

次に、請願第1号町道上ゲ線、町道上ゲ西線の改築に関する請願を採決します。

本件に対する委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択をされました。

次に、陳情第4号田布施町農業委員への女性登用に関する要望書を採決します。

本件に対する委員長の報告は、趣旨採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり趣旨採択をされました。

日程第19. 議案第59号

○議長（藤山 巖議員） 次に、日程第19、議案第59号平成26年度田布施町一般会計補正予算（第7号）議定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、議案第59号田布施町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

これは、本定例会初日の全員協議会で報告いたしましたように、麻里府小学校の統合のための経費に係るもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億621万3,000円とするものであります。

今回お願いいたします統合経費の合計は702万7,000円で、内訳は、需用費の制服や体操服の費用と閉校式の経費として100万円、役務費にスクールバス自賠責保険料と登録料として10万4,000円、備品購入費にスクールバス購入費589万8,000円の公課費に、重量税2万5,000円を計上し、予備費2万7,000円の減額により、歳出合計額を700万円としております。なお、歳入では、財政基金繰入金700万円を充てることとしております。

以上、議案第59号の概要を説明いたしました。詳細につきましては、質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（藤山 巖議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第59号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規程により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第59号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号平成26年度田布施町一般会計補正予算（第7号）議定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第59号は可決することに決定しました。

日程第20. 議案第60号

○議長（藤山 巖議員） 次に、日程第20、議案第60号田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、議案第60号は田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これまで、地域交流館ふれあいコーナーの出荷者登録料、出荷者年会費及び出品料について、条例上、町内や町外といった区分を設けず、指定管理してまいりました。

しかしながら、本町でも公民館やスポーツセンター等の公共施設の使用料等について、平成23年度から町内利用者、町外利用者の使用料金等に差をつけているように、最近では、使用料等に町内、町外といった区分を設ける事例が多くなってまいりました。

こうしたことから、田布施町地域交流館の指定管理者の指定の審議において、所管委員会である経済厚生委員会から、利用料金の規定を見直してはと御意見をいただき、町も指定管理者と協議を行い、追加議案といった形ではなりましたが、地域交流館のふれあいコーナーにおいても、「町内に住所を有する方、町内で農林水産物を生産する方、または町内で農林水産物を加工した販売物を出荷する業者等」と「そうでない者等」については、出荷者の登録料と年会費でそれぞれ1,000円の差を、また出品料については、「町内に住所を有する者が生産出荷したもの、または町内で生産加工されたもの」と「そうでないもの等」について、その上限割合に5%の差をつけさせていただくことといたしました。

今回、こうした改正を行いますが、地域交流館は、田布施町が他市町に誇れる大切な施設であります。これまでどおり多くの方に利用いただき、今後も町内の農林水産物の生産等が振興されるよう、町も指定管理者と連携を密にし、責任をもって地域交流館の適正な運営に取り組んでまいります。

以上、議案第60号の概要を説明いたしました。詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（藤山 巖議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第60号、質疑ありませんか。畠中議員。

○議員（7番 畠中 孝議員） 初日にもこの件について質問させてもらったんですけども、そもそも交流館事業に関しては、発足の思想から言えば、地元の産品を地元で安く消化するという思想のもとに始まったと思うんですが、最近、以前に比べて商品の値段が高いという声が複数聞いております。そのあたりについてどういうふうにご考えておられるか聞かしてください。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 実際には、指定管理されている協同組合法人交流館のほうで、その辺の設定はされてるわけで、単価設定等が買い物に見えたお客さんからそういう不満が出るということは、そ

の辺の単価をしっかりとお話は申し上げていきたい。

ただ、その経営内容について、あるいは営業内容について、こちらから管理をお願いしている以上、それ以上のことは申し上げられない。そういう苦情が出たという情報があれば、その趣旨はちゃんと指定管理者のほうへ伝えて、しっかりと検討してもらおうという状況しかできないというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 他に質疑はありませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第60号は、会議規則第39条第1号の規定により、経済厚生委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は経済厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

午前 9時20分休憩

午前10時15分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま経済厚生委員長から、追加日程1、議案第60号田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、追加日程2、議案第54号田布施町地域交流館の指定管理者の指定について、追加日程3、議案第58号田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定についての委員会審査報告書が提出されましたので、議案第60号、議案第54号、議案第58号を日程に追加し、追加日程として直ちに議題としたいと思っております。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。

議案第60号、議案第54号、議案第58号を日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思っております。

追加日程第1. 議案第60号

追加日程第2. 議案第54号

○議長（藤山 巖議員） 追加日程1、議案第60号田布施町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、追加日程2、議案第54号田布施町地域交流館の指定管理者の指定についての2件を一括議題とします。

経済厚生委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

本日、12月19日の本会議において、当委員会に付託されました議案第60号について直ちに審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案第60号について、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり全会一致で可決と決定いたしました。

去る12月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第54号について、12月15日及び本日審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。議案第54号について、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり全会一致で

可決と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

- 議長（藤山 巖議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。議案第60号、質疑はありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第54号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第60号、議案第54号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤山 巖議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第60号、議案第54号の2件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第60号、議案第54号の2件は委員長の報告のとおり可決されました。

追加日程第3. 議案第58号

- 議長（藤山 巖議員） 次に、追加日程第3、議案第58号田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第117条により、石田修一議員の退席を求めます。

〔石田修一議員退席〕

- 議長（藤山 巖議員） 同じく議長が除斥となりますので、退席いたします。

副議長と交代のため、ここで暫時休憩します。

〔議長、藤山巖議員退席〕

午前10時19分休憩

.....
午前10時20分再開

- 副議長（清神 清議員） それでは休憩を取り消し、本会議を再開いたします。

委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。木本経済厚生委員長。

- 経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る12月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第58号について、12月15日及び本日審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案第58号について、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり賛成多数で可決と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

- 副議長（清神 清議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第58号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（清神 清議員） 討論なしと認めます。

これから議案第58号田布施町高齢者介護予防センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（清神 清議員） 起立多数。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで石田議員、藤山巖議員の復席を求めます。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

[石田修一議員、藤山巖議員入席]

○議長（藤山 巖議員） 休憩を取り消し、本会議を再開します。

日程第21. 委員会提出議案第2号

○議長（藤山 巖議員） 次に、日程第21、委員会提出議案第2号田布施町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。清神議員。

○議員（1番 清神 清議員） 田布施町議会委員会条例の一部を改正する条例を提案いたします。

現行では、議会広報広聴調査特別委員会を設置し、現在も活動しておりますが、地方自治法の改正により、議員の常任委員会への所属制限がなくなったことから、現状に合わせて、議会広報広聴調査常任委員会の設置を提案するものでございます。

それに伴い、現行どおり、既にある2つの常任委員会へ所属するため改正を行うものでございます。

議会は、町政にかかわる重要な情報を議会独自の視点から、また的確な情報を適宜に町民に伝えるよう努める必要があります。常任委員会とすることで内容がより充実され、また町民に親しまれる議会広報紙となることを願い、提案理由といたします。

議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。委員会提出議案第2号、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております委員会提出議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、委員会提出議案第2号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。委員会提出議案第2号、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤山 巖議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから委員会提出議案第2号田布施町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、委員会提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤山 巖議員） これで本日の日程は、全部終了しました。
以上で会議を閉じます。平成26年第7回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前10時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 藤 山 巖

署名議員 松田 規久夫

署名議員 木 本 睦 博